

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

(補注1)OECDエコノミックアウトルック63(98.5.26発表)

1 日本経済

日本経済は景気の瀬戸際にあり、景気回復のためには効果的な財政刺激策と金融システムの強化が必要。4月24日、日本政府が発表した総合経済対策は景気後退を回避する潜在能力を持っており、この対策が迅速に実施されれば、98年の実質GDP成長率は1.5～2.0%程度になる。しかしながら、景気刺激策を早期に終了させないように留意し、確実に景気回復を持続させることが重要。失業率予測は98年は3.5%、99年は3.6%。

2 アジア危機

アジア危機の原因は日米欧の投資家のアジア経済に対する過度の楽観主義、直接的にはタイバーツの見直しを引き金とした周辺アジア国に対する評価見直し。脆弱なコーポレートガバナンスや、企業の財務情報と政府の関係の不透明性という構造的要因の存在も経済危機を増幅。今回の危機のアジア以外の地域へのインパクトは限定されたものになる。

(補注2)IMF世界経済見通し(98.4.13発表)

98年の世界経済全体の見通しは、アジア経済危機の影響から97年の12月の暫定見通しを下方修正し、3.1%。日本については1.1ポイント下方修正し、ゼロ成長、99年についても1.3%の低成長見込み。日本経済の失速は、アジア危機の影響を受けたものの消費税率の引き上げ、金融システムの不安定さ等国内的な要因によるもので、景気回復には適正な財政刺激とともに、経済構造の改革が不可欠。アジアの危機については98年1月から通貨下げ圧力の弱まり等、金融市場はその底を脱しつつあるが、危機の完全克服や世界経済への影響には依然不透明性が残る。アジア発展途上国の98年の成長率は4.4%。

表1-1-1 OECD諸国の経済成長率、就業者数、失業率の推移と予測

表1-1-1 OECD諸国の経済成長率、就業者数、失業率の推移と予測

(%)

		1995年	96	97		98 (予測)		99 (予測)	
				A	B	A	B	A	B
実質 経済 成長率	O E C D 計	2.2	2.8	3.0	3.1	2.9	2.4	2.6	2.6
	G 7 諸 国	2.0	2.5	2.7	2.8	2.5	2.1	2.2	2.1
	ア メ リ カ	2.0	2.8	3.8	3.8	2.7	2.7	1.9	2.1
	日 本	1.5	3.9	0.5	0.9	1.7	-0.3	2.1	1.3
	ド イ ツ	1.8	1.4	2.4	2.2	3.0	2.7	2.9	2.9
	フ ラ ン ス	2.1	1.5	2.3	2.4	2.9	2.9	2.8	2.8
	イ タ リ ア	2.9	0.7	1.3	1.5	2.1	2.4	2.6	2.7
	イ ギ リ ス	2.7	2.2	3.4	3.3	2.2	1.7	2.1	1.8
	カ ナ ダ	2.2	1.2	3.6	3.8	3.5	3.3	3.3	3.0
	他のOECD諸国	2.9	4.0	4.1	4.3	4.1	3.4	4.0	3.6
E U 諸 国	2.5	1.7	2.6	2.6	2.8	2.7	2.8	2.8	
就業者 数増減率	O E C D 計	1.2	1.1	1.4	1.7	1.2	0.9	1.1	0.9
	G 7 諸 国	0.8	0.7	1.2	1.3	0.9	0.9	0.8	0.7
	ア メ リ カ	1.5	1.4	2.2	2.2	1.4	1.5	0.7	0.8
	日 本	0.1	0.5	1.0	1.1	0.4	-0.1	1.0	0.2
	ド イ ツ	-0.3	-1.2	-1.3	-1.3	0.3	0.1	0.9	0.8
	フ ラ ン ス	0.9	0.0	0.2	0.3	1.0	1.1	1.1	1.3
	イ タ リ ア	-0.6	0.4	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4	0.5
	イ ギ リ ス	1.2	1.1	1.7	1.7	0.8	0.5	0.4	0.0
	カ ナ ダ	1.6	1.3	1.7	1.9	2.1	2.2	2.1	1.8
	他のOECD諸国	2.0	1.8	1.7	2.8	1.7	1.1	1.1	1.4
E U 諸 国	0.6	0.3	0.5	0.6	0.9	0.9	1.0	0.9	
失 業 率	O E C D 計	7.6	7.5	7.3	7.2	7.0	7.1	6.9	7.0
	G 7 諸 国	6.9	7.0	6.8	6.8	6.6	6.7	6.6	6.7
	ア メ リ カ	5.6	5.4	5.0	4.9	4.7	4.8	5.0	5.0
	日 本	3.1	3.4	3.4	3.4	3.4	3.5	3.3	3.6
	ド イ ツ	9.4	10.3	11.4	11.4	11.4	11.5	10.9	11.1
	フ ラ ン ス	11.5	12.3	12.4	12.4	12.0	11.9	11.5	11.3
	イ タ リ ア	12.0	12.1	12.3	12.3	12.2	12.0	12.0	11.8
	イ ギ リ ス	8.6	8.0	6.9	6.9	6.5	6.8	6.4	7.2
	カ ナ ダ	9.5	9.7	9.2	9.2	8.8	8.6	8.5	8.3
	他のOECD諸国	9.0	8.6	8.2	8.0	7.8	7.9	7.6	7.7
E U 諸 国	11.2	11.4	11.3	11.2	10.9	10.9	10.5	10.5	

資料出所：A；OECD「経済見通し No.62 (97年12月) (Economic Outlook No.62 (Dec. 1997))」

B；OECD「経済見通し No.63 (98年6月) (Economic Outlook No.63 (Jun. 1998))」

(注) 1 95年及び96年は「経済見通し No.63 (98年6月)」による数値。97年は、Aは見通し、Bは実績値。

2 失業率は、就業者数と失業者数の合計を分母として算出したもの。したがって、各国で通常公表されている失業率とは算出方法が異なる場合がある。

3 ドイツは、全ドイツの数値。

表1-1-2 IMFによる実質GDP成長率、失業率の動向と予測

表1-1-2 IMFによる実質GDP成長率、失業率の動向と予測

	1995年	96	97		98 (予測)		99 (予測)
			A	B	A	B	
○ 実質GDP成長率(%)							
世界計	3.6	4.1	4.1	4.1	3.5	3.1	3.7
先進国	2.5	2.7	3.0	3.0	2.5	2.4	2.5
G7諸国	2.0	2.5	2.8	2.8	2.3	2.3	2.2
アメリカ	2.0	2.8	3.8	3.8	2.4	2.9	2.2
日本	1.5	3.9	1.0	0.9	1.1	0.0	1.3
ドイツ	1.8	1.4	2.3	2.2	2.6	2.5	2.8
フランス	2.1	1.5	2.3	2.4	2.7	2.9	3.0
イタリア	2.9	0.7	1.3	1.5	2.3	2.3	2.7
イギリス	2.7	2.2	3.5	3.3	2.4	2.3	2.1
カナダ	2.3	1.2	3.7	3.8	3.2	3.2	2.8
その他	4.3	3.8	3.9	4.0	3.3	2.9	3.6
EU	2.5	1.7	2.6	2.6	2.7	2.8	2.8
アジアNIEs	7.3	6.4	6.2	6.1	3.6	1.8	4.5
発展途上国	5.9	6.6	5.9	5.8	4.9	4.1	5.3
アフリカ	2.9	5.5	3.4	3.2	4.7	4.6	4.9
アジア	8.9	8.3	6.8	6.7	5.7	4.4	5.9
アセアン4カ国	8.1	7.1	4.0	3.9	1.7	-2.7	2.5
中東・欧州	3.5	4.9	4.1	4.4	3.6	3.3	4.0
中南米等	1.2	3.5	5.2	5.0	3.5	3.4	4.3
市場経済移行国	-1.3	-0.1	1.8	1.7	3.4	2.9	3.4
中東欧	1.3	1.5	2.4	2.7	3.4	3.9	4.2
ロシア		-2.8		0.4		1.0	1.9
トランスコーカサス・中央アジア		-1.9		0.7		1.7	2.5
○ 失業率 (%)							
先進国	7.3	7.3	7.1	7.1	7.0	7.0	6.7
G7諸国	6.9	7.0	6.7	6.7	6.7	6.6	6.5
アメリカ	5.6	5.4	5.0	4.9	5.2	5.0	5.0
日本	3.1	3.3	3.4	3.4	3.3	3.6	3.6
ドイツ	9.4	10.4	11.5	11.5	11.4	11.4	11.2
フランス	11.6	12.4	12.6	12.5	12.5	11.9	11.3
イタリア	12.0	12.1	12.2	12.3	11.9	12.0	11.6
イギリス	8.2	7.5	5.7	5.6	5.1	4.9	4.8
カナダ	9.5	9.7	9.2	9.2	8.7	8.5	7.5
その他	8.6	8.5	8.2	8.2	7.9	8.5	7.5
EU	11.2	11.4	11.1	11.1	10.8	10.6	10.2
アジアNIEs	2.1	2.3	2.5	2.6	2.6	4.8	3.1

資料出所：A；IMF「世界経済見通し暫定評価（97年12月）（Interim Assessment of World Economic Outlook, Dec. 1997）」

B；IMF「世界経済見通し（98年4月）（World Economic Outlook, Apr. 1998）」

(注) 1 95年、96年及び99年は「世界経済見通し（98年4月）」による数値。97年は、Aは見通し、Bは実績値。

2 ドイツは全ドイツの数値。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第1節 国際機関による経済及び雇用・失業の動向と見通し

1 経済の動向と見通し

(1)先進国の経済の動向について、経済協力開発機構(OECD)の「経済見通しNo.62(97年12月)」では、OECD全体の実質経済成長率について、97年が北アメリカ、多くの欧州諸国の力強さにより3.0%となり、98年も、アジアの動向にもかかわらず2.9%と、ほぼ97年と同じ水準で推移すると見ている。アメリカ、イギリスでは97年から98年にかけて経済成長はより持続可能なペースに減速し、ドイツ、フランス、イタリアでは経済成長が徐々に回復していくと予測している。他方、日本については、経済成長は非常に停滞したものになるとされている。

(2)国際通貨基金(IMF)は、1997年12月に「世界経済見通し暫定評価」を発表したが、その中で、世界経済は97年、98年にわたって4.1%、3.5%の成長をとげると予測している。これは、97年10月にIMFが発表した予測値からは、アジアでの経済・金融危機の影響により、それぞれ0.1ポイント及び0.8ポイント低下した数値となっている。

このアジアの経済・金融危機についてIMFでは、タイや他のASEAN諸国に対する市場心理の悪化に端を発したものであるが、その波及は当初推測されたよりもかなり大きく広範囲に渡っており、实体经济に対する影響はより深刻なものになると予想されるとしている。また、資本流入の急激な低下等の結果、アジアの多くの新興国は今後内需の後退を経験し、それに伴い、輸入量が著しく低下するとともに、国際収支の赤字が減少するだろうとしている。この景気後退は先進国経済にも悪影響を及ぼし、北米やヨーロッパでも海外需要の減退が予想されるが、特に日本へ影響を及ぼすとみている。

ヨーロッパ及び北米では、アジアとの貿易のシェアが比較的小さく、また、最近の経済成長の勢いが予想以上に強いことから、98年の成長へのアジア通貨危機の影響は穏やかなものになるとみられている。アメリカとイギリスにとっては、この穏やかな影響は、インフレ圧力増大のリスクを減少させるプラスの作用を持つことになるとされている。

一方日本では、アジア通貨危機の影響により97年、98年には96年に比べ大きな成長鈍化が見込まれ、97年の成長率は1.0%、98年は1.1%になると予測されている。この98年の予測は、97年10月時点の予測数値より1.1ポイント低下したものとなっている。アジアNIEsにおいても、98年の成長は、97年10月時点の予測の6.0%から3.6%に大きく低下するものとみられている。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第1節 国際機関による経済及び雇用・失業の動向と見通し

2 雇用・失業の動向と見通し

OECD(「経済見通しNo.62(97年12月)」)は、OECD諸国の就業者数の増加率を97年は1.4%、98年は1.2%となると見ている。失業の動向については、97年の失業者数は北米とイギリスを中心に約85万人減少し、99年までには更にEU諸国を中心に100万人ほどの減少が期待されている。これにより、99年にはOECD諸国全体の失業率は7%に低下するが、それでも依然としてEU諸国の失業率は10%以上と高いままであることが予測されている。多くの大陸ヨーロッパ諸国では構造的失業が依然として上昇傾向にある。アメリカでは、経済活動の鈍化により最近の失業率の低下傾向は穏やかに反転をするが、失業率は依然として低い水準に止まることが予測されている。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、EU)

(1) アメリカ

表1-1-3 アメリカの実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

表1-1-3 アメリカの実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

	1994年	95	96	97	(%,万人)			
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月
実質GDP	3.5	2.0	2.8	3.8	4.0	3.4	3.9	3.7
就業者数	12,306	12,490	12,671	12,956	12,870	12,939	12,972	13,042
雇用者数	11,416	11,719	11,952	12,226	12,114	12,185	12,257	12,348
失業者数	800	740	724	674	715	672	666	639
失業率	6.1	5.6	5.4	5.0	5.3	4.9	4.9	4.7

資料出所：アメリカ商務省「Survey of Current Business」等
アメリカ労働省「Employment and Earnings」

注1 実質GDP成長率は対前年(同期)比。

2 雇用者数は非農業事業所雇用者数

ア 経済及び雇用・失業の動向

1991年3月以降景気の拡大が続いている。97年の3月には拡大局面は7年目に入り、戦後3番目の長い拡大局面にある。実質GDP成長率は、94年に3.5%となった後、95年はそのテンポが鈍化し2.0%の成長となったが、雇用の伸びを背景に内需が堅調に拡大したことから、96年には2.8%と回復し、97年も3%を超える伸びとなっている。

雇用動向を見ると、景気回復当初は企業業績は回復したものの雇用の伸びが弱く、「雇用なき回復」と呼ばれる状況が続いたが、93年以降、雇用の回復も堅調となり、97年末までに1,400万人を超える雇用が創出された。特に、サービス部門では、この期間に1,200万人を超える雇用が創出されており、雇用増全体の約86%を占めている。失業率は、91年以降の景気回復過程においても上昇が続き、92年6月には7.7%にまで達した。その後緩やかに低下し、96年4月に5.4%と5%台前半になった後はその水準に定着していたが、97年4月には4.9%と5%を割り込み、97年11月には更に下がって、4.6%と24年1カ月ぶりの低水準となった。この間物価上昇率は2%台の低水準で安定して推移していることから、大統領経済諮問委員会は、アメリカにおける自然失業率(インフレを加速しない失業率)が、80年代当初7%台であったものが、近年5%台前半に低下していると発表した。また、このような長期にわたる景気拡大、低失業、物価安定などを背景として、アメリカ経済は、生産性の上昇に伴い、過去の景気成熟期でみられた過熱・後

退という景気循環のプロセスが弱まり、新しい段階に入ったとする「ニュー・エコノミー論」が展開されるようになった。

イ 雇用・失業対策

(ア) 職業訓練改革法案の審議

97年5月16日、米下院は雇用・訓練促進法案(The Employment, Training, and Literacy Enhancement Act of 1997)を圧倒的多数で可決した。

同法案は、従来、連邦政府の主導によって実施されてきた約60の職業訓練プログラムの予算を3つの総合的な補助金(ブロック・グラント)に統合して各州に分配し、各州政府がその権限と責任の下で職業訓練プログラムの実施を図るものであり、その具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 職業訓練のための補助金を「就職困難者を中心とした成人の職業訓練」、「若年者の職業訓練」及び「生涯教育」の3つのカテゴリーに分けて各州に分配する。
- 2) 各州は、補助金の執行計画の策定に当たって、地域の労使、教育関係者と協議した後、同計画案を連邦政府に提出し、その承認を得なければならない。
- 3) 各州は、補助金を効果的に活用するために、連邦政府が定める基準に基づいて、達成目標を設定する。
- 4) 連邦政府は、上記の目標を上回る成果を挙げた州に対して補助金を増額することができる。一方、2年以上連続して目標を達成できなかった州に対して、補助金の配付額の5%を超えない範囲で、当該州に制裁金を課すことができる。

クリントン大統領も、かねてより教育訓練改革を重点課題のひとつとして掲げ、教育訓練の充実を図ってきており、議会で審議中の同法案について支持の表明を行っていたが、同法案は、下院から上院本会議へ送付された後、上院では審議を終了させることができなかった。しかし、下院可決案と上院での審議案の間には多少の相違はあるものの大筋については合意されていることから、98年の議会会期中には妥協案が上院で成立し、下院との協議を経て大統領に送付される見込みである。

(イ) アファーマティブ・アクションをめぐる動き

連邦最高裁は、97年9月4日、アファーマティブ・アクション(積極的差別是正措置)(注1)を廃止することを定めたカリフォルニア州法について、人権団体による同法の執行差止め請求を却下した。また、11月3日には、同法に関する直接の憲法判断は行わなかったものの、同法の合憲性を認めた連邦高裁の判決を支持し、同法の執行を認める判断を下した。

1964年の公民権法制定の際に導入されたアファーマティブ・アクションは、マイノリティーの雇用機会の増加などに一定の成果をあげてきたが、その一方で、近年、白人の側からは「逆差別」であるとの批判・反発の強まりがみられるようになってきた。

このような中で、カリフォルニア州のウィルソン知事は、95年6月1日、同州におけるアファーマティブ・アクションを廃止する知事令を公布した。さらに、96年11月、アファーマティブ・アクション廃止の法制化(プロポジション209)について住民投票が実施され、同法は賛成55%、反対45%の小差でカリフォルニア州法として成立した(注2)。

これに対して、差別問題に取り組む全米市民自由連合(ACLU)などの人権団体は、同法は合衆国憲法に違反するものであるとして、投票直後にその差止めを求めてサンフランシスコの連邦地裁に提訴した。連邦地裁はこれを認めて同法の執行差止め命令を出したが、連邦高裁は97年4月、同法は合憲であるとして連邦地裁の判決を覆した。その後、連邦高裁は、再審理の請求を却下し、執行差止めを解除したため、

同法は8月28日に法律として発効した。これを受けて、人権団体は連邦最高裁に同法の執行差止めを求めて提訴したが、9月4日請求は却下されていた。

このような動きに対して、クリントン大統領は、97年6月、アファーマティブ・アクション存続について支持を表明するとともに、同制度の改善など人種問題について検討する大統領の諮問機関として、「多人種委員会(multi-racial board)」を発足させているが、一方で、現在、ワシントン州など20以上の州がアファーマティブ・アクション廃止に向けて法整備を検討しており、今回の最高裁の憲法判断によって、カリフォルニア州以外においてもアファーマティブ・アクション廃止への動きが加速するものとみられる。

(注1)

人種的少数派(Racial Minorities)や社会的少数派(Social Minorities)に対し、雇用や教育の場を保障、または優先的に与えるために、連邦政府が打ち出した差別是正措置。法律上は公民権法等により差別は禁止されているが、実際には少数派に対する差別は存在していること、また、過去に差別がなされ、その結果特定のグループの者が過去に不利益を被ったのみならず、その悪影響が現在も残っていることを認識するとき、単に現在差別をしないということに止まらず、一步踏み出して、それら特定のグループの者に対して何らかの前向きな行動をとるべきだ、という考え方に基づいている。具体的には、黒人や女性等を一定の比率で雇用、入学させることなどを義務付け、これを守らないと政府助成を停止する等のペナルティを課される。

(注2)

カリフォルニア州では、95年にカリフォルニア大学評議会が大学入学審査におけるアファーマティブ・アクションの廃止を決定したが、新方式で選抜された新生に占める黒人と中南米系の学生の割合が激減するという事態が起こっている。

(ウ) ファスト・トラック法案

クリントン大統領は、97年9月16日、94年以降失効しているファスト・トラック権限を更新するための政府案を議会に提出したが、11月10日、予定されていた下院での年内の採決を断念し、採決を延期することを表明した。

ファスト・トラック権限とは、複雑化する通商協定の締結交渉に際し、より機動的に交渉を進めるために、議会が有する通商協定の締結交渉権限を期限付きで大統領に付与するものである。これによって、議会は、大統領の締結した通商協定案を承認又は拒否する権限は有するものの、修正要求はできなくなる。

クリントン大統領は、チリの北米自由貿易協定(NAFTA) (注3) への加盟交渉をはじめとして、今後、中南米諸国との自由貿易協定締結交渉などを進めていく上で、94年に失効したファスト・トラック権限の更新が是非必要であるという強い意向を持っており、これまでも94、95年の2度にわたって同権限を更新するための法案を議会に提出してきた。しかし、これらの法案については、新たに環境保護や労働者保護問題に関する協定もファスト・トラック権限の対象とすることとしていたため、これについて議会内の意見が分かれ、共和党の強い反対により成立に至らなかった。

9月16日に議会に提出された政府案では、労働者保護及び環境保護問題に関する協定については、貿易に直接関連性のあるものに限ってファスト・トラック権限の対象としていたが、これに対して共和党からは「あいまいな規定ぶりである」との批判があり、上院では、共和党議員が政府案を変更する独自の法案を作成した。同法案は、労働者保護及び環境保護問題をファスト・トラック権限の対象から外し、新しく設けた国際経済政策目的の項に書き込んだ上で、同項の政策目的についてはファスト・トラック権

限の対象としない旨を明記したもので、11月に上院本会議で可決された。一方、下院では、上院で可決されたものと類似した法案が作成され、クリントン大統領は、下院通過のために必要とされる民主党議員の支持票を獲得するために、自由貿易の拡大に伴う失業対策として労働者の再訓練などに5年間で合計約50億ドルを投じる労働政策を発表するなどして説得に努めたが、十分な支持票を獲得することができず、下院における年内の採決を断念した。しかし、98年は中間選挙が行われる年であり、環境や労働者保護といった論議の多い問題が付随している同案の採決は97年以上に難しくなるものと見られている。

(注3)

米国、カナダ、メキシコの3カ国が、最終的には各国の関税や非関税障壁を撤廃することを目的とした協定案に92年8月に合意し、その後各国での批准手続きを経て、94年1月に発効した。これにより、人口3億7,000万人、市場規模6兆5,000億ドルの世界最大の市場が形成され、米国は経済的優位と世界最大の輸出国としての地位を確保できるとされている。クリントン大統領は、労働と環境については補完協定が必要であるとし、カナダ、メキシコ両国と交渉を行い、93年8月に各国の労働法の履行確保のためのシステム等からなる補完協定が合意された。

(エ) クリントン大統領、一般教書及び99年度予算教書を発表

a 一般教書

クリントン大統領は、98年1月27日、一般教書演説を行い、98年の施政方針を明らかにした。対外面では、アジア金融危機を巡り、経済のグローバル化を強調し、「アジアの混乱は、アメリカを含む世界経済にインパクトを与えるものであり、アジア諸国の経済改革努力を支援する立場から、国際通貨基金(IMF)へのアメリカの関与が必要である。」として、アメリカ主導の支援体制をとることを確認した。一方、内政面では、財政均衡が、当初予定した2002年度を待たず、99年度には確実に達成されるとして、財政黒字で生まれる余力を社会保障制度の再建や教育の拡充などに充てる方針を示した。

演説の主な概要は以下のとおり。

1) 財政

- ・ 今後生じる財政黒字はすべて、2029年には破綻することが見込まれている社会保障制度基金の再建に充てることとし、同制度の改革に2000年までに取り組む。
- ・ すべてのアメリカ人が好調な経済の恩恵を受けられるよう、最低賃金を引き上げる。

2) 教育

- ・ 大学進学のを機会を拡大し、公立の初等・中等教育の水準を世界一にする。
- ・ 教師を新たに10万人採用し教室を増設することにより、初等教育の低学年の一クラス当たりの生徒数を平均18人まで減少させる。

- ・ 全国統一学力テストを実施する。
- ・ 職業訓練の効果的な実施を目的とするGI法案(注4)を成立させ、従来の職業訓練プログラムを包括的な補助金制度に統合する。

3) 福祉

- ・ 従業員への育児支援に関連する事業主の支出に対する税額控除を拡大する。
- ・ 55歳から65歳までの国民(55歳以上の失業者及び62歳以上の早期退職者)に高齢者医療保険(メディケア)の加入権利を与える。また、医療保険の適用対象となっていない子供に対して、貧困者医療保険(メディケイド)などの医療保険を提供する。
- ・ 家族医療休暇法(注5)の適用対象者を1,000万人以上拡大し、労働者が子供の学校の行事や家族の看護のために休暇を取得できるようにする。

4) 通商

- ・ ファスト・トラック通商協定交渉権限の更新を再度要求する。
- ・ 国際的な児童労働を撲滅するための法案を提出する。

5) その他

- ・ 子供をたばこの脅威から守るために、10年間でたばこの価格を1箱あたり最高で1ドル50セント上げ、子供相手のたばこ販売を継続する会社を罰する法律を成立させる。
- ・ 貧困地域の住民の住宅建設などに対する減税を実施する。

(注4)

96年度予算教書の中でクリントン大統領が打ち出した新しい構想で、正式名称は、"Government Issue Bill for America's Workers"であり、職業訓練制度の抜本的改正を行うことを目的としている。従来の職業訓練プログラムは連邦の関与が強すぎて非効率であったとの認識に立って、従来行われてきた70の連邦プログラムを廃止し、低所得の失業者に対する職業訓練のバウチャー制度を創設するとともに、州政府がそれぞれのニーズに合った効率的なプログラムをフレキシブルに実施できるようにするというものである。しかし、この法案はこれまで審議されないまま現在に至っている。

(注5)

93年に成立した法律で、本人の病気、育児、家族の介護の場合に休暇(1年間で最高12週間)を取得することができるというものがある。休暇中の給料の支給は義務づけられていない。

b 99年度予算教書

クリントン大統領は、98年2月2日、99年度(98年10月～99年9月)大統領予算教書を発表した。労働分野では特に、一般教書で取り上げられた職業訓練やファスト・トラック関連に係る予算の要求、育児支援対策の充実や雇用機会均等委員会(EEOC)予算の増額等が要求されている。

1) 職業訓練

- ・ 離職者の再就職訓練に15億ドル(昨年度予算を1億ドル上回り、大統領就任時と比較するとほぼ3倍に当たる水準)を要求する。
- ・ 労働省の雇用・職業訓練プログラムの対象者に退役軍人も含めることとし、そのための予算を今後5年間で5億ドル増額する。これにともない、大統領は近く、退役軍人省の職業訓練その他の支援プログラム予算1億ドルを労働省に移すとともに、退役軍人の職業訓練手当を20%増額する法案を提出する。

2) ファスト・トラック関連

- ・ 通商調整援助プログラム(TAA)とNAFTA通商調整援助プログラム(NAFTA-TAA) (注6) の有効期限を5年間延長するとともに、米国の製造業が海外に移転したことにより離職した労働者もTAAを利用できるようにすることを求める。
- ・ 若年移民農場労働者に対する新たな職業訓練プログラムを開発するためのデモンストレーション・プロジェクト予算として500万ドルを要求する。
- ・ 内外の児童労働を撲滅するための予算として3,700万ドルを要求する。また、税関が児童労働により作られた製品の通関を禁止する新法を施行するために、300万ドルを要求する。

3) 税制

- ・ 育児支援対策を推進するため、企業内の育児施設を新築・増築する事業主、従業員に対する育児支援サービスを外注する事業主、その他育児支援に関するサービスを従業員に提供する事業主、及び育児支援労働者を養成する事業主に対して、今後5年間に5億ドルの減税を実施することを要求する。
- ・ 福祉手当受給者、失業のリスクが高い若年者、退役軍人、その他一定の者を雇用する事業主の支払い賃金に対する減税措置を2000年の4月30日まで延長することを要求する。
- ・ 中小企業がその従業員向けの年金制度を創設することを支援するための3年間の減税措置を行うことを要求する。

4) 雇用差別

- ・ 雇用機会均等委員会(EEOC)予算として15%増の2億7,900万ドルを要求する。
 - ・ 障害のあるアメリカ人法(ADA)の施行を強化するため、法務省人権擁護局予算として7,200万ドルを要求する。
 - ・ アファーマティブ・アクションを実施するための予算として、600万ドル増額の6,800万ドルを要求する。
-

(注6)

通商法に基づいて実施されているプログラムであり、外国からの輸入の増加によってレイオフまたは労働時間の短縮をされた労働者に対して、他の適切な仕事に就くことができるように援助することを目的としている。NAFTAの影響を受ける労働者に対するプログラムは、従来から実施されてきたTAAを原形として作られており、手続きの迅速化、職業訓練期間の延長などの内容の充実が図られている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、EU)

(2) イギリス

ア 経済及び雇用・失業の動向

イギリス経済は、92年の下半期から景気拡大を続けている。96年は、年前半は在庫調整の遅れに伴う生産の回復の遅れ等により拡大のテンポが緩やかであった。しかし同年後半から、生産の回復の兆しが見えはじめ、また個人消費を中心に内需が順調に拡大していることから、景気拡大のテンポは再び高まり、97年に入っても景気は拡大を続けている。97年の実質GDP成長率の政府見通しは3.25%となっている。

国内情勢の変化としては、97年5月に、労働党が総選挙で圧勝し、18年間続いた保守党政権に代わり政権を獲得した。

近年の雇用失業情勢は、景気の拡大に伴って、雇用者が増加を続け、失業率が長期的な低下傾向にあることが特徴である。失業率は92年12月(10.5%)をピークとして低下し、97年8月には5.3%と90年4月以来の低水準を記録している。

しかしながら、若年者の失業率は高く、18～19歳層及び20～24歳層の失業率は年齢層全体の失業率の約2倍程度に達している。(18～19歳層及び20～24歳層の失業率は、97年10月現在でそれぞれ11.2%、8.7%。数値はいずれも原数値。)また、長期失業者数も多く、全体の失業者の半数近くを占めている。(全体の失業者数に占める失業期間が6ヶ月以上の者の割合は、97年10月現在で46.8%)

表1-1-4 イギリスの実質GDP成長率(前年同期比)と雇用・失業の動向

表1-1-4 イギリスの実質GDP成長率（前年同期比）と雇用・失業の動向

(万人、%)

	1994年	95	96	97			
				3月	6	9	12
実質GDP成長率	4.3	2.7	2.0	3.0	2.9	3.4	3.3
就業者数	2,552	2,580	2,602	2,643	2,652	2,662	2,677
雇用者数	2,166	2,199	2,232	2,269	2,280	2,291	2,308
パートタイム労働者数	599	615	646	658	664	672	682
	(27.7)	(28.0)	(28.9)	(29.0)	(29.1)	(29.3)	(29.5)
失業者数	262	231	210	171	160	147	141
失業率	9.3	8.2	7.5	6.1	5.7	5.2	5.0

資料出所：実質GDP成長率は、経済企画庁「海外経済データ 平成10年2月」、その他はイギリス国家統計局「Labour Market Trends Feb,1998」等

原資料出所 実質GDP成長率は、イギリス国家統計局「Economic Trends」

- 注1 97年の実質GDP成長率はそれぞれ1～3月期、4～6月期、7～9月期、10～12月期の対前年同期比、94～96年の就業者数、パートタイム労働者数は6月の数値。94～96年の失業者数、失業率は年数値。
- 2 就業者数は事業所調査で軍人、雇用訓練対策参加者が含まれる。家族従事者は除く。イギリスにはこの他、家族従事者を含み、軍人を除く労働力調査による数値もある。
- 3 カッコ内の数値は雇用者数に占めるパートタイム労働者数の割合。
- 4 失業者の定義は、ジョブセンター（公共職業安定所）に対し、求職者手当を請求し、受給資格を得た者、失業率は、失業者数を労働力人口（事業所調査による各年6月の数値）で除して算出。

イ 雇用・失業対策

(ア) 労働党の選挙綱領

97年5月1日に行われたイギリスの総選挙において、トニー・ブレア党首の率いる労働党が圧勝し、ブレア党首が首相に就任した。また組閣の結果、教育雇用相には、前「影の教育雇用相」のデービッド・ブランケット氏が就任した。

労働党は、これに先立ち、4月3日に選挙綱領を発表したが、その中で教育を最優先課題とするとともに、低インフレ、財政均衡の達成、若年失業者及び長期失業者対策の促進、犯罪対策の強化、他の欧州諸国との建設的な関係の構築等を挙げた。

同綱領の中で、労働分野に関する主な内容は以下のとおりであった。

1) 若年失業者対策

25歳以下の若年失業者25万人に対する就職、就学、職業訓練の機会の提供や、18歳未満の就労者に対する資格取得のための教育訓練受講の権利の供与、長期失業者を雇い入れる企業に対する税の減免等を行う。

2) 教育訓練対策

若年者に対する教育訓練を充実させ、技能水準の高い労働力を確保するとともに国民の生涯学習を推進するために、「産業のための大学(University for Industry)」を官民の協力によって設立する。同大学は企業が行う職業訓練のコストを削減し、労働者に最新の技能を獲得させることを目指しており、特にこれまでコストの面から労働者に対する十分な訓練が難しかった中小企業が利用しやすいものとなっている。カリキュラムは、情報技術、起業家への経営技術の付与等を優先分野とし、インターネット等を利用して訓練を提供する。

3) 最低賃金制度の復活

政労使三者構成の審議会の助言に基づき、最低賃金制度を復活させる(注7)。

4) 現行労働組合法の維持

保守党政権が80年代に制定した労働組合法の主要部分は維持するが、事業主による労働組合の承認については、過半数の労働者が投票で支持した場合にこれを義務づける(注8)。これらについては、労使双方と幅広く協議する。

5) 欧州社会憲章の調印

高い社会コストを維持するためでなく、労働市場の柔軟性を強め、雇用可能性を高めることを目的として、欧州社会憲章に調印する。

(注7)

イギリスにおける最低賃金制度は、労働市場の柔軟化を妨げ、競争力喪失につながる等の理由から、93年に制定された「労働組合改革及び雇用権に関する法律」により廃止されている。

(注8)

現在イギリスの労組は、事業主による承認があつて初めて、事業主との団体交渉を行うことができるほか、団体交渉のための情報提供や整理解雇における協議などの法的権利を享受できることとなっている。そして、事業主が労組を承認するかどうかについては法的規制がなく任意に委ねられている。

(イ) ブレア労働党政権の施政方針

ブレア労働党新政権の下で、97年5月14日、議会在開会され、上院において、エリザベス女王が新政権の施政方針を代読する女王演説が行われた。

同演説では、若年者の教育問題を最優先課題とするとともに、治安、医療制度、欧州問題等、幅広い分野に関して今後の方針が発表された。

主要な経済課題としては、「高度かつ安定的な経済成長と雇用の確保」を掲げており、雇用の分野における具体的な施策は以下のとおりである。

1) 産業、技術の取得、インフラストラクチャー、新技術の分野における投資を促進し、特に、若年の長期失業者を減少させ、競争を促進し、成功した利潤の多いビジネスの育成を支援することに

よって、高度かつ安定的経済成長と雇用を確保することを目指す。

2) 政府は、若年失業者及び長期失業者対策に着手することを誓う。また、失業問題に取り組むために「Welfare-to-Work」プログラムを展開する。

3) 職場における生涯学習を推進する。

4) 最低賃金制度を導入する。

5) 欧州において、先導的な役割を担い、雇用確保、競争促進、単一市場の完成、社会憲章の調印に努める。

一方、ブラウン教育雇用相は、5月2日、就任演説のなかで雇用対策の重点として以下のことを述べた。

1) 若年者に対する教育訓練機会及び国民に対する雇用と自立の場を提供する。

2) 21世紀に向けた労働力を確保し、雇用の安定を増すために、公的部門と民間部門が協力する。

(ウ) 97年度補正予算案の発表

ブラウン蔵相は、97年7月2日、下院において、労働党政権発足後の補正予算案を発表した(注9)。本補正予算案では、企業に対する減税措置を行う一方で、ウィンドフォール税(注10)の導入による総額52億ポンド(1ポンド=約196円、約1兆円)の増税等を打ち出している。政府は、このウィンドフォール税を財源とし、「Welfare-to-Work」プログラムの一環として若年失業者及び長期失業者に対する訓練、雇用援護措置等の「New Deal」政策を実施することとした。その主な内容は以下のとおりである。

1) 若年失業者及び長期失業者対策

若年失業者及び長期失業者の失業保険給付への過度の依存に歯止めをかけ、就職に結びつく技能の向上等を図ることにより雇用を促進することをねらいとしている。

- ・ 若年失業者対策(31億5千万ポンド)(注11)

政府、産業界及びボランティア団体が協力し、6ヶ月以上失業状態にある18~24歳の若年失業者を対象として、各人の状況に応じて以下の4項目のプログラムからいずれか1つを実施する。(注12)

ア 就職先のあっせん。当該若年失業者を雇い入れる事業主には、週60ポンドが6ヶ月間支給される。

イ 環境保護活動での6ヶ月間の就労

ウ 資格の取得を目的としたフルタイムの職業訓練

エ ボランティア組織での6ヶ月間の就労

- ・ 長期失業者対策(3億5千万ポンド)

2年以上失業状態にある長期失業者を雇用するか又は職業訓練を受けさせる事業主に、週75ポンドを6ヶ月間支給する。98年6月から実施する。

なお、若年失業者及び長期失業者がこれらのプログラムに入るまでに、2ヶ月間、ジョブセンターで綿密な面接を受け、就職先を探す「Gateway programme」を受講することが義務づけられ、これによっても就職先が見つからない場合に、提示されたプログラムを行うこととなる。

2) 教育対策(13億ポンド)

21世紀に向けた教育を行うための教育施設の修繕、将来必要となる技能の教育のための投資等を行う。また、中途退学者に対して、今後の職業生活に必要な技能教育を行う。

3) 一人親対策(2億ポンド) (注13)

養育中の子どもが5歳以上である一人親の就業を支援するため、1)求職活動、2)訓練及び技能再開発、3)育児サービスの3分野において援助を行う。

特に、育児サービスの分野での支援を重視していることが特徴であり、学童クラブ(after-school club)の拡充とともに、上記若年失業者対策の一環として保育所等において当該若年失業者の保育分野の職業訓練に5万人分のポストを用意すること等が盛り込まれている。

4) 「産業のための大学(University for Industry)」の設立(設立準備金として500万ポンド)

中小企業の労働者、低技能労働者、失業者等を対象に、衛星放送やインターネット等を利用して家庭や職場と大学を結び、最新の技能訓練や生涯学習プログラムを提供する「産業のための大学」を官民の共同事業として設立し、雇用可能性を向上させる知識や技能を習得させる。

(注9)

イギリスの予算年度は4月から始まる。本補正予算案は、5月に労働党政権が発足したことから、前保守党政権下で編成された97年度予算を年度途中から変更するものである。

(注10)

民営化された公益企業に課される利益還元税。民営化された公益企業の多くは、現在も事実上の独占状態にあり「たなぼた利益(Windfall)」を上げていることから、このような公益企業に対して課税しようとするものである。課税対象となるのは、電力、水道会社、英国航空(BA)、ブリティッシュ・テレコム(BT)など30社である。

(注11)

98年1月より、全国12の地域で試行され、同年4月からすべての対象者に対して実施されることとなった。

(注12)

どのプログラムにも、週1回の職業訓練が含まれる。

(注13)

97年7月下旬から8地域において試行され、98年10月から全国で実施されることになっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、EU)

(3) ドイツ

表1-1-5 ドイツの実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

表1-1-5 ドイツの実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

(%、千人)

	1994年	95	96	97			
				1～3月	4～6	7～9	10～12
実質GDP							
全ドイツ	2.9	1.9	1.4	2.2	1.0	3.0	2.4
旧西ドイツ	2.1	1.5	1.3				
旧東ドイツ	9.6	5.3	2.0				
就業者数							
全ドイツ	35,334	35,217	34,776	34,324			
旧西ドイツ	28,895	28,724	28,388	28,121			
旧東ドイツ	6,439	6,493	6,388	6,203			
被用者数							
全ドイツ					26,908	27,246	
旧西ドイツ					21,766	22,097	
旧東ドイツ					5,142	5,149	
失業者数							
全ドイツ	3,491	3,521	3,848	4,308	4,602	4,275	4,345
旧西ドイツ	2,452	2,488	2,749	2,933	3,217	2,972	2,971
旧東ドイツ	1,041	1,033	1,100	1,375	1,386	1,303	1,374
失業率							
全ドイツ	9.0*	9.4	10.4	11.4	12.0	11.1	11.3
旧西ドイツ	7.9	8.4	9.1	9.8	10.5	9.6	9.6
旧東ドイツ	13.8	14.0	15.7	18.1	18.6	17.3	18.6

資料出所：連邦雇用庁「Amtlichen Nachrichten der Bundesanstalt für Arbeit」

連邦報道情報局「BULLETIN Nr. 4 den 13 Jan. 1998」

経済企画庁「海外経済データ」

表1-1-6 失業の長期化

表 1-1-6 失業の長期化

(単位：月、全職種、男・女、西部ドイツ)

	1982年	83	84	85	86	87	・・・	93	94	95	96
失業期間 の平均	7.6	9.2	10.5	11.6	12.5	13.0	・・・	11.7	12.8	13.5	13.5

資料出所：連邦雇用庁「Amtlichen Nachrichten der Bundesanstalt für Arbeit
Jahreszahlen 1996」

- 注 1 失業期間：調査日と、最後の失業申告を行った日との間の懸隔をいう。
2 各年9月末の数値。

ア 経済及び雇用・失業の動向

景気は、94年から95年初めまで輸出の伸び等により比較的安定して拡大していたが、95年に入ってマルク高による輸出の落ち込み等により減速し、95年末から96年初めまで足踏みをしていた。

その後はマルク高の是正等による好調な輸出等により、対前年同期比実質GDP成長率は96年4～6月期1.1%、7～9月期2.3%、10～12月期1.8%、97年1～3月期1.0%、4～6月期3.0%、7～9月期2.4%と緩やかに回復している。

98年1月にドイツ経済研究所(Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung)が発表した報告書によれば、98年の年実質GDP成長率は、2.5%になると予測されている。

政府(連邦経済省)は、98年1月に発表した経済見通しにおいて、98年は、2.5～3%の経済成長を予想している。

雇用・失業の動向をみると、97年の雇用・失業情勢も、96年と同様戦後最悪の水準で推移した。2月には失業者数約467万人、失業率12.2%と戦後最悪の失業状況になり、夏に向かって6月まではなだらかに低下したものの(6月:11.0%)、失業者数は秋口から再び漸増し、12月には失業率11.8%と12月としては戦後最悪水準となった。97年中は失業率が10%を下回ることなく、年間平均失業者数約438万人、平均失業率は11.4%と戦後最悪となった。

98年の失業率の見通しについて、6大研究所は、97年秋期経済予想では11.5%になるとしている。

もっとも、ドイツ商工会議所(DIHT;Deutsche Industrie-und Handelstag)によれば、鉱工業・サービス分野においては、97年9月末時点で254,000件の職業訓練生契約(Ausbildungsvertrag)が企業と職業訓練生との間で締結されており、これは前年の238,635件より約6.5%の増であって、職業訓練生の職場確保の面では改善している。

ドイツの雇用・失業状況の特徴は、若年者労働者の失業率が低いことと、失業期間1年以上の長期失業者が多いこと、及び著しい東西格差の存在である。

すなわち、多くの先進国で若年労働者の失業率は年齢計の失業率の倍程度に高率であるのに対しドイツでは年齢計の失業率の水準を下回っている。また失業者の3分の1が長期失業者であり、また、東部ドイツの失業率は西部ドイツのそれよりも2倍程度高率である。

イ 雇用・失業対策

高水準での失業率の推移は、景気循環的なものではなく、構造的なものであると考えられている。すなわち、高賃金と高社会保障費負担、解雇規制を始めとするさまざまな規制が経済の活力や国際競争力を

低下させ、事業主の雇用に対する意欲をそいでいるというものである。

こうした中、99年に予定されている欧州通貨統合では、「単年度財政赤字がGDPの3%以内」、「財政の累積赤字がGDPの60%以内」等を統合参加要件にしているが、近時の経済・財政状態(財政赤字の対GDP比は95年が3.6%、96年が3.5%、97年見通し3.5% [6大経済研究所の予測]、累積赤字の対GDP比は96年が60%、97年見通し61%。 [同])では、雇用創出のための財政出動は行いにくく、逆に既存の雇用創出措置(ABM)等の縮減を考慮しなければならない状況にある。

こうした困難な情勢下、連邦参議院においては野党が多数を占めていること等、98年予定の国政選挙にいたるまでは、大きな動きが政府・与党側からは採りにくい状況ではあったものの、与党政府は97年3月に雇用促進法の改正を行った。しかし、続いて企業負担の軽減を図って税制改革も試みたが、野党の反対により97年9月廃案となった。

(ア) 雇用促進法改正(97年3月)

雇用促進法(AFG;Arbeitsförderungsgesetz)は、1969年に制定され、職業紹介、雇用維持、雇用創出、失業保険等について規定する雇用政策の基本法であるが、政府は、悪化する雇用失業情勢を背景に、96年1月30日に発表した「投資と雇用創出のためのアクション・プログラム」(注14)の中で、その見直しを表明した。その後、野党の反対に遭いながらも、97年3月20日、雇用促進法改正法(AFRG)が成立した。

改正法の概要は、以下のとおりである。

(注14)

政労使トップ三者会談等を受けてドイツ政府が発表したもので、事業税、社会保障費負担の軽減等、事業主の負担の軽減により雇用創出を図ることをはじめとする50項目から成るプログラム。

(注15)

雇用促進法に基づき、雇用情勢の悪い地域において、公園・道路の清掃作業等の公共の利益に合致する雇用について労働者の賃金の一部を補助することにより、失業者のために一時的な雇用の場を創出するもの。実施期間は最長6か月である。

(注16)

当該対象者は、ABMにおける賃金及び職業訓練手当を支給される。このような手当等が二重に支給される期間を短縮するための措置。

a 法改正により導入された新制度(97年4月1日施行)

(1) 長期失業者等のための職場適応契約(Eingliederungsvertrag)制度

事業主・労働者・公共職業安定所の三者が結ぶ職場適応契約に基づいて、事業主が公共職業安定所からの助成金支給(最長6か月間にわたり事業主が通常支払う賃金の30%が支給される。)等の支援を受けて、長期失業者等の就職困難者を試験的に雇用する制度であり、1)就職困難者が職業生活に段階的に復帰すること及び2)事業主が就職困難者を正規雇用した場合に生じる各種のリスクを軽減することを目的としている。

政府は、本制度の導入により、企業の新規雇用創出のインセンティブを高め、また失業給付の長期受給者の増大等による失業保険制度の財政的負担を少しでも軽減することを期待している。

職場適応契約制度の概要は次のとおり。

- 1) 本制度の対象となる労働者は、1年以上失業している長期失業者又は6か月以上失業している就職困難者(技能資格のない者等)である。
- 2) 職場適応契約の期間は、2週間から6か月である。
- 3) 職場適応契約は特別な労働契約であり、事業主及び労働者は、契約期間中、特段の理由なしにいつでも契約を終了することができる。また、事業主は、契約期間終了後、当該労働者を雇用する義務はない。
- 4) 事業主は、労働者を、資格取得につながるような職務に就かせることとする。
- 5) 公共職業安定所は、事業主に代わって社会保険料の事業主負担分を負担する。また、病気や休暇等により労働者が職務を履行できなかった場合に各種費用(病気手当等)を負担する。
- 6) 公共職業安定所は、当該契約を結んだ事業主に対して、職場適応助成金を支給する。職場適応助成金の支給金額及び支給期間は、個々の労働者の状況に応じて決定される。

(2) 会社を創業した事業主(自営開始者も含む)の新規雇用に対する採用助成金

本助成金の対象となる事業主は、会社を創業してから2年未満でかつ被用者が5人以下の者であり、このような事業主が新たに専門的な職種で労働者を雇用する場合、最長1年間にわたり公共職業安定所から採用助成金が支給される。なお、同一の事業主については、2人までの労働者に対して当該助成金の支給が認められる。

対象となる労働者は、採用前に3か月以上失業し失業手当を受給していたか、雇用創出措置(ABM) (注15)や職業訓練を受講していた求職者である。また、助成金の支給額は、事業主が通常支払う賃金の50%の水準である。

b 法改正による既存の制度の主な変更(98年1月1日施行。(2)については、97年4月1日施行)

(1) 雇用創出措置(ABM)関連

a ABMの適用事業の範囲の変更

東部ドイツでのABMの適用事業の範囲に、「居住環境の改善」、「市街地建築の修繕」を追加。

b 事業所規模別のABM対象者受入れ数の制限

ABM実施事業所におけるABM対象者の受入れについて、事業所規模が10人以下の事業所では2人以下、事業所規模が10人を超える事業所では、被用者数全体の10%以下かつ10人以下とする。

c 職業訓練の受講期間の制限

ABM実施対象者が同時に職業訓練も受講するとき、その受講期間をABMの対象期間の50%までに制限する(注16)。

d ABM対象者に支払われる賃金については、一般の協約賃金の80%を限度とする(従来は90%が限度)。

(2) 失業手当支給期間における年齢区分の見直し

失業手当支給期間が1年以上となる年齢区分を、現行の「42歳以上」から「45歳以上」に引き上げる。

(3) 公共職業安定所の機能強化

a 各種助成金の支給方針について、関係予算の10%まで公共職業安定所が自由に裁量できることとする。

b 公共職業安定所における予算の翌年への繰り越しを認め、複数年にわたる予算の有効活用を図る。

c 失業手当の不正受給や外国人労働者等の不法就労に対するチェックを厳格化する。

c 社会法典への組み込み

雇用促進法は従来独立した法であったが、98年1月1日から社会法典(Sozialgesetzbuch)中に組み込まれ、その第3編として位置付けられた。

(イ) 税制改革案の廃案(97年9月)

ドイツ政府は、96年4月、99年の欧州通貨統合に向けて国家財政を再建し、企業の賃金外コスト削減により雇用創出の条件を整備することを目的に、税制改革、社会保障改革、労働法制改革等を行うための「一層の成長と雇用のためのプログラム」を発表した。

同プログラムに基づき、税制改革について、政府は、97年1月に、税制改革法案を議会に提出した。同法案は、98年及び99年において、約300億マルク(約2兆2000億円)の大幅な所得税・法人税の減税を実施し、企業の負担軽減を図り、その国際競争力を高め、外国からの投資拡大、雇用創出を目指すもので

あった。しかし、野党の強硬な反対に遭い、与党が多数派の連邦議会は通過したが、野党が多数を占める連邦参議院では否決され、その後の両院協議会での協議においても与野党間の調整がつかず、97年9月26日、ついに廃案となった。これによって、税制改革は、98年9月に予定されている総選挙以降まで検討が先送りされ、その実現は早くても2000年以降のこととなった。

(ウ) 東部ドイツの雇用増のための共同イニシアティブの提唱(97年5月)

96年から97年にかけての冬期失業率が戦後最悪を更新し、特に東部ドイツの失業率が高水準であったことから、97年5月22日、ベルリンでコール首相とシュルテDGB(ドイツ労働組合連盟)会長等の政労使関係者が会談し、「東部ドイツの雇用増のための共同イニシアティブ」が合意された。

会談で同意された点は、おおむね次のとおりである。

a 東部ドイツにおいて、98年から毎年10万人の雇用増を図る。

b 東部ドイツで締結される労働協約については、そのなかに賃金等の決定に関して個々の企業に裁量を与えるとする条項を加える。(注17)

c ドイツ製造業界は、東部ドイツ製品の購入額を、2000年までに95年の1.5倍とする。

d 連邦政府は、東部ドイツへの投資に対する優遇税制の有効期間を、従前の2002年までから2004年までに延長する。

このイニシアティブについて、DGB傘下の金属産業労組(IGメタル)と化学産業労組は賛意を表明しているが、一部の労組では、bについて、地域・産業別に労働条件の最低基準を定める労働協約はこれまで労働者の労働条件の向上に資しており、今回の措置はその効力を弱めるものであるとして懸念を表明した。

(注17)

ドイツでは、地域別(主に州単位)・産業別労働協約の内容が、いわば労働条件の最低基準としてその対象地域に一律に適用されているが、東部ドイツについては、個々の企業の経営状況が大きく異なり一律の適用が困難なため、上記措置が合意されることとなった。

(エ) ワークシェアリングによる雇用創出の提唱(97年1月)

コール首相は、97年に入り、年頭記者会見や連邦議会での施政方針演説で、雇用対策の一環として、残業の削減や短時間労働の拡大によるワークシェアリングによって失業を減らすことを強く訴え、連邦雇用庁のヤゴダ長官も同意を示した。

ワークシェアリングによる雇用拡大効果については、連邦雇用庁の附属機関である労働市場・職業研究所(IAB)が企業からの聞き取り調査を基に実施した試算では、短時間労働への置き換え可能な職種は、社内の職種全体の12.5%であり、これらの職種を2人分の短時間労働に分割すると、約200万人分の雇用が創出可能となっている。また、連邦雇用庁の別の試算では、残業を4割削減すれば30万人分の雇用が創出できるとしている。

ドイツ労働組合連盟(DGB)は、96年11月に開催した組合大会で決定した綱領である「雇用の創出と分割」を受けて、週35時間労働制の全業種への拡大、残業の削減とともに、労働時間短縮によるワーク

シェアリングを政府への要求項目としている。

しかしながら、ワークシェアリングの推進については、事業主の件費負担の増大を避けるために、労働者に賃金の低下を伴う労働時間短縮を強いることになる等の問題点が指摘されており、使用者の代表(金属産業連盟のフント会長等)も、現在以上の労働時間短縮を進めることには強い難色を示し続けている。

(オ) 高齢者パート就労制度の普及

96年8月に施行された高齢者パート就労制度は、年金財政の健全化・高齢労働者の希望にあった就労の促進・若年者の雇用機会の拡大・ワークシェアリング効果を狙って導入されたものである。すなわち、この制度は、事業主が、在職中で満55歳以上の高齢労働者を、年金支給開始までの間、従前のフルタイム就労の労働時間の半分以下のパート就労に移行させ、その移行によって生じた一種の「空きポスト」を新たに求職登録者又は職業訓練生を雇用することで埋めた場合に、連邦雇用庁が、事業主に対してパート高齢労働者に支給する賃金の20%分を補助金として支給することを主たる内容とするものであり、高齢労働者は従前のフルタイム就労により得られた賃金の最大70%が獲得できるというものである。

このような高齢者パート就労制度は、まず96年に化学産業に導入され、続いて、97年には金属産業(IGメタル)や公務・運輸・通信業(OTV)における労働協約締結交渉において、同制度の導入の動きがみられた。

これらの交渉において、労組側は、制度上で高齢パートタイム労働者が得る賃金が前職の70%であることに対して、その賃金レベルでは当該労働者の生活水準の低下を招くとして、協約では、1)企業が更に10%以上の賃金を上乗せして支払うこと、また、2)企業負担の年金保険料を当該労働者のフルタイム労働時の賃金に対する保険料の100%まで増額すること等を要求した。

既に公共エネルギー産業と公務・運輸・通信労組との間の交渉やフォルクスワーゲン社とIGメタルとの交渉において、上記の要求はほぼ妥結の内容となった。金属産業における金属産業連盟とIGメタルとの労使交渉は、長期交渉の末、バイエルン州金属産業での妥結(97年10月)後、ノルトヴェルテンベルク/ノルトバーデン県、ノルトラインヴェストファーレン州で妥結した(97年11月)。ノルトヴェルテンベルク/ノルトバーデン県での妥結内容は、55歳以上の高齢者は、企業との自発的な取り決めによって、高齢者パート就労に移行することができ、その際、従前の「手取り」賃金の82%を保障されるというものである。この他に高齢者パート就労制については、ポストバンクでも取り決められ(97年11月)、ダイムラーベンツ社(98年1月)、ベルリン市(98年1月)でも取り決められた。

(カ) 失業情勢の悪化に伴う失業者等による抗議活動の発生

98年2月5日、連邦雇用庁は1月分の雇用状況を発表したが、これによると失業者数は前月比約30万人増の482万人であり(失業率12.6%)、前年同月と比較しても約16万5千人(同0.4ポイント)増加し、戦後最高記録を更新した。

このような雇用情勢の一層の悪化に対し、ドイツ各地で大規模な失業者等の抗議活動が発生した。

2月5日、ベルリンでは2000人規模の失業者がブランデンブルク門を行進し、深刻な失業情勢が続く中で効果的な失業対策を打ち出すことができない政府を非難し、コール首相の退陣を要求した。また、連邦雇用庁本部のあるニュールンベルク等の各地でも抗議集会が開かれ、約4万人の失業者が約200箇所の公共職業安定所の前や内部で抗議活動を行った。これらの抗議活動は、97年12月半ば以降のフランスでの失業者の抗議活動に影響されたとみられている。

このような行動を組織した「失業者の団体」の指導者は、今後こうした抗議行動を、秋に行われる連邦議会の総選挙まで、毎月初めの連邦雇用庁による雇用失業情勢の発表日に行うと述べている。

雇用情勢の悪化に対応するため、連立与党は急ぎよ、2月3日に長期失業者、若年失業者、職業訓練を受けたことがない失業者、東部ドイツ等の失業情勢の悪い地域の失業者等を主な対象とする「雇用創出の

ための緊急計画」を公表し、連邦議会で議決するよう提案したが、野党との調整がつかず、5日に討論のみが行われ、その後議論は進展していない。

同計画では、1) 短期的政策として、(ア) 社会扶助受給者に対し、連邦政府だけでなく市町村も自己の責任において雇用機会を与えるべきであること、(イ) 98年1月1日から施行された社会法典第3編(旧雇用促進法 [AFG])の施策を政府は着実に実施すること、(ウ) 若年者雇用対策としてハンブルクで試行的に行っている学卒者のためのモデルプロジェクト(注18)のような施策を、市町村も含めた話合いの上、実施すること、2) 中期的政策として、(ア) 失業扶助制度と社会扶助制度との統合(注19)を政府が検討すること、(イ) 社会扶助受給者が働いた方が働かない場合に比べて顕著に有利になるような施策を展開すること、としている。

しかし、市町村において社会扶助受給者を雇用に就かせる政策については、既に多くの市町村で実施に移されており、目新しいものではなく、また連邦政府による財政上の裏付けがないため、新聞等の論評によれば、その効果は疑問視されている。

(注18)

ハンブルク公共職業安定所が州政府及び一部事業所と協力して試行的に実施している施策で、事業主が学卒未就職者(失業者)を職業訓練生として採用した場合に、その費用の半分を公共職業安定所が負担するもの。不参加の学卒未就職者に対しては、州政府が本来その者に対して支給する社会扶助を支給しないという形で職業訓練に参加することを誘導している。

(注19)

ドイツには失業保険制度の一環としての失業扶助(Arbeitslosenhilfe;日本に同旨制度なし。社会法典第3編-旧雇用促進法 [AFG] -に規定。)と、社会扶助(Sozialhilfe;日本の生活保護に類似。連邦社会扶助法 [BSHG] に規定。受給要件に労働者性が要求されていない。)とがあり、失業保険の失業給付の受給要件を満たさない者等に対し支給されている。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、EU)

(4) フランス

ア 経済及び雇用・失業の動向

景気は、95年3月の金融引締めなどから減速し、96年に入っても、フラン安進展による外需拡大等があったものの、内需は盛り上がり欠け、全体では低成長にとどまった。しかし、97年に入り、フラン安が更に進んだこと等から、景気は回復している。

実質GDP成長率は、96年10～12月期に、対前年同期化2.3%増となった後、97年1～3月期は、同1.3%増、4～6月期は同2.6%増、7～9月期は同2.7%増、10～12月期は同3.2%増となっている。

94年半ばから改善した雇用失業情勢は、95年夏から再び悪化傾向となり、失業率は上昇を続け、高水準で推移している。96年12月には12.7%(失業者数は309万人)と、過去最高を記録し、98年1月には12.1%となっている。

表1-1-7 フランスの実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

表1-1-7 フランスの実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

(%、万人)

	1993年	94	95	96	97			
					1～3月	4～6	7～9	10～12
実質GDP	-1.3	2.8	2.1	1.5	1.3	2.6	2.7	3.2
雇業者数	1,307	1,324	1,334	1,332	1,338			
失業者数	317	333	298	308	309	313	313	
失業率	11.6	12.2	11.6	12.3	12.5	12.5	12.5	

資料出所：フランス雇用連帯省「Bulletin Mensuel des Statistiques du Travail」

フランス国立統計経済研究所（INSEE）「Informations Rapides」

- 注 1 実質GDPは前年同期比である
 2 95年6月に失業者の定義変更があり、94年までの数字と95年以降の数字は厳密には接続しない
 3 雇業者数は農業、行政、教育、保健・衛生、社会活動部門を除く雇業者数、各年12月末の数値（ただし、97年については6月末の数値）

イ 雇用・失業対策

(ア) ジョスパン政権の施政方針

シラク大統領は97年4月、欧州通貨統合参加の条件を整えるため、フランス国民議会(下院)を解散し、5月25日及び6月1日に繰上げ総選挙を実施した。その結果、社会党、共産党を中心とした左翼勢力が過半数を獲得し、第一党となった社会党のジョスパン書記長が首相に任命され、93年以来戦後3度目の保革共存政権が誕生した。

ジョスパン首相は、97年6月19日、国民議会において施政方針演説を行った。同演説では、政府が国民との間で、移民問題などの制度改革に関する「共和国協約」及び経済・雇用政策を中心とした「発展と社会連帯協約」の締結を提案するという形で施政方針を提示し、選挙公約に掲げていた雇用問題を最優先課題とすることを確認した。

「共和国協約」では、人道的な新移民政策の策定に加え、公務員の定員削減中止、解雇規制の見直し、及び付加価値税の引下げの検討等を盛り込んでおり、「発展と社会連帯協約」では、「持続的な成長を図るとともに社会連帯と雇用創出をより可能とする成長モデルを創造しなければならない」とし、選挙公約としていた「70万人の若年者雇用の創出」や「週35時間への労働時間短縮」といった雇用促進策を打ち出している。

また、毎年7月1日に改定される最低賃金の引上げ幅を97年は4%とすることを表明した。

(イ) 若年者雇用の就業拡大に関する法の成立

国民議会は、97年10月13日、今後5年間で35万人の若年者雇用に公共部門で創出するための法案(「若年者雇用の就業拡大に関する法」)を可決し、同法が成立した。これについて、シラク大統領は、若年者雇用の促進が最優先課題であることを認めながらも、「雇用創出は民間部門が担うのが望ましく、公共部門で大量の雇用創出を図るのは、失業問題克服の道ではない。」とジョスパン政権とは一線を画す姿勢を示している。

同法の柱は、「若年者雇用促進計画」である。同計画は、地方自治体や各種公共団体が25歳以下の若年者を1年間の期限付き(5回までの更新が可能)で雇用するとき、政府が社会保障分も含めた賃金の8割相当額を助成金として支給するものである。当該若年者には、最低賃金(約6千700フラン、約13万円)が保証されている。

本制度には、2000年度にかけて総額700億フラン(約1兆3千億円)以上の支出が見込まれており、財政負担が重いものとなっているが、政府は、財源を国防予算の圧縮等で捻出し、財政赤字は増やさない方針である。初年度の97年度は5万人、98年度に10~15万人の雇用機会の創出が計画されているが、これによる歳出増として、97年度が20億フラン、98年度は百億フランを予算に計上することとしている。99年度以降は、最高で年間350億フランを充てていくこととされている。

オーブリー雇用連帯大臣は、今回の施策について、「社会における真の需要に裏付けられた本格的雇用の創出を目指しており、同法案で創出された雇用が最終的には正規雇用につながることを希望する」としている。法案作成に当たって、教育・交通・安全等の分野ごとに新規雇用創出に係る調査が実施され、教育関連では、小中学生のクラブ活動の指導、問題のある生徒を個人的に支援するアシスタント、

交通関連では、通学児童や高齢者に同行して交通機関の利用を助ける補助要員、安全関連では、犯罪の被害者の相談に乗り必要な手続き等をアドバイスする専門員等が社会が必要としながら需要が満たされていない新しい雇用として提案されている。

(参考)若年者雇用の就業拡大に関する法の内容

若年者雇用促進計画の概要

・雇用対象となるセクター

教育、健康、文化、裁判など公益性が強く、ニーズがありながらも雇用への対応が不十分とされるセクター。

・受益者

- 雇用連帯契約(CES)又は雇用連結契約(CEC)保持者を含む18～25歳の若年者。
- 50歳以下で失業保険給付を受けていない者、あるいは身体障害者。

・契約を締結できる有資格使用者

- 地方自治体、公法上の機関又は法人、私的非営利機関(協会、互助会など)、低家賃住宅機関など。
- 国のサービス機関、自由競争の下にある民間企業は除外される。

・契約の特徴

- 若年者と使用者の間で私法上の契約が結ばれる。
- この契約は全国最低賃金(SMIC)が保証される5年の有期労働契約あるいは期間の定めのない労働契約である。有期の場合、1か月の試験採用期間がある。勤務形態は特例でパートタイムが認められることもあるが通常フルタイムである。
- 地方自治体、及び公法上の法人(公的商工業機関EPICは除外)の場合、有期労働契約を締結する。
- 使用者が解約する場合には現実かつ重大な事由が存在せねばならない。使用者が有期労働契約を採用期間が一年以上経過した後に期限終了前に解約する場合、労働者は補償金を要求できる。使用者は残っている政府補助金の分について別の若年者と契約を締結することができる。
- 若年者は契約を解約するには2週間の予告期間を義務づけられる(実質採用の場合は除く)。また使用者の合意を得た上で若年者は、別の求人申し出の試験採用に対応できるよう労働契約の一時停止を受けることができる。
- 国家警察より治安補助員として採用された者は、雇用省が(賃金の)80%、内務省が20%分担する公法上の労働契約を締結する。

・資金援助

- 使用者は国より最高5年間にわたり、雇用一件につき全国最低賃金SMIC(福利厚生費を含む)の80%に相当する部分すなわち92,000フランを年間一時金として受け取る。この額は毎年7月1日にSMICにスライド調整される。
- 賃金の残りの部分は使用者の負担であるが使用者は地方自治体、公的機関、私法上又は公法上の法人に賃金支払いの分担を要請することができる。また県は、社会復帰最低収入(RMI)の受益者が若年者雇用促進計画の下で就業する際の支援にRMI用の基金を活用することができる。

・使用者と国との間の協約

- 使用者と国の間には活動計画に基づいて定めた協約(97年10月17日付けの政令No. 97-954)が締結される。
- この活動計画は契約条件を基に選択される。行政の認可を得るために契約条件には活動の継続とその雇用の専門化のための措置が含まれなくてはならない。

- 海外県とサン・ピエール・エ・ミクロン特別自治体に対しては政令により本法律実施の特別措置が定められる。

雇用を目的としたその他の支援

・ 起業支援

企業設立あるいは再建に関心のある失業者への支援制度(ACCRES)は若年者雇用促進計画の条件を満たす労働者に開かれた制度である。企業設立の意志がある若年者は資金援助(平均5万フラン)を受けるか、あるいは設立のため、又は設立後のフォローアップに必要な資金援助を5年間受けられる。

・ 雇用連帯契約(CES)と補足的活動

雇用連帯契約を締結し、さらに別の補足活動を兼業することは政令により定められた条件の下で限られた期間においてのみ可能である。

・ 公共部門での職業訓練

商工業以外の公共部門での職業訓練制度(1998年12月31日まで延長)は継続強化される。実習生採用のための援助(6000フラン)は1997年10月1日より公共部門で復活導入される。実習生の教育訓練を目的とした企業パートナーシップも認められる。

(ウ) 週35時間労働に関する法案

政府は、10月10日、産業別・企業別の労使団体の代表を集めて、賃金・雇用・労働時間に関する全国会議を開催した。ジョスパン首相は、同会議の場で、ワークシェアリングによる雇用創出を目的として、従業員10人以上の企業において2000年1月までに(10人未満の企業は2002年までに)法定労働時間を週39時間から35時間に短縮するための法律案を、97年末までに議会に提出する意向を表明した。これについて、労働組合側は概ね歓迎しているが、賃金の引き下げを伴わない週35時間労働制を一律に実施することは、企業の競争力を損なう可能性があることから、使用者側は強く反発し、フランス経営者連盟会長が辞意を表明するなど態度を硬化させたが、各企業が実際に週35時間労働制を導入するか否かの決定は、企業レベルの労使協議に委ねられることとなり、同法案は98年1月27日より国民議会において審議され、2月10日に国民議会を通過した(詳細は 第3章2節2の「フランスの労働時間」の項参照)。

(エ) 早期退職制度の拡充

政府は、若年者の雇用を促進するため、早期退職制度の一部として失業保険の継続支給を行っているUNEDIC(全国商工業雇用協会連合会)に対し、雇用者1人につき年間40,000フランの助成を行うことにより、従来58歳であった早期退職年齢を56歳へ引き下げることとした。これにより、40年間社会保障費を支払った56歳以上の雇用者は、企業が彼らに替わって新規の雇用者を雇い入れることを条件に、退職前の賃金の65%を保証され、早期に退職することが可能となった。

(オ) 失業者による政府への抗議行動が活発化

(注20)

上記(ウ)参照

(注21)

特別連帯手当(ASS)は、長期失業中に失業保険による手当の受給期間を満了した者等を対象に支給される。支給期間は6か月(更新可能)となっているが、55歳以上の者については、就職の意志、家計の所得総額など、別途に定められている要件を満たす限り、支給期間の限定はない。

(a) 抗議行動の発生

失業保険制度を運営しているUNEDIC(全国商工業雇用協会連合会)が長期失業者に特例措置として支給してきた年末手当(3000フラン:97年12月24日現在1フラン=22.28円)を財政建て直しのために打ち切ったことを発端とし、97年12月半ばから、長期失業者を中心とする失業者の政府への抗議活動が発生した。

失業者らは、年末手当一律支給のほか、社会復帰最低収入(RMI)等の生活保障費の増額を要求し、97年12月半ばから、全国のASSEDIC(地域商工業雇用協会:UNEDICの地域事務所)の建物を占拠し、98年1月初めには、占拠箇所は約30か所に及んだ。また、パリやマルセイユなどの都市で高等師範学校などの公共機関等を占拠し、他の地方都市でも数百人の抗議デモを行うなど、活動はフランス全土に拡大した。

このような抗議行動の盛り上がりに対し、オブリ雇用連帯相は、97年12月24日、各県の知事へ向けた通達で、こうした失業者の一般的な要求には応じることはできないとする一方で、困窮に直面している失業者について、特に緊急の対策が必要と認められる場合には関係機関等と連携して効果的に対応するよう指示した。

また、98年1月3日、同相は、事態の收拾を図るため、UNEDICの職業訓練プログラム等へ5億フラン(約110億円)を充当すると発表し、さらにジョスパン首相は、1月8日に、首相府に労使代表と失業者らを招き会談し、9日、長期失業者を対象とした総額10億フラン(約220億円)の基金の創設などの緊急対策を発表した。

このような、一刻も早い事態收拾を目指した政府とは対照的に、連立与党の共産党や緑の党は、失業者の抗議行動を支持する姿勢を明確に打ち出した。特に、97年7月に決定されたUNEDICの年末手当支給打切りに同意していないCGT(フランス労働総同盟;共産党系の労働組合)は、抗議行動の拡大を呼びかけているといわれ、「財政赤字削減策を放棄して、失業対策を優先すべき」、「失業者が積極的に抗議行動を展開したことで、雇用創出を目的とする「週35時間労働(注20)」に関する具体的な討議の基盤が整った」とコメントした。

(b) 抗議活動の長期化

失業者は、要求事項である生活保障費の増額が認められなかったことなどを理由に、このような政府の対応は不十分とし、抗議行動を継続した。政府は、これらの失業者の抗議活動に対して、1月10日午前、警察により占拠者の強制排除を行ったが、失業者らの政府に対する抗議行動は国民の広い支持を得て(6割以上の仏国民が抗議行動に対し同情的という世論調査もある)、長期化した。

失業者による抗議行動が泥沼化する中で、ジョスパン首相は、13日、恒例の新年記者会見で、政府の全政策が究極的には雇用創出を目指すものであることを強調し、財政による追加支出を新たに行うなどの政策の変更はないと言明した。また、20日には、下院における演説で、「今すぐに最低生活保障を引き上げることは不可能である。」とし、失業者の要求する最低生活保障費の大幅な引上げを拒否し、財政赤字削減を優先する就任以来の経済政策を貫徹する方針を確認し、同時に、「生活援助制度ではなく、労働と生産に基づく社会を築くことが目標」と発言し、雇用促進を目指す「週35時間労働」法案の成立

に全力投球する決意を明らかにした。

一方で、ジョspan首相は、翌21日にテレビに出演し、前日の演説を確認したうえで、購買力低下を防ぐために、今後、最低生活保障費をインフレ率に連動したスライド制とすること、また、2月26日には、最低生活保障手当のうち引き上げが据え置かれていた特別連帯手当(ASS (注21))を月額6%引き上げる等の措置等を発表し、抗議行動の沈静化を図った。

これらの政府の政策に対し、失業者団体は不満を表明しており、抗議活動の続行を呼びかけている。今後抗議がさらに長期化すれば、連立与党の分裂につながる懸念を孕んでおり、政権発足後半年を経過し、ジョspan政権は発足以来最大の試練を迎えた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、EU)

(5) イタリア

ア 経済及び雇用・失業の動向

経済は、93年後半から景気回復局面に入り、その後94年、95年は輸出主導で景気拡大を続けたが、96年からは輸出の伸び悩み、EU通貨統合へ向けた参加基準達成のための財政引締め及び金融引締め等により景気は減速し、実質GDP成長率は96年に0.7%の後、97年1～3月期は-0.5%となった。しかし4～6月期は2.1%となり、景気は緩やかに改善してきている。97年の実質GDP成長率は、政府見通しで1.2%の見込みである。

雇用・失業情勢は景気が拡大してからも悪化傾向が続いており、就業者数はほぼ横ばいであるが、失業率は、94年11.5%、95年12.0%、96年12.0%、97年12.2%と、高水準で推移している。

イタリアの雇用・失業の特徴は、1)女性の労働力率が低いこと(96年の他のG7諸国の女性の労働力率は60%以上であるのに対し、イタリアは43.7%となっている。)2)パートタイム労働の比率が低いこと(96年の就業者に占めるパートタイム労働者の割合は、イタリアの場合、6.6%となっており、10%～20%台である他のG7諸国に比べて低い。)3)失業が若年層や南部地域等の特定層、特定地域に集中していること(14～24歳の若年者の失業率は、年々増加し、96年には34.1%となり、スペインに次いで高い。また、南北地域間の失業率を比べると、96年北部は6.6%であるのに対して、南部は21.7%と、北部の3倍以上)、4)公式の労働市場に現れて来ないいわゆる「闇労働の存在」があげられる。

表1-1-8 イタリアの実質GDP成長率(前年度比)及び雇用・失業の動向

表1-1-8 イタリアの実質GDP成長率（前年同期比）及び雇用・失業の動向

(%、万人)

	1994年	95	96	97			
				1~3月	4~6	7~9	10~12
実質GDP成長率	2.2	2.9	0.7	-0.5	2.1	2.1	
就業者数	2,000	1,994	2,004	1,976	2,004	2,027	
失業者数	268	279	281	281	287	272	285
失業率	11.5	12.0	12.0	12.2	12.4	11.6	12.4

資料出所 実質GDP成長率については、経済企画庁「海外経済データ 平成10年2月」、
 その他は、経済企画庁「海外経済データ 平成10年2月」、OECD
 「Quarterly Labour Force Statistics 1997, No 4」等

原資料出所 実質GDP成長率は、イタリア中央統計局（ISTAT）

注 失業者の定義は、15歳以上で調査週にさかのぼること4週間の間、職がなく、
 求職活動をしていた者

イ 雇用失業対策

(ア) 雇用対策法の成立

12%台の高水準で推移する厳しい失業情勢を改善するために、政府は、96年9月24日、労働組合及び使用者団体との三者で雇用協定を締結した。本協定は、1)労働者派遣制度の導入、2)労働時間の短縮、3)社会保障費の減額による雇用促進措置、4)教育訓練の充実、5)地域対策を主な内容としている。

その後、同協定に盛り込まれた事項を実施するために法制化が進められ、97年6月24日、雇用形態の多様化の促進や政府の助成金支給による新規雇用の創出等を内容とする雇用対策法が制定された。雇用対策法の概要は以下のとおりである。

1) 労働者派遣制度の導入

労働者派遣事業を行おうとする者は、政府の許可を必要とする。派遣先となる企業は、緊急かつ臨時的性質を有し、一般の労働者によっては遂行することができない職種に限って、派遣労働者を就業させることができ、欠勤している一般の労働者、スト中の労働者、無資格労働者又は過去12カ月以内に解雇した労働者の代替要員として派遣労働者を就業させることは禁止される。

労働者派遣契約は、労働者派遣元事業主と派遣先企業との間で締結することとし、その際、要求する派遣労働者の数、職種、勤務時間、給与水準及び社会保障基準等について、明確にしなければならない。また、労働者派遣契約期間の終了に際し、派遣先企業は、派遣労働者と直接に雇用契約を締結することができる。

派遣労働者の賃金及び労働条件は、派遣先企業の一般の労働者と同等のものでなければならず、派遣先企業が就業させる派遣労働者の数は、当該企業内の一般の労働者の数を超えてはならない。

2) 若年パートタイム労働者等を雇用した事業主に対する社会保障費の減額

以下の要件のいずれか一つ以上に該当するパートタイム労働者を雇用した事業主は、社会保障費負担の減額措置を受けることができる。

- ・ 18歳から25歳までの若年失業者を雇用した場合
- ・ 引退前3年以内の高齢者とのジョブシェアにより若年者を雇用した場合
- ・ 離職後2年以内の女性を雇用した場合

3) 労働時間の短縮

週通常労働時間を40時間へ短縮する(注22)。

4) 見習い労働契約制度の改正

見習い労働契約制度とは、若年者が産業界のニーズに応じた技能を学ぶため企業と訓練契約を締結し、企業内で実際に就労しながら職業能力を身に付けることを目的としたものであり、今般、主に以下の事項が改正された。

- ・ 対象年齢層を現行の15～20歳から16～24歳(南部地域の労働者は26歳まで)と拡大する。
- ・ 契約期間を現行の期限なしから18ヵ月～4年と限定する。
- ・ 同制度の枠組みの中で実施される職業訓練は、年間120時間以上でなければならず、時間数については事業主、若年者本人、訓練機関による契約で定める。
- ・ 同制度の対象となる若年者は、職業資格又は義務教育修了証明(注23)を有する者でなければならない。

5) 地域対策

特に経済発展が遅れている地域において、産業別全国労働協約の定める最低賃金を下回る賃金(25%減)の適用を認める。また、失業者を新規雇用する特定の公共団体に対して、助成金を支給する。さらに、失業率が特に高いイタリア南部において、97年12月31日から、雇用プログラムを創設する。当該プログラムは、16歳から32歳までの若年者を新規雇用する事業主に対して、12ヵ月間にわたり、賃金及び社会保障費の助成を行うものである。

(注22)

98年度予算案をめぐる政府・連立与党と再建共産党(PCR)との論争の中で、労働時間のさらなる短縮が議論されている。

97年9月28日に閣議決定された98年度予算案に対し、政府・連立与党を閣外から支える再建共産党は、政府の不十分な雇用対策及び年金歳出の削減を伴う社会保障改革などを不満として不支持を表明した。その後、再建共産党は、政府が雇用対策で歩み寄りを見れば予算案撤回の要求を取り下げるとし、政府・連立与党に対して98年度予算案支持の前提となる協定の締結を申し入れ、両者の合意が成立した。

同協定の中で、週通常労働時間を段階的に短縮し、2001年1月には週35時間制にする方針が明記された。これに対し、イタリア経団連のフォッサ会長は、「労働コストが少なくとも10～12%上昇するばかりでなく、労働市場の硬直化を助長し、南部地域においては雇用の抑制に作用する。」と厳しく批判している。

(注23)

1998年 海外労働情勢

義務教育期間は、96年9月の政労使三者雇用協定により、現行8年から10年に延長され、16歳までの学校教育が保証されることとなっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、EU)

(6) カナダ

ア 経済及び雇用・失業の動向

カナダの景気は95年前半の一時的な減速の後、輸出回復や95年春以降の金融緩和政策が奏効し、96年には再び拡大基調となっている。97年に入ってから、引き続き内需を中心に景気は拡大し、実質GDP成長率は3.8%となった。

就業者数は92年以来一貫して増加傾向で推移しており、96年は1,368万人、97年は1,394万人となっている。失業率は95年に9.5%と1ケタ台に低下した後、96年は9.7%とやや上昇したものの、97年は0.5ポイント低下して、9.2%となった。

表1-1-9 カナダの実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

表1-1-9 カナダの実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

	1994年	95	96	97	(%、万人)			
					1～3月	4～6	7～9	10～12
実質GDP	3.9	2.2	1.2	3.8	3.0	4.1	4.0	4.2
就業者数	1,329	1,351	1,368	1,394	1,381	1,394	1,403	1,412
失業者数	154	142	147	141	142	140	139	132
失業率	10.4	9.5	9.7	9.2	9.3	9.1	9.0	8.6

資料出所：カナダ統計局「Canada Economic Observer」

注 実質GDPは前年（同期）比、就業者数は非農業就業者で、96年四半期の数字は、それぞれ3月、6月、9月、12月の数値。

失業の特徴としては、第1に若年失業率が高いことが挙げられる。97年における15歳～24歳の若年失業率は25歳以上の失業率の2倍を若干上回る水準で推移し、97年12月においても15.8%の高水準となっている。

第2に、男女を比較すると、91年以降男性の方が失業率が高くなっており、特に15～24歳層ではその特徴が顕著であることが挙げられる。96年において15～24歳層では、男性の失業率(17.5%)が女性の失業率(14.6%)を2.9ポイント上回っている。

第3に、失業率の地域間格差が挙げられる。農林漁業の比率の高い大西洋側の諸州において一貫して高い失業率が続いている。96年において失業率が最も低い州は中部のサスカチワン州で6.6%、最も高い州は大西洋に面したニュー・ファンドランド州で19.4%となっている。97年においても同様に、サスカチワン州が最も低く(6.0%)、ニュー・ファンドランド州が最も高い(18.8%)。

表1-1-10 カナダの男女別、年齢階層別失業率

表1-2-10 カナダの男女別、年齢階層別失業率

(%)

	1994年	95	96	97				
					1~3月	4~6	7~9	10~12
全体	10.4	9.5	9.7	9.2	9.3	9.1	9.0	8.6
男性	10.8	9.8	9.9	9.2	9.5	8.8	8.9	8.6
女性	9.9	9.2	9.4	9.2	9.1	9.5	9.1	8.5
15~24歳	16.5	15.6	16.1	16.7	16.7	17.4	16.4	15.8
男性	18.5	17.0	17.5	—	17.8	17.5	16.8	—
女性	14.3	14.0	14.6	—	15.2	17.6	16.0	—
25歳以上	9.2	8.3	8.5	7.8	7.9	7.5	7.6	7.2
男性	9.4	8.4	8.5	—	8.1	7.2	7.5	—
女性	8.9	8.2	8.4	—	7.8	7.9	7.7	—

資料出所：カナダ統計局「Canada Economic Observer」

イ 雇用・失業対策

(ア) 障害者リハビリテーションプログラム(Vocational Rehabilitation of Disabled Persons)の再設計

障害者リハビリテーションプログラム(VRDP)は、1961年に開始された障害者の雇用援助に関する最大かつ唯一のプログラムであり、収入の程度にかかわらず、身体や精神に障害を持つすべての者が常用就職ができるよう援助するものである。このプログラムは、各州において雇用保険法による雇用プログラムを受ける資格のない障害者を対象として実施され、事業主に対する障害者雇用の促進、障害者に対する自営開始の援助、将来の雇用につながる職業経験の提供、技能のレベルアップ等のサービスの提供を行ってきた。しかし、現在、VRDPの対象者約20万人のうち就労可能な状態にある者で雇用されているのは約半数であり、しかもその多くがパートタイム労働者等の非常用雇用である。

VRDPに対する連邦予算からの補助金の支給(注24)は97年3月をもって終了する予定であったが、96年夏の障害者問題に係る連邦タスクフォースの勧告を受け、VRDPに対する補助金の支給は1年延期され、97/98年度においても前年度までと同額の1億6,800万ドル(98年1月現在1カナダドル=約90円)が補助金として措置されることとなった。

97/98年度において、カナダ政府は州・地方政府と協力しながらVRDPの再設計を行っている。この再設計は、労働力の中核として障害者を活用することに焦点を絞った更に効果的な援助を目指すものであり、障害者関係団体との「技能訓練パートナーシッププログラム」に助成を行うなど障害者関係団体等の意見を採り入れながら行われている。

(注24)

VRDPIは基本的には州と地方が50%ずつ資金を拠出して運営されているが、それに加え政府が雇用機会基金として補助金を出している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、EU)

(7) EU

ア 経済及び雇用・失業の動向

EU経済は、1980年代後半は、年率3～4%程度の拡大を続けていたが、90年代に入るとインフレを抑制するための金融引締め等を背景に下降局面に入り、93年はマイナス成長となった。94年には、輸出の好調に伴う設備投資の回復により、EU加盟国全体に順調な景気回復が見られたが、その後95年春の欧州為替相場的大幅な変動による先行き不透明感等から景気は減速し、96年に入ってから景気の足踏みが続いた。しかし、国によって差はあるものの、EU全体で見ると景気は緩やかに回復し、97年に入ってから回復傾向は続いたことから、欧州委員会は、97年秋の経済見通しにおいて、実質GDP成長率は97年には2.6%、98年には3.0%に高まると見込んでいる。

一方、雇用失業情勢を見ると、94年の景気の回復も雇用の回復にはつながらず、就業者数は減少傾向が続き、失業率は95年には若干低下したものの96年には11.0%と高水準で推移している。とりわけ、25歳未満の若年者の失業率は、93年以降20%を超える高水準で推移しており、96年には21.8%となった。しかし、欧州委員会は、97年から99年までの3年間にEU全体で380万人の雇用純増を見込んでおり、失業率も97年には10.7%、98年には10.3%、99年には9.7%へと低下すると予測している。

表1-1-11 EUの実質GDP成長率の動向

表1-1-11 EUの実質GDP成長率の動向

	1993年	94	95	96
実質GDP	-0.5	3.0	2.4	1.8

資料出所：OECD「Main Economic Indicators」

注 EU15カ国の数値であり、ドイツは全ドイツ

表1-1-12 EUの雇用・失業の動向

表 1-1-12 EUの雇用・失業の動向

(千人、%)

	1993年	94	95	96
人口	369,718	370,974	372,100	373,173
15-64歳人口	243,442	244,134	244,828	245,927
就業者数	147,129	146,666	147,695	148,249
対前年伸び率	-1.8	-0.3	0.7	0.4
失業者数	17,766	18,470	17,865	17,176
うち長期失業者の割合	43.2	47.4	49.2	48.2
失業率	10.7	11.1	10.8	10.9
若年者失業率	21.4	22.2	21.6	21.8

資料出所：欧州委員会「Employment in Europe 1997」

注1 EU15カ国の数値であり、ドイツは全ドイツ

注2 「長期失業者」とは、1年以上失業している者。「うち失業者に占める割合」は、オーストリアとスウェーデンを除く。

注3 「若年者」とは、25歳未満の者。

イ 雇用・失業対策

(ア) 欧州理事会

a アムステルダム欧州理事会

97年6月に開催されたアムステルダム欧州理事会では、99年1月に開始を予定している通貨統合後の財政規律を定める安定成長協定に正式に合意するとともに、雇用・成長に配慮した新たな雇用対策を盛り込んだ「成長と雇用に関する決議」を別途採択した。

また、欧州連合条約(マーストリヒト条約)を改正し、新しいEU憲法となる新欧州連合条約(アムステルダム条約)を採択した(詳細は、第2部第2章第3節 参照)。

b 特別雇用欧州理事会(EU雇用サミット)

アムステルダム欧州理事会で採択された「成長と雇用に関する決議」の中で、EU史上初めての雇用に関する首脳会議の開催が決定されたのを受け、97年11月20、21日、ルクセンブルクにおいて、EU15カ国の首脳が参加してEU雇用サミットが開催された。

同サミットでは、議長総括において、若年失業者・長期失業者に対する職業訓練の充実等を内容とする「1998年指針(The 1998 Guidelines)」が合意されるとともに、今後、各国が同指針に基づいて個別に行動計画を作成し、その実施状況を毎年12月の欧州理事会の場で検証することとされた(詳細は、第2部第2章第3節 参照)。

(イ) 「欧州の雇用1997」を公表

欧州委員会は、97年10月1日、「欧州の雇用1997」(サブタイトル「2000年に向けた雇用アジェンダ"An employment agenda for the year"」)を公表した。本報告書は、11月20、21日にルクセンブルクで開催された特別雇用欧州理事会に向けた文書のうちの1つである。

本報告書の概要は以下のとおりである。

「欧州の雇用1997」

1 雇用・失業情勢

96年の経済成長率は1.5%と低かった。その後も、景気回復の加速は97年末まで見込めない状況である。一方、インフレ率は2.5%と安定しており、賃金上昇率は緩やかである。

- 1) 雇用者数は、96年に60万人増加したが、景気後退に伴う雇用喪失分を補い、失業率を低下させるには至らなかった。
- 2) 96年における雇用増はすべてパートタイム労働者であり、この傾向は90年以降続いている。
- 3) 女性の労働力率は56.5%から57%に上昇し、また男性の労働市場からの離脱者も減少傾向にある。
- 4) 97年央の失業率は10.8%と依然として高水準であり、96年において労働力人口の5%以上を長期失業者が占めている。
- 5) 失業者が職を見つけることは困難であり、95年に失業していた者のうち、96年までに職を見つけることができたのは、男性の3分の1と女性の4分の1であった。
- 6) 女性の失業率(12.7%)は男性の失業率(9.4%)よりも3ポイント以上高い。
- 7) 若年失業率は、人口構造的な要素と就学率の上昇により若干低下したが、依然としてEU平均で20%を超えている。
- 8) 過去10年間の雇用喪失は、EUの雇用者全体の4分の1に満たない部門で集中して起こっている。

2 主な論点

(1) 雇用創出

雇用における最も重要な課題は、依然として明らかに雇用創出である。94年から96年にかけて、雇用機会があまり拡大しなかったのに対して、労働市場参加者が増加した結果、欧州では2000万人に上る余剰労働力が生まれ、失業者となっている。これらの流動性をもった余剰労働力の潜在的な成長力を活用する方策が必要である。

- 1) 純粋な雇用創出は、短期的には、主に生産高の上昇率に依存しているが、長期的には、各国における雇用に関する制度の構造の違いや、雇用政策を他の社会政策の中でどの程度優先させるか、そしてそれらを生産性の上昇と競争力の維持との間でどのように折り合いをつけていくかということに依存する。
- 2) 企業の雇用創出意欲を喚起するような税制優遇システムを整備する。
- 3) 投資、とりわけ欧州規模のインフラ整備は、インフレのリスクをより少なくして競争力と生産性を向上させるとともに、雇用に対して大きな影響力を持つ。
- 4) 雇用創出は、良好な経済環境を作り出すことによってもたらされる。製品及びサービス市場は、より効率的に機能することにより、新たな雇用機会を生み出し、労働需要を高める必要がある。

(2) 労働者の技能レベルの格差の拡大

高齢化と技術革新の進展により、労働者の技能レベルの格差が拡大している。欧州社会は、需要の高い新技能を身に付けた若年者が減少し、需要の低い技能しか持たない高齢者が増加している中で競争力を維持しなければならないため、労働者に最新の技能を獲得させるための訓練や生涯学習を提供することを目的とした戦略が必要である。具体的には、1)基本的な教育・訓練システムを再構築し、若年者が職業生活に適応できる技能を身に付けられるよう、学校から職場への橋渡しをすること、2)成人労働者が新技術に適応できるよう、企業と協力して職業訓練の充実を図ること、3)失業者と障害者を対象とするプログラムを、インセンティブをもたせ、雇用機会を

拡大させるものに改善することである。労働者の技能レベルの格差を縮小させることは、より柔軟でダイナミックな労働市場を実現させるための鍵となる。

(3) 雇用形態の柔軟化

欧州の労働市場では、製品及びサービス市場の柔軟化は、非典型的な雇用契約を導入することであると解釈され、パートタイム雇用や有期雇用契約によって、成長率が低く不安定な市場がもたらされた。今後は、このような非典型的な雇用形態の在り方を再検討する新たな政策が必要である。この政策については、政労使によって十分に協議し、非典型的雇用に必要な社会的保護を拡充するものとすべきである。

(4) 賃金格差の拡大

欧州における賃金格差は、EU加盟国間のみならず地域間でも拡大しており、その差はアメリカ以上に拡大している。また、時間当たり平均労働コストも国によって幅がある。このような格差は、主に労働生産性の違いから生じている。欧州とアメリカにおける地域間の労働コストの違いについて分析すると、地方の不十分なインフラ整備や低技能な労働力等が、賃金格差とともに経済成長と雇用創出の不均衡を生じさせる重要な問題となっている。したがって、これらの問題とともに、雇用創出を妨げる労働市場の硬直性を修正することに重点を置いた政策を実施する必要がある。

(5) EU域内外の労働移動

EUに流入する移民の規模は比較的小さく、95年では全労働力人口の0.5%未満となっている。移民の流入ペースは、90年代初めからかなり鈍化している。移民労働者に対する政策については、EUにおける労働需要の超過分の吸収を優先するとともに、移民のEU経済に対する貢献を認識し、貢献に見合うだけの権利の向上を図る必要がある。

EU域内では、加盟国間の労働移動は、労働力人口の2%未満と少なく、アメリカよりもかなり少なくなっているが、加盟国内の地域間の移動はそれよりもかなり多く、アメリカに匹敵するほどである。地域間の移動は、ほとんどの場合、雇用や教育・訓練の機会に関連している。特に若年者にとって移動の機会は重要なものであり、これらの者が就労する地域を自由に選択できるようにする政策が必要である。

地域間の移動は、欧州、アメリカともに90年よりも94年の方が少なくなっており、これは、経済成長の鈍化によるものと考えられる。また、欧州及びアメリカでは、失業者の広域的な労働移動には制約があるため、これらの制約を緩和する政策が必要である。

(6) 転職しやすい環境づくり

労働市場の柔軟性を高める上で、労働者が転職しやすい環境づくりは重要であるが、これに関しては、EU加盟国のほとんどで高い実績があがっている。95年の転職率をみると、男性が約16%、女性が約19%である。転職を容易にし、必要な再訓練を確実に受けられるようにすることは、技能者の不足を解消し、生産性の格差を縮小することによって成長と雇用創出を促進するのに重要である。

(7) 労働者の能力を最大限に生かすための取組

柔軟な労働市場では、事業主による労働者の能力を最大限に生かすための取組が重要であり、そのような取組が不十分な企業では、労働者の訓練参加率が低く、障害者の雇用率も低くなっている。危険な労働条件と安全基準の不足のために障害者となるケースが多く、毎年1,000万人の労働者が、労働災害に遭っている。労使が合意した安全衛生基準を実施することによって、職場の安全度は高まり、公的支出は削減され、雇用可能性を高めることができる。

(8) ダイナミックな労働市場

平均して失業者の30%が1年以内に職を見つけており、この割合は経済成長とともに少しずつ上昇している。慢性的な長期失業者は、持続的な雇用成長によって解消すると考えられることから、失業者に対する政策については、1)十分かつ持続的な経済成長をもたらすこと、2)失業者の技能を労働市場のニーズに応じたものにする事により、雇用可能性を高める取組みをすること、3)企業環境を向上させ、簡素化すること、の3点に留意する必要がある。

3 2000年に向けた雇用アジェンダへの前進 (注)

今後雇用問題に取り組むに当たっては、誰がどのような責任を負うのかを明らかにする必要がある。

- ・ 加盟各国は、雇用政策と持続的成長の提供、そして良好な企業環境に関して責任を持つ。
- ・ 事業主は、自らの企業の競争力と雇用創出能力を維持しなければならない。労働者の生産能力を維持・向上させ、労働意欲を持たせるためには、事業主が継続的な訓練を企業のコストというよりもむしろ投資として提供していく必要がある。また、企業が、設立の初期や移転した際に政府の複雑な規制に直面して多くの雇用が失われることがあるが、そういったことを防ぐためにも、企業を取り巻く環境を簡素化しなければならない。

・労働組合は、投資、生産性、社会保障を向上させ、雇用を創出させるような賃金決定に対する責任を持ち、労働市場における公平性を促進するのに重要な役割を果たす。

・地方政府は、国家戦略の枠組みの中で、すべての関連組織を統合して地方の発展のために取り組み、また、地方のリストラチャリングを促進する役割も果たさなければならない。

・労働者は、労働に対するインセンティブを持ち、新たな技能を取得すること等により、個人としての責任を果たさなければならない。

・欧州連合の諸機関にも、重大な役割がある。アムステルダム欧州理事会での結論を受け、欧州委員会は、97年終わりに開催される特別雇用欧州理事会に、合同雇用報告と加盟国雇用政策指針を提出することになっている。これらは、2000年に向けた雇用アジェンダを明確に示したものであり、さらに、欧州においてより良い雇用を生み出すための政策運営の根底をなすものである。

(注)欧州委員会は、97年7月16日、21世紀に向けたEUの政策を包括的に概観するコミュニケーション「アジェンダ2000」を発表した。これは、欧州の今後の3つの課題、すなわち政策強化、拡大、財政の枠組みについて、欧州委員会の見解を詳細に述べたものであり、4つの行動方針、1)持続的で雇用創出的な成長基盤の創出、2)研究・技術開発、3)雇用システムの近代化、4)生活水準の向上、が提示されている。

(ウ) 雇用に関連した指令等

a コミュニケーション「欧州連合における社会保障:近代化と改革」

欧州委員会は、97年3月12日、「欧州連合における社会保障:近代化と改革」と題するコミュニケーションを採択した。

本コミュニケーションは、95年10月31日に採択された「欧州社会における社会保障の将来」と題するコミュニケーションに続くものであり、現行社会保障制度について、それ自体は維持されなければならないが、他方経済的社会的要請に応えるために抜本的な改革が必要であるとしている。

本コミュニケーションの概要は以下のとおりである。

1) 社会保障制度改革が必要である理由

社会保障制度は、EU加盟国における公的扶助、医療、年金等の制度を支える重要な役割を果たしてきた。しかし、その目的や仕組みは確立されてから長い時間を経ており、近年の労働市場政策の変化、社会における男女の役割の変化、高齢化の進展、EU域内の人の移動の増加等の経済的社会的環境の変化に対応して同制度を効率的に機能させていくためには、早急な制度改革の必要がある。

2) 本コミュニケーションの目的

本コミュニケーションは、社会保障制度の近代化を進めるにあたっての指針とすること及び改革についての具体的な提案を行うことを目的としており、それらを達成するためには、加盟各国が以下のような共通認識を持つ必要がある。

・加盟各国は、自国の社会保障制度の構築と財政において自ら責任を負う。

- ・ EUは、欧州市民が移動の自由の権利を行使できるように、各国の社会保障制度に整合性を持たせる責任を負う。
- ・ EUは、長期的展望についての加盟各国の相互理解を促進し、直面している共通の課題を認識するための公開討論の場を提供する。

3) 近代化のための取組課題

欧州委員会は、社会保障制度の改革について今後さらに取り組むべき課題について、次のとおり提案する。

- ・ 社会保障制度のコストと利益

欧州委員会は、社会保障制度全般のコストと利益を、特に社会保障制度が政治的安定及び経済発展に与える影響の観点から調査する。

- ・ より多くの雇用を創出する社会保障制度

積極的雇用政策の一環として社会保障制度改革に取り組む。また、失業給付制度を、求職者に単に最低限の生活の安定を与えるのではなく、その資格や技能を高めて求職活動を円滑に行うことを可能にするような制度に改革していく。

- ・ 高齢化に対応した社会保障制度

財政的に持続可能な公的年金制度の構築が必要である。また、介護を要する高齢者の増加に伴って生じる新たな社会保障ニーズを満たすための改革を進める。

- ・ 新たな男女の役割に対応した社会保障制度

労働者の職業生活と家庭生活を両立させるとともに、個人の権利を強化していくための新たな取組が必要である。

- ・ EU域内を移動する人々のための社会保障制度の改革

EU域内における人の移動の増加に対応して、加盟各国の社会保障制度の整合性を高めるための改革を行い、国境を越えて移動する労働者に関する問題に対処する方法を模索していく。

b 男女機会均等第1回年次報告書

欧州委員会は、97年3月6日、男女機会均等に関する第1回年次報告書を採択した。同報告書は、男女機会均等に関する加盟国及びEUレベルでの取組状況についてまとめたものであり、機会均等の促進に役立てることを目的としている。男女機会均等の現状について、報告書では次のように述べている。

- 1) 年齢、育児責任、学歴等の要因による女性の労働市場への参加の多様化が進んでいる。学歴で見ると、中卒の女性の労働力率(52.0%:95年、以下同じ)は女性全体の労働力率の平均(56.6%)より低

く、大卒の女性の労働力率(85.0%)はその平均より高い。また、育児責任の有無でみると、子供のいない女性の労働力率は子供のいる女性の労働力率よりはるかに高い。これに対して、男性の労働力率は子供の存在に影響を受けていない。

2) 労働市場における男女間の賃金格差は極めて大きく、欧州の女性は平均して同年代の男性より賃金が20%低く、フルタイムの女性労働者の20~40%は繊維工業、小売業等の低賃金産業で働いている。一方、女性の就業分野及び雇用形態をみると、その70%がサービス業で雇用されており、雇用形態としてはパートタイム雇用が多く、パートタイム労働者全体の83%を占めている。

3) 企業経営や自営業等の独立した経済活動を行っている者の割合を男女別にみると、女性の割合は9.6%と男性の19.9%をかなり下回っている。また、女性が経営する中小企業は全体の30%以下である。

4) EU加盟国では、女性の政治的な意思決定への参加を促進する取組がなされているにもかかわらず、議会や政府関係の仕事に従事している女性はまだ少ない。欧州委員会は、女性が政治的な意思決定に十分に参加していない状況を社会全体の損失であると認識しており、意思決定における男女のバランスを促進するとしている。

5) 男女機会均等のための多くのEU立法(男女均等待遇指令(注25)、育児休業指令(注26)等)が施行されているが、特に司法や法的救済面でなお多くの問題が残っている。そこで、現在、挙証責任の転換指令案(注27)が審議されているところである。

6) 95年9月に北京で「第4回世界女性会議」が開催され、2000年に向けて女性の地位向上を目指した戦略の実施状況について評価が行われた。EU加盟国では、会議で作成された行動綱領(The Platform for Action)のフォローアップ活動を進めている。

本報告書では、最後に、男女機会均等のための政策が新たな進展に向けての過渡的な段階にあることを結論づけている。現在、EU諸国においては、男女機会均等を更に前進させるための包括的で実践的なアプローチの必要性について議論が起こっており、今後とも男女間の新しいパートナーシップの確立や、国際的なレベルで女性の地位を向上させるための方策の充実を図っていかねばならないとしている。

(注25)

76年2月9日に男女均等関係の中核をなす指令として採択された。その第2条第1項で均等待遇の原則の内容を「直接的であれ、間接的であれ、性別、特に婚姻上又は家族上の地位に関連した理由に基づくいかなる差別も存在してはならないことを意味する」と述べている。

(注26)

96年6月に開催された労働社会相理事会において採択された指令。労働者は男女を問わず、その子の8歳の誕生日までに少なくとも3ヶ月間の育児休業を取得することができること等を内容とする。本指令は、マーストリヒト条約の社会政策に関する付属議定書に基づく合意手続きに従って採択されていることから、その適用が除外されている英国を除く加盟14カ国政府に適用されている。

(注27)

欧州委員会が96年7月に採択し、欧州議会及び閣僚理事会に送付した指令案。男女の均等原則が適用されないことで不当に扱われているとして提訴する労働者の司法手続きをより効果的なものにするために、通常は性差別事件に係わる民事訴訟において原告に課せられている挙証責任を原告と被告に分担させること等を内容とする。本指令案は、88年12月の理事会で最初に議論されて以来、英国の強硬な反対によって採択されず、マーストリヒト条約付属議定書に基づいて審議が進められているものである。

c パートタイム労働協約の指令案

欧州委員会は、パートタイム労働者等非典型労働者の労働条件の改善について、80年から繰り返し提案を行ってきたが、イギリスの反対等により、安全衛生に関する指令が採択されたのを除いてはあまり進展がみられなかった。

これに対して、欧州委員会は、95年、パートタイム労働者がフルタイムの常用労働者と均等な待遇を受けられるようにすることを目的に、マーストリヒト条約に付属する社会政策議定書(以下、「社会政策議定書」という。)に基づく手続きを開始した。

その結果、欧州労連(ETUC)、欧州産業連盟(UNICE)及び欧州公共企業体センター(CEEP)の労使団体3者は、97年6月6日、欧州委員会が協議していたパートタイム労働者の地位向上に関するEU法案に関する労働協約を正式に締結し、その後、同労働協約は12月の労働社会相理事会で採択され、法的な拘束力を持つ指令となった。これにより、EUレベルの労働協約に基づく指令は育児休業指令に続いて2つ目となった。

指令の内容は次のとおりである。

1) 目的

パートタイム労働者にフルタイム常用労働者と均等な待遇を確保してパートタイム労働の質を向上させるとともに、自発的なパートタイム労働を発展させることにより、労働時間の柔軟化に貢献する。

2) 対象

従前の欧州委員会の提案では、パートタイム労働者のみならず、派遣労働者、臨時労働者等の非典型労働者も対象としていたが、今回の協約ではパートタイム労働者のみを対象とした。

3) 均等待遇原則

パートタイム労働者は、雇用条件において、比較可能なフルタイム常用労働者よりも不利な扱いを受けるべきでない。

4) パートタイム労働の機会の増大

- ・ 加盟国政府及び労使団体は、パートタイム労働の機会を制限するような法律や政策上の障害を除去する。
- ・ フルタイム労働からパートタイム労働(又はその逆)への異動の拒否は解雇理由とならない。
- ・ 使用者は、フルタイム労働からパートタイム労働(又はその逆)への異動の希望等をできるだけ考慮する。
- ・ 使用者は、技能を必要とする部門や管理部門等あらゆる部門においてパートタイム労働を促進し、また、パートタイム労働者が職業訓練を受ける機会を増やす。

d 性差別事件の挙証責任の転換に関する指令案

96年7月17日に欧州委員会が提案していた性差別事件の挙証責任の転換に関する指令案(注28)が、97年12月の労働社会相理事会において正式に採択された。本指令案は、88年12月に理事会で最初に議論されて以来、英国の強硬な反対によって議論が進まなかったため、欧州委員会は、社会政策議定書に基づいて、欧州の労使に対して95年7月に第1次協議、96年2月に第2次協議を実施してきた。しかし、労使の交渉が進まなかったことから、欧州委員会が自ら理事会指令案を提出することを決定し、今般、理事会において正式に採択されるに至ったものである。

(注28)

男女の均等原則が適用されないことで不当に扱われているとして提訴する労働者の司法手続きをより効果的なものにするために、通常は性差別事件に係る民事訴訟において原告に課せられている挙証責任を原告と被告に分担させること等を内容とする。

e 欧州労使協議会指令及び育児休業指令をイギリスに拡大適用する指令案

欧州委員会は、97年9月24日、欧州労使協議会指令(注29)及び育児休業指令(注30)をイギリスに拡大適用する指令案を提出し、同指令案は、97年12月の労働社会相理事会において採択された。

これら2つの指令は、イギリスが適用除外(オプト・アウト)されているマーストリヒト条約に付属する社会政策議定書及び社会政策協定に基づいて、イギリス以外のEU加盟国によって採択されたものである。欧州労使協議会指令は94年9月22日に採択され、2年後の96年9月22日から施行されており、育児休業指令は96年6月3日に採択され、98年3月31日から施行されている。

97年6月に開催されたアムステルダム欧州理事会において、イギリスのブレア首相は、現行の社会政策協定を条約本文に組み込み、イギリスも含めて適用することを認めるとともに、既に社会政策協定に基づいて採択された指令についても受け入れる旨の申し出を行った。これによって、今後理事会で採択される指令についてはすべて当初からイギリスも含めて適用されることになったが、既存の指令については、改めてイギリスを含める旨の指令の採択が必要となっていた。なお、両指令は採択から施行まで2年間の施行期間を置かれていることから、イギリスについても国内法への転換に2年間の猶予が与えられる。

(注29)

EUの複数加盟国において事業所や工場を持ち活動する一定規模以上の多国籍企業について、各企業ごとに本社レベルで、その企業の意志決定部門と各国からの従業員代表が会合する場として「欧州労使協議会」又は、それに代わる手続きの設置を義務付けたもの。会合は特に、企業の構造的・経済的・財政的状況、事業・生産及び販売の予測、雇用・投資の状況及びその予測、組織の実質的変更、新しい作業方法及び生産過程の導入、生産の移転、企業・事業所またはその重要な一部の合併・縮小・閉鎖、及び、大量解雇に関するものでなければならないとされている。

本指令は、94年9月22日に採択・成立し、96年9月22日に施行されている。

(注30)

96年6月に開催された労働社会相理事会において採択された指令。労働者は男女を問わず、その子の8歳の誕生日までに少なくとも3カ月間の育児休業を取得することができること等を内容とする。

(工) 民営職業紹介事業を禁止する法律に対する判決

欧州司法裁判所は、97年12月11日、職業紹介事業を公共機関のみに制限し、民営職業紹介事業を認めないイタリアの職業紹介法(49年成立)は、ローマ条約第86条(注31)に違反し無効であるとする判決を下した。

本件は、ドイツの民営職業紹介会社であり、欧州各国において職業紹介事業の展開を図っているジョブ・センター社が、イタリア政府を相手取って訴訟を起こしたものである(注32)。イタリアの職業紹介法では、いかなる民営職業紹介事業も認められておらず、法律に違反した場合には刑事又は行政制裁がなされ、さらに、民間の機関を通じて締結された雇用契約は、公共職業機関が1年以内に申し出た場合、裁判所により取り消されるとしている。

今回の判決の中で裁判所は、条約違反に該当する要件として、公共職業機関が職業紹介事業を独占しており、民間による労働市場の需要と供給を仲介する活動が禁止されている場合で、1)公共職業安定機関が必ずしもすべての職種についての需要を満たしていないこと、2)民営職業紹介機関による紹介行為が法律の規定によって禁止され、その禁止規定の不遵守が刑事又は行政制裁をもたらすこと、3)当該国における職業紹介活動が、他の加盟国の国民又は領域に及び得る場合を挙げ、このようなケースはローマ条約第86条に違反するとした。

欧州委員会によると、従来から民営職業紹介事業を認めていたデンマーク、アイルランド、ポルトガル、スペイン、イギリスに加えて、90年代に入ってから、オランダ、スウェーデン、オーストリア、フィンランド、ドイツにおいて同事業が導入された。また、現在民営職業紹介事業を禁止しているベルギー、フランス、ギリシャ、ルクセンブルグについても、今後このような裁判が起こされれば、同様の判決が出るものと予想されている。

(注31)

ローマ条約第86条は「1又は2以上の企業が共同市場又は共同市場の主要な部分における自己の支配的な地位を不当に利用することは、加盟国間の貿易がこれにより影響を受ける恐れがある限り、禁止」している。本条文における「企業」は民間企業に限定されるものでなく、第90条第1項は「公の企業及び特別の又は排他的な権利を加盟国が許可する企業に対し、加盟国はこの条約の規定、特に第85条から第94条までの規定に反するいかなる措置も執り又は継続してはならない」と規定しており、国家による事業独占も加盟国間の貿易に影響する恐れがある限り禁止の対象としている。

(注32)

ドイツでも、91年に、民営職業紹介事業を禁止する雇用促進法に対して欧州司法裁判所による違法判決が下され、ドイツ政府は同法を改正し、許可制による民営職業紹介事業を導入したという経緯がある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

2 アジア(韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、中国、香港)

(1) 韓国

ア 経済及び雇用失業の動向

表1-1-13 韓国、シンガポール台湾の實質GDP成長率及び雇用・失業の動向

表1-1-13 韓国、シンガポール、台湾の實質GDP成長率及び
雇用・失業の動向

(千人、%)

		1992年	93	94	95	96	97			
							1～3月	4～6	7～9	10～12
韓国	實質GDP	5.1	5.8	8.6	8.9	7.1	5.5	6.4	6.3	
	就業者数	18,961	19,253	19,837	20,377	20,764	20,466	21,319	21,336	
	失業者数	465	550	489	419	425	645	550	470	561
	失業率	2.4	2.8	2.4	2.0	2.0	2.6	2.6	2.4	2.6
シンガ ポール	實質GDP	6.2	10.4	10.4	8.8	7.0	4.1	7.8		
	就業者数	1,576	1,592	1,649	1,702	1,748	—	—	—	
	失業者数	43	44	44	47	54	—	—	—	
	失業率	2.7	2.7	2.6	2.7	3.0	—	—	—	
台湾	實質GDP	6.8	6.3	6.5	6.0	5.7	6.9	6.3	6.9	
	就業者数	8,632	8,745	8,939	9,045	9,068	9,127	9,129		
	失業者数	132	128	142	165	242	263	243		
	失業率	1.5	1.5	1.6	1.8	2.6	2.8	2.6		

資料出所：韓国は韓国統計庁「Monthly Statistics of Korea」

シンガポールはシンガポール労働省「Singapore Yearbook of Labour Statistics」

台湾は行政院経済建設委員会「Taiwan Statistical Data Book」、「自由中国之工場」

注1 實質GDPは、前年（同期）比である。

注2 96年の四半期の数字は、韓国の失業率、香港の失業者数及び失業率が季調値であるほかは原数値である。

(ア) 97年までの動向

91年に景気抑制政策を実施した結果92年の実質成長率は5.1%に低下したが、93年初めからは再び拡大に転じ、93年5.8%、94年8.6%、95年8.9%と上昇した。しかし、96年には輸出の大幅な鈍化により7.1%と緩やかな減速となった。97年に入ってから、労働法改正に反対する大規模ストライキの影響で生産・輸出が大きく鈍化したため、成長率は1～3月期に前年同期比5.5%と引き続き減速し、その後は4～6月期同6.4%、7～9月期同6.3%と推移した。7月のタイ通貨切下げに端を發したアジアの通貨危機の影響により、11月には通貨が急落して経済危機に陥ったため、97年12月3日にIMF(国際通貨基金)による資金支援が決定され、それに伴う改革が進められるなど、経済状況の変動が続いている。

雇用の動向をみると、就業者数は85年以降増加を続けており、95年2,038万人(前年比2.8%増)、96年2,076万人(同1.9%増)、97年7～9月期2,134万人(前年同期比1.2%増)となった。

一方、失業の動向をみると、失業者数は、成長率が低下した影響等により93年に55万人(前年比18.3%増)となった後、景気の再拡大に伴って減少傾向になり、94年48万9千人(同11.1%減)、95年41万9千人(同14.3%減)、96年42万5千人(同1.4%増)となった。しかし、97年に入ってから成長率の減速に伴い1～3月期64万5千人、4～6月期55万人、7～9月期47万人、10～12月期56万1千人と上昇傾向で推移し、更に98年1月には通貨危機の影響により93万4千人(前月比41.9%増)と急速に増加し、2月以降の新たな失業者数を加えると100万人を超えたとの見方が強くなっている。

また、失業率は、93年に2.8%を記録した後低下し、94年2.4%、95年2.0%、96年2.0%となった後、97年に入り1～3月期及び4～6月期2.6%、7～9月期2.4%、10～12月期2.6%と96年よりも高めの水準で推移した。さらに、98年1月には4.5%と急上昇し、87年2月に5%を記録して以来の高さを記録した。通貨危機への対応による企業倒産の増加や人員削減を含む大幅な経営合理化策の進展等の影響が表れ始めているとみられている。

(イ) 今後の予測

今後、通貨危機の影響により韓国の経済環境は大きく変わるものとみられている。

97年12月のIMFとの合意条件では、韓国の98年の経済成長率は3%以内に抑制されることになっており、財政経済院が発表した中長期経済展望によれば、98年の失業率は3.9%に上昇し、失業者数は86万人に増加する見込みである。しかし、99年には回復基調に転じ、2002年には経済成長率は6.5%に達し、失業率は2.9%に低下、失業者数も64万人まで減少するとされている。

しかし、民間シンクタンクであるLG経済研究院では、政府予測よりも厳しい見方をしており、98年の経済成長率をマイナス1.3%、失業率は5.7%、失業者数は130万人と分析し、さらに、経済成長率は99年には2.4%に回復するにとどまり、2000年にようやく4.3%となり韓国経済が正常な軌道に戻ると予測している。

イ 経済及び雇用失業の動向

(ア) 通貨危機に対するIMF資金支援の決定

a 韓国へのIMF資金支援決定

97年7月のタイ通貨切下げに端を發した通貨危機・金融不安は、インドネシアなどの東南アジア諸国に連

鎖反応を引き起こしたが、その後も香港で株価が急落するなど、その影響はほぼ東アジア全域に及んだ。韓国においても、通貨下落と外貨準備不足により深刻な経済危機に陥ったことから、97年12月3日、IMFによる総額570億ドル以上の資金支援が合意された。今回の韓国へのIMF資金支援額は、これまでの最高額であったメキシコへの500億ドルを上回り、過去最大規模となっている。

IMFは、韓国経済が危機的状況に陥った背景には、負債に依存して無理な事業拡大と過剰な設備投資を行ってきた財閥と十分な審査をせずに融資を続けた金融機関、それを黙認し結果的に助長した政府、という韓国経済の構造的な問題があることを指摘していることから、金融産業の構造調整と財閥の改革が今後の重点課題になるとみられている。

b 労働分野におけるIMFとの支援合意内容

IMFからの資金支援には、韓国の経済構造改革のための広い分野にまたがる条件が付され、韓国政府と合意されている。そのうち労働市場改革については、「労働市場の柔軟性を高める追加的な措置とともに、労働力の再配置を促進するため、雇用保険制度の機能を強化しなければならない。」とされた。その後、この合意内容をより具体化し強化するための措置がIMFと韓国政府間で追加的に合意され(12月24日)、労働市場政策に関しては、1)労使政間の苦痛分担のための合意文の発表(98年1月)、2)雇用保険制度の拡充計画等の発表(同2月)、及び3)労働者派遣制導入のための立法推進(同2月)が追加された。

c IMF資金援決定後の雇用をめぐる動向:金新大統領による整理解雇制導入の表明

97年12月18日の大統領選挙に勝利した金大中新大統領は、今回の経済危機を打開するため、98年度予算の削減、財閥改革等と並んで整理解雇制の早期導入を就任前より新政権の課題に掲げていた。12月26日には韓国労働組合総同盟(韓国労総、FKTU)、27日には全国民主労働組合総連盟(民主労総、KCTU)の幹部と会談し、整理解雇制の導入への理解を要請し、経済危機克服への協力を求めると同時に、労使政三者による協議会設置を提案した。

当初、労働組合側は、96年末の労働関係法強行採決から韓国労働史上最大規模となったストライキを経て、97年3月の同法再改正時に整理解雇制の導入について2年間の猶予を設けるとした経緯から、同制度の早期導入には否定的であった。しかし、その後、1月15日に、労働組合、経営者団体、政府及び各政党の代表者計11人から成る「労使政委員会」が、整理解雇制の導入を中心に、企業の構造調整や失業問題について労使と政府、政党が共同で協議することを目的に発足した。本委員会は、金新大統領をはじめ、林副首相兼財政経済院長官、李労働部長官、韓国労総の朴委員長、民主労総の委員長代理、全国経済人連合会(全経連)の崔会長等をメンバーとし、15日の初会合においては、金新大統領が「委員会を通じ、苦痛分担について協力を成し遂げられれば、来年中盤以降、IMF体制を克服できる確かな展望を持っている」と述べ、1月末までに財閥改革と整理解雇制導入についての議論の基礎となる「国民協約」を策定することで合意した。

(イ) 労働部による短期失業対策の発表

98年1月6日、IMFとの合意の履行により今後予想される失業の増大に対処するため、労働部は短期失業対策を発表した。本対策には、IMFと韓国政府との間で追加的に合意された措置において98年2月までに発表することが求められていた雇用保険制度の拡充計画のほか、再就職促進のための職業紹介及び職業訓練の充実等が盛り込まれている。

本発表の主な内容は以下のとおりである。

a IMF体制化の失業情勢予測

98年において経済成長率が3%である場合、失業率は4%程度に上昇し、失業者数は85万人に増加する見込みである。また、成長率が極端に鈍化する場合には、失業者数が100万人を上回ることが予想される。

また、予想される失業の特徴は次のとおりである。

- 1) 大学・高校等卒業者の労働市場への大量参入と、年初の企業連鎖倒産により、98年3月前後に失業者が100万人程度に急増するとみられる。特に、この時期は卒業・入学時期であるとともに、労使交渉開始時期でもあるため、労働組合と学生との連帯による闘争等、社会問題が深刻化する可能性が大きい。
- 2) 倒産、廃業、解雇等による失業者の割合が大きく増加し(97年の30万人から98年は60万人程度に増加)、失業期間も長期化する見込みである(現在の平均失業期間の4、5ヵ月から98年は7、8ヵ月に延びる)。
- 3) 今後3年以上にわたり、失業者100万人、失業率4~5%の高失業が持続すると見込まれる。

b 失業対策

1) 短期失業対策の方向

- ・ 構造調整過程において一時的な失業の増加は不可避であるとの認識を持ち、事後の失業対策に力点を置く。
- ・ 失業者の心理的・経済的安定を図るため、早期再就職促進のための職業訓練及び職業紹介に重点を置くとともに、失業期間中の労働者の生計の安定にも留意する。

2) 短期失業対策の主な内容

- ・ 企業の倒産、解雇等による30万人以上の失業が予想されることから、企業の倒産を最小限に食い止めるためのあらゆる施策を集中的に検討する。
- ・ 労働時間短縮、一時休業、人員再配置等のワークシェアリングにより雇用を維持する企業については、人件費負担額の一部補助を行う。
- ・ 職業紹介サービスの機能強化を図ることにより、約10万人の失業を解消する。
 - 全国で460人の専門相談員を増員し、主要都市に30ヵ所の人材銀行を設置する等、職業安定機関の拡充を行う。
 - 雇用情報をデータベース化し、全国的な雇用情報総合管理システムを構築する。
 - 民間職業紹介機関に対する規制を大幅に緩和する。
- ・ 急増する倒産、解雇等による失業者の早期再就職のための職業訓練と失業期間中の失業者の所得補助プログラムを拡充する。
 - 失業者再訓練プログラムを充実・強化する。

- 長期失業者に対しては、生計費、医療保険料、子女学資金の助成を行う。
- 事務・管理職の失業者に対しては、特に起業資金の融資を行う。

- 失業保険給付期間の延長等、労働者保護を拡充する。
 - 失業期間が7、8ヵ月と長期化することが予想されるのに伴い、失業保険給付期間を現行の30～120日から最長60日延長する。
 - 雇用保険適用事業所の範囲を98年1月から事業所規模10人以上(現在30人以上)、7月からは5人以上に拡大し、99年7月からは臨時雇用者等に対しても適用する。
 - 失業給付受給資格における勤続年数の要件を、勤続1年から勤続6ヵ月に緩和する。

- 新規学卒者及び非労働力人口から労働市場への参入者等、「新規経済活動人口」(45万人)を吸収するための雇用創出策を検討する。
 - 98年中に2,000社のベンチャー企業創業を支援する。
 - 中高年者、主婦等を、青少年先導員、環境監視員、学校給食要員等として、公共部門において一定期間雇用する。
 - 大卒者の職業訓練を拡充するために、既存の大学施設等を最大限に活用し、若年者を対象とする技能士養成訓練を拡大実施する。
 - 外国人労働者(約27万人)を段階的に削減し、国内労働者に代替するために、自発的に出国する不法就労者に対する罰則を免除するとともに、外国人に代えて国内労働者を雇用する企業を支援する。

c 財源及び今後の見通し

上記の失業対策を推進するためには、4兆5千億ウォン(約3,600億円、98年1月19日現在100ウォン=約8円)の支出が必要とされる。このうち2兆ウォン(約1,600億円)を雇用保険基金等から充当し、不足する財源については一般会計及び他の財源から充当する方向で予算当局と協議する。

また、上記の失業対策についての細部にわたる推進計画を、関係部署との協議を経て1月末までに確定し、2月から実施する。なお、施行に当たり、政府内に首相直属の「中央雇用対策本部」(仮称)を一時的に設置することとする。

(ウ) 「労使政委員会」による共同宣言の発表

a 共同宣言発表

98年1月20日、「労使政委員会」は、経済危機克服のための経済構造改革をすすめるために三者が協調するという基本合意に到達し、5項目から成る「経済危機克服のための労使政間の公正な苦痛分担に関する共同宣言」(以下「共同宣言」という)を発表した。

1月15日の初会合以来同委員会の協議において最大の争点となっていた、経営上の理由による労働者の解雇を可能にする整理解雇制の導入については、労働組合側の強い反対で同宣言に明記はされなかったものの、「海外資本誘致のための条件醸成」という表現で言及されている。

今回合意された共同宣言について、経営者側は一定の評価を与え、合意内容の実施に努力する姿勢を表明するとともに、労働組合側に対して、スト行為を自制し、大局的な見地から労働市場の柔軟性を高めるための法整備等に積極的に協力することを求めたが、労働組合側は同宣言に対する見解について発表を見合わせた。

b 共同宣言の内容

共同宣言では、今回の経済危機は、政府、企業、労働組合の各経済主体が新たな経済環境に迅速かつ適切に対応できなかったことが原因であり、特に、事前に対応できなかった政府と企業に責任があることを明記している。その上で、経済危機克服のため、新大統領の下で三者が協力して負担を公正に分担することに合意するとともに、IMFとの合意の履行により必要とされる総合的な諸対策を忠実に履行することを確認している。

労使政が負担すべきであるとされた事項は以下の5項目である。また、国民に対し、輸出増大と国際収支改善のために、海外旅行の自制、エネルギー節約等の勤儉節約を呼びかけている。

1) 政府は、今日の経済危機に対する責任を痛感し、その原因を徹底的に糾明することにより、堅実な経済基盤を整備する。

政府は、予想される急激な失業増加に対処し、1月末までに画期的な失業対策と物価安定等の労働者生活安定対策を整備し、2月中旬までに98年予算削減、組織統廃合及び縮小方案等を検討する。

また、企業の相互支払保証の禁止、連結財務諸表の作成等、経営の透明性を高めるための総合対策を2月末までに整備する。

併せて、政府は、企業運営の創意性と自立性、そして労働者の労働基本権を保障し、社会保障制度の拡充を通じた低所得者層の生活保護に努力する。

2) 企業は、果敢な構造調整を推進し、この過程で無分別な解雇と不当労働行為が生じないように最善を尽くす。

また、経営情報の誠実な公開等を通じた経営透明性の引上げ及び財務構造改革等による企業経営の正常化を率先して行う。

3) 労働組合は、企業の蘇生と競争力強化のための生産性及び品質向上に最善を尽くし、企業の緊迫する経営上の理由がある場合には、失業発生を最小化するために賃金、労働時間の調整に積極的に努力する。

4) 労使は、すべての問題に対話と妥協で解決することにより、産業平和を維持することとする。

また、政府は、経済危機に便乗した産業現場の不法行為に対し、厳正に対処していく。

5) 労使政委員会は、海外資本誘致のための条件醸成に最善を尽くし、本委員会が合意・採択した議

題について、2月の臨時国会日程を考慮し、早急に労使政による大妥協を通じて一括妥結するようにする。

(工) 整理解雇制の導入が決定

a 「労使政委員会」による合意

「労使政委員会」は、98年2月6日、整理解雇制の導入等に合意し、第2次共同宣言を発表した。

主要な合意内容は以下のとおりである。

1) 主要論点に関する合意内容

- ・ 失業対策基金を、4兆4千億ウォン(約3,500億円)から5兆ウォン(約4,000億円)に増額する。
- ・ 99年1月から公務員による職場協議会(労働組合に当たるもの)の設置を許容し、99年7月から教員による労働組合の結成を許容する。これらについて、98年度の定期国会において法改正を行う。
- ・ 98年上半期中に労働組合の政治活動を保証する(注33)。
- ・ 勤労基準法改正案(整理解雇条項を含む)等の労働分野における法律案については98年2月中に法改正を行う。
- ・ 労働者派遣制度の対象業務の範囲について、専門知識・技術・経験分野は許可する業務を明記するポジティブリスト方式で、単純業務分野は禁止する業務を明記するネガティブリスト方式で定めることとし、98年2月中に法改正を行う。
- ・ 地方労働官署の労働行政業務の一部を地方自治体に移管する。98年2月中に法改正を行う。

2) 整理解雇制導入に関する合意内容

・ 解雇要件

— 経営上の理由によって労働者を解雇しようとする場合には、緊迫した経営上の必要性がなければならない。

— 経営悪化を防止するための事業の譲渡・売却・合併は、緊迫した経営上の必要があるものとみなされる。

- 解雇回避努力

- 解雇を回避するために最善の努力を尽くさなければならない。

- 対象者選定基準

- 合理的で公正な基準によって解雇者を選定しなければならない(性差別の禁止を規定)。

- 解雇手続き

- 60日前までに労働者の代表に解雇回避の方法及び選定基準について通知し、誠実に協議しなければならない。

- 政府(労働部)に事前申告をしなければならない。

- 再雇用努力義務

- 2年猶予条項の削除

b 民主労総のストライキ実施撤回

民主労総では、2月6日に発表された上記合意に対し、傘下の各組合代表から再交渉の要求が相次いだため、2月9日、臨時代議員大会を開き、「労使政委員会」における合意事項の破棄を決議し、政府が臨時国会において整理解雇条項を含む勤労基準法改正案を強行処理する場合には、13日からストライキに突入することを決定した。また、「労使政委員会」での合意の責任を取って執行部が辞表を提出し、今後の対策を講じていくための「非常対策委員会」が新たに設置された。

民主労総がストに突入すれば社会的影響が大きく、一方、整理解雇制の導入を延期すればIMFとの合意履行に問題が生じ、国際的な信用を落とすことにもなりかねないことから、本問題をめぐる動向が注目されていたが、12日深夜、非常対策委員会は、ストにより経済が困難な状況に陥るとの国民の懸念に配慮し、13日午後から予定していたストを実施しないことを急遽決定した。民主労総では、スト撤回により「労使政委員会」の合意を受け入れたわけではなく、今後、同委員会の中で引き続き民主労総の意見を主張していく、とした。

c 勤労基準法改正法等の労働分野における法律等の成立

98年2月14日、臨時国会本会議において、勤労基準法改正法案(整理解雇条項を含む。)など18の法案が通

過・成立した。労働分野において成立した法案の主要内容は以下のとおりである。

1) 勤労基準法(改正)(98年2月14日施行)

- ・ 緊迫した経営上の必要がある場合に整理解雇を行うことができる。また、企業の譲渡・売却・合併も整理解雇要件に含める。
- ・ 解雇時における男女差別を禁止する。また、解雇日60日以上前に解雇回避方法と解雇基準を労働者の代表に通知しなければならない。
- ・ 一定規模以上の解雇を行うときは労働部長官に申告しなければならない。
- ・ 解雇日から2年以内に労働者を再雇用する場合、解雇者から優先的に採用しなければならない。

2) 派遣労働者保護等に関する法律(制定)(98年7月1日施行)

- ・ 製造業の直接生産業務を除き、専門知識・技術又は経験等を必要とする業務のうち、大統領令が定める業務を対象とする。
- ・ 派遣期間は、原則的に3ヵ月又は1年以内とする。

3) 労働組合及び労働関係調整法(改正)(98年5月1日施行)

- ・ 労働組合の設立申告等の労働組合関連業務のうち一部を労働部長官から市長・道知事に移管する。
- ・ 労働協約の一方的解約申出期間を3ヵ月前から6ヵ月前に延長する。

4) 賃金債権保障法(制定)(98年7月1日施行)

事業主の破産等により労働者が賃金や退職金を受け取ることができない場合、退職前3ヵ月の賃金と3年間分の退職金は賃金債権保障基金から支給される。

5) 雇用保険法(改正)(98年3月1日から7月1日にかけて施行)

- ・ 失業給付の支給期間を60日以内の範囲で延長できるようにする。
- ・ 失業給付の最低支給額を最低賃金額の70%(改正前:50%)に増額する。
- ・ 失業給付の支給期間を60日以内の範囲で延長できるようにする。
- ・ 失業給付の支給対象を、雇用保険適用事業所で6ヵ月以上(改正前:1年以上)勤務した者に拡大する(99年6月30日までの時限適用)。

6) 雇用政策基本法(改正)(98年2月14日施行)

労働部長官は、多数の失業者が発生する際にそれらの失業者に対して再訓練を実施したり、生計費・医療費の援助を行うを行う等、雇用安定のための事業を実施する。

(注33)

97年3月の労働組合法改正によって労働組合の政治活動禁止条項が削除されたが、公職選挙法にはいまだ労働組合の政治活動を禁止する条項が残っており、今後、公職選挙法の改正が必要になるとみられている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

2 アジア(韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、中国、香港)

(2) シンガポール

ア 経済及び雇用・失業の動向

経済は、93年、94年の10%を超える高成長の後、96年にはエレクトロニクス部門を中心に製造業部門などが伸び悩んだ結果、実質GDP成長率は7.0%と鈍化した。97年に入ってから、1～3月期前年同期比4.1%、4～6月期同7.8%となり、堅調に回復している。

失業の動向をみると、失業率は92年以降2%台で推移しており、96年には3.0%となったものの、依然として労働需給は逼迫している。

イ 雇用・失業対策

(ア) 外国人労働者対策

a 製造業における外国人雇用賦課金の緩和

シンガポール労働省は、97年6月1日より、外国人労働者を雇用する企業に対して支払いが義務づけられている外国人雇用賦課金(レビー)について、製造業部門における条件の緩和を実施した(注34)。

(従来) 外国人労働者の雇用比率が35%以下の企業は、外国人労働者1人当たり330シンガポール・ドル(以下Sドルという。)/月。同35%から50%までの企業は同450Sドル/月。

(改正後) 外国人労働者の雇用比率が40%以下の企業は、外国人労働者1人当たり330Sドル/月。同40%から50%までの企業は同400Sドル/月。

今回の改正では、製造業部門のみが条件緩和の対象となっているが、これは、製造業部門の成長率が他部門に比べて落ち込んでいるため、コスト削減により国際競争力を強化することが目的とみられている。シンガポール労働省では、製造業の企業全体の22%が今回の改正により恩恵を受けるとみている。

シンガポール産業連盟(SCI)は、96年11月に製造業におけるコスト負担の削減を求める政府への要望書を提出したが、その中で、レビーの軽減・撤廃を求めている。今回の措置について、産業界は歓迎の意を

示すとともに、今後もこの動きが継続されることを求めている。

(注34)

シンガポールでは、外国人労働者に対し、その職種や給与額に応じて「雇用パス」、「労働許可証」等を発給している。「雇用パス」は、一般に、専門職・技術職に就いている給与月額が2,001Sドル以上の者に発給され、有効期限は最大で5年間である。「労働許可証」は、主に建設業等に従事するブルーカラー労働者等の給与月額2,000Sドル以下の者に発給され、有効期限は2年間である。

そのうち、「労働許可証」の発給を受けた外国人労働者については、当該労働者を雇用する企業に対して、雇用比率(全雇用者に占める当該外国人労働者の割合)に応じた外国人雇用賦課金(レビー)を労働省に対して支払うことが義務づけられている。レビーの額は、業種及び技能水準に応じて異なる。

b サービス業における外国人雇用比率の引上げ

97年9月18日、労働省は、97年10月1日よりサービス業における外国人雇用比率を現行の25%から30%に引き上げることを発表した。

現行の25%に従えば、企業は外国人労働者3人を雇用するためにはシンガポール人9人を雇用しなければならなかったが、30%に引き上げられたことで、シンガポール人労働者7人につき外国人労働者3人を雇用できるようになった。なお、サービス業における外国人雇用賦課金(レビー)については現行どおりである。

労働省では、各産業における労働力需給調整のため、外国人雇用比率とレビーの定期的な見直しを行っているところであり、今回の改訂は、見直しの際、サービス業において労働力不足から人員増の要求が高かったことから行われたものである。

c 建設業等における外国人雇用賦課金の改訂

97年11月4日、労働省は、建設業等における外国人雇用賦課金(レビー)について、以下のとおり改訂することを発表した。本改訂により、98年4月1日から技能労働者に対するレビーが半減される一方で、未熟練労働者(建設業)及びメイドに対するレビーが増額されることになった。

- 1) 98年4月1日より、建設業における外国人未熟練労働者に対するレビーを、現行の月額440シンガポール・ドル(以下Sドルという)から470Sドルに引き上げる。
- 2) 98年4月1日より、外国人メイドに対するレビーを、現行の月額330Sドルから345Sドルに引き上げる。
- 3) 98年4月1日より、全業種における外国人技能労働者に対するレビーを、現行の月額200Sドルから100Sドルに引き下げる。

シンガポールにおける外国人労働者数は年々増加しており、96年初めには約35万人であったのが、97年11月現在約45万人となっている。労働省では、建設業外国人労働者と外国人メイドの急激な増加がその主な要因とみており、その2部門における外国人労働者の需要を抑制するためにこの改訂を行ったとされている。また、今回の改訂の背景として、建設業労働者の生産性の低下の背景に外国人未熟練労働者への過度の依存が指摘されていること、過去5年間でシンガポール人の賃金が25%上昇したのに対して外国人メイドのレビーが10%しか上昇していないこと、外国人技能労働者の雇用を維持・促進することで労

働者全体の技能水準を向上させること等も挙げられている。

(参考)外国人労働者を雇用する企業に対する雇用比率及びレビー(改正後)

(参考) 外国人労働者を雇用する企業に対する雇用比率及びレビー (改正後)

業種	雇用比率	レビー (月額)
製造業	～40%	330 S ドル
	40%～50%	400 S ドル
サービス業	～30%	330 S ドル
建設業	1 : 5	技能：100 S ドル
	(シンガポール人：外国人労働者)	未熟練：470 S ドル
造船業	1 : 3	技能：100 S ドル
		未熟練：385 S ドル
メイド	なし	345 S ドル

注 下線部は97年における改正部分である。

(イ) 定年延長に関する動き:定年年齢を60歳から62歳に引上げ

シンガポールにおいては、急速に進む高齢化と労働力不足に対応するため、定年年齢の引上げが議論されてきたところである。政府は、93年に定年年齢を55歳から60歳に引き上げた後、95年11月、「定年引上げに関する政労使三者協議会」を設置し、再度の定年引上げに関する検討を行ってきた。

97年7月25日、リー・ブンヤン労働大臣は、当該協議会の答申を受け、現行の60歳定年制を99年1月1日から62歳に引き上げる等の方針を明らかにした。その主な内容は以下のとおりである。

- 1) 99年1月1日より、定年年齢を現行の60歳から62歳に引き上げる。
- 2) 60～65歳の労働者の事業主負担分の中央積立基金(CPF、注35)拠出率を、7.5%から4.0%に引き下げる。
- 3) 60歳以上の労働者の賃金コストを最大10%まで削減する。
- 4) 医療費の労使負担システムを新たに導入する。
- 5) 事業主に対して、高年齢労働者の出向先の確保を奨励する。
- 6) 本政策の実施状況をモニターするための委員会を設置する。

今回の提案について、労使ともおおむね歓迎の意を表明していることから、今後は、定年延長等の実施に向けた委員会の設置や法整備等の作業が行われる見込みである。

(注35)

全雇用者(公務員を含む)に加入が義務づけられている、労使双方の共同拠出による強制貯蓄制度。日本の年金、健康保険、財形貯蓄の3制度の性格を有するが、社会保険制度との違いは、CPFはあくまでも「自助の精神」に基づくという点にある。つまり、年金や健康保険がそれぞれ世代間、所得階層間で所得の移転が伴うのに対し、CPFは、本人が積み立てた額を将来本人が使用することになる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

2 アジア(韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、中国、香港)

(3) 台湾

ア 経済及び雇用・失業の動向

経済は、92年以降は6%台の成長が続いたが、95年後半から内需の鈍化や輸出の伸び悩みなどから景気が減速傾向となり、96年は5.7%となった。しかし、97年に入ってから、輸出の増加等により1～3月期前年同期比6.9%、4～6月期同6.3%、7～9月期同6.9%となり、回復傾向にある。

失業の動向をみると、失業者数は、90年に14万人となった後は13万人前後で推移していたが、96年には景気減速の影響で24万2千人と増加し、その後も97年1～3月期26万3千人、4～6月期24万3千人と推移している。

失業率は、87年以降1%台を続け完全雇用の水準で推移していたが、96年には2%を超え、年全体で2.6%となり、その後も97年1～3月期2.8%、4～6月期2.6%と2%を超えている。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

2 アジア(韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、中国、香港)

(4) インドネシア

ア 経済及び雇用・失業の動向

94年以降、1)公共投資の増加、2)海外からの直接投資の増加、3)所得上昇による個人消費の増加、4)欧米諸国の景気拡大による輸出の回復等を背景に、順調に拡大を続けてきた。実質GDP成長率は、94年に7.5%となった後、95年8.2%、96年8.0%となった。

しかし、97年7月以降、タイ通貨切下げを契機とした通貨危機、金融不安は、インドネシアにも波及し、タイ・バツ急落に連動して通貨ルピアが下落したことにより経済が悪化した。98年に入ってから、一時1ドル=1万ルピア(1ルピア=0.01円(98年2月))を超えるなどルピアが急落し、また、インドネシアの対外債務残高が他と比べ多い(注36)こともあり、経済危機が深刻さを増している。

一方、経済危機の影響は、雇用・失業情勢にも及んでいる。

1) 解雇及び失業の現状と見通し

労働省では、98年の失業者数は、97年末時点の失業者約440万人、新卒求職者約270万人及び98年に解雇されると推定される労働者150万人を合計した860万人にも上ると推計している。さらに、干ばつなどの影響で農業分野が不振に陥っている状況下で、今後約3,600万人の農業従事者のうち約1,100万人以上の者が失業すると予想されており、これを加えると98年の失業者数は2,000万人以上に上るとみられる。

2) 経済危機下の雇用失業情勢に対する評価

98年1月22日、98年度予算修正案を国会に提出する前日に、マリー・ムハマッド大蔵大臣は「経済成長率を0%に想定すれば、設備投資は低下して雇用の余地が少なくなり、学校新規卒業者にとって就職が困難となる。また、民間企業で解雇された失業者が多数になっているため、できるだけ多く雇用を創造するため歳出予算案では公共投資をできるだけ増やしている。」と述べている。

また、IMFとの間で経済構造改革プログラムが合意された(注37) ことに対して、全インドネシア労働組合連合(FSPSI)のブーマー議長は、「IMFの経済改革により、失業者が大量に発生することが予想され、新たに雇用失業対策を講じることが必要とされる。」と述べている。

(注36)

インドネシア中央銀行の発表によると、97年9月末の対外債務残高は1,173億ドル(97年3月比7.3%増)、その内訳として、政府部門は523億ドル(同1.9%減)、民間部門は650億ドル(同16.1%増)となっており、他のアセアン諸国と比較してかなり高い水準となっている。(各国の対外債務残高は次のとおり。タイ:898億ドル、フィリピン:419億ドル、マレーシア:286億ドル。いずれも96年の数値。)

(注37)

経済危機下の状況において、98年1月15日、IMFとの間で、経済構造改革プログラムが合意された。同プログラムにより、政府は98年1月6日に発表した98年度予算案の見直しをするとともに、通貨ルピアが安定するまで金融引締めを堅持するなど、より一層の緊縮財政を強いられることとなった。

表1-1-14 インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピンの実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

表1-1-14 インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピンの
実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

		(千人、%)							
		1990年	91	92	93	94	95	96	97
インドネシア	実質GDP	7.2	7.0	6.5	6.5	7.5	8.2	8.0	4.6
	就業者数	75,851	76,423	78,519	78,332	79,200	80,110	85,702	
	失業者数	1,952	2,032	2,186	2,152	2,245	6,251	4,408	
	失業率	2.5	2.6	2.7	2.7	2.8	7.2	4.9	
タイ	実質GDP	11.6	8.1	8.1	8.5	8.9	8.8	6.6	1.1
	就業者数	30,843	28,858	29,858	30,679	29,762	30,814	31,165	32,890
	失業者数	710	1,091	1,119	844	925	549	498	729
	失業率	2.3	3.5	3.5	2.6	2.9	1.7	1.5	2.2
マレーシア	実質GDP	9.7	8.6	7.8	8.3	9.2	9.5	8.6	7.8
	就業者数	6,686	6,891	7,096	7,396	7,618	7,915	8,181	8,443
	失業者数	54	50	42	32	26	22	21	
	失業率	5.1	4.3	3.7	3.0	2.9	2.8	2.8	2.5
フィリピン	実質GDP	3.0	-0.7	0.5	2.1	4.4	4.8	5.7	5.1
	就業者数	22,212	22,915	23,696	24,382	25,032	25,677	27,187	27,715
	失業者数	2,032	2,716	2,594	2,497	2,623	2,704	2,546	2,640
	失業率	8.4	10.6	9.8	9.3	9.5	9.5	9.0	8.7

資料出所：インドネシア；中央統計局「Indikator Ekonomi」

88年中央統計局「Keadaan Angkatan Kerja」(経済活動人口の状態)

80～91年・93～96年「Statistik Indonesia」

92年「Laborer/employees Situation in Indonesia」

タイ；労働社会福祉省「Year Book of Labour Statistics」

国家統計局「Labour Force Survey」、タイ銀行「Key Economic Indicators」

マレーシア；大蔵省「Economic Report」

フィリピン；IMF「International Financial Statistics」、国家統計局発表資料

注1 インドネシアにおいては統計上、失業率は公表されておらず、就業率が公表されている。よって、失業率は100%から就業率を引くことにより算出した。

2 タイの97年の実質GDP成長率はタイ銀行予測値である。

タイの労働力人口は乾期と雨期で大きく変動する。1～3月が乾期、7～9月が雨期すなわち農繁期となり、労働力人口が増加する。雨期の労働力人口の増加は、季節労働者や失業者のほか農家の家族が農業従事者として加わるためである。就業者数及び失業者数はこの変動の影響を受ける。

タイの就業者数及び失業者数は、90年から96年までは国家統計局による労働力調査の結果であり、90年は8月の調査結果の平均、97年は労働社会福祉省労働保護福祉局推計値である。失業率は失業者数/労働力人口×100で算出した。

3 マレーシアの就業者数は、96年は経済構造庁(EPU)推計値、97年は同予測値である。失業者数は求職登録者数であり、96年は1～7月期の求職登録者数である。失業率は、96年は経済構造庁(EPU)推計値、97年は同予測値である。

4 フィリピンの就業者数、失業者数、失業率は国家統計局による労働力調査の結果である。なお、97年の就業者数、失業者数、失業率は1、4月及び7月(速報値)の労働力調査結果の平均である。

イ 雇用・失業対策

(ア) 改正労働法の成立

97年6月16日に国会に提出され審議が行われていた改正労働法案が、9月11日、与野党及び軍部代表の賛成により、成立した。同法は、大統領の承認を受けた後、98年10月1日より施行される。

a 概要

改正労働法は、18章199条から成り、基本理念、労働力需給計画、労使関係、パンチャシラ労使協調体制(注38)、賃金、労働者福祉、訓練、就職斡旋、外国人労働者等について定められている。

基本的には、既存の労働関係の法律を集大成するものであるが、一部、労働組合の結成の条件、スト関係規定、児童労働、労使紛争処理制度、解雇手続等については改正され、長期休暇に関する規定が新設された。

b 改正点

6月16日に国会に提出された政府原案については、全インドネシア労働組合連合(FSPSI)等の反対運動や与野党双方からの修正意見の提出等により、その内容の7割が修正されている。現行規定、政府原案及び成立した改正労働法との相違点は次のとおりである。

1) 労働組合の結成の条件

(現行規定)

企業における労働者25人の賛成を必要とする。

(政府原案)

企業における労働者の過半数の賛成を必要とする。

(改正労働法)

企業における労働者の話し合いを通じた民主的な方法によって結成する。詳細については、新たに「労働組合法」を制定する。

2) スト関係規定

- ・ スト通知の期限の設定

(現行規定)

スト通知の期限を明らかにしていない。

(政府原案)

スト開始3日前までの通知を必要とする。

(改正労働法)

スト開始7日前までの通知を必要とする。

- ・ スト中の賃金の支払

(現行規定)

違法なストに対する賃金は支払われない。

(政府原案)

スト実施中は、合法か違法かにかかわらず賃金は支払われない。

(改正労働法)

合法的なスト実施時の賃金は支払われる。

- ・ スト行為の場所の限定

(現行規定)

ストの実施場所を限定していない。

(政府原案)

ストの実施は、企業構内での実施に限定される。

(改正労働法)

政府原案と同様。

3) 児童の雇用禁止

(現行規定)

15歳以下の児童であっても、労働を余儀なくされている場合は、石炭夫、掘削労働等を除いて労働は可能である。

(政府原案)

15歳以下の児童の雇用は禁止される。

(改正労働法)

15歳以下の児童の雇用は禁止される。ただし、家族労働、家事、工業学校等の校外企業実習、政府等によって所有されている施設での労働は適用除外となっている。

4) その他

政府原案においては、「1957年労使紛争処理法」及び「1964年民間企業における労使関係解除法」は改正労働法に盛り込まれ廃止されるとともに労使紛争処理制度の変更及び解雇手続の簡素化が予定されていたが、当面現行法制度が存続することとなった(注39)。

また、改正労働法において、長期休暇に関する規定が新設され、「労働者は、付与能力のある企業で雇用されているとき、6年以上の勤続の後、最長3ヶ月間の休暇を取得する権利を有する」とされた。

(注38)

インドネシアの労使関係は、パンチャシラといわれる建国五原則(1)信仰の原則、2)協同と家族主義の原則、3)民主主義の原則、4)公正、公平の原則、5)調和の原則)の精神に基づいているといわれている。

パンチャシラ労使関係の理念は、労使間の調和を維持し、生産性を高め、国家・社会の開発に貢献することにある。この理念によれば、労働者は、経営者に対して社会的公平や話し合いを要求することができるが、他方、労使協調を乱すような争議行為は受け入れられず、そうした行為の発生は、労働者のみならず、経営者の責任でもあるとみなされることになる。

(注39)

インドネシアの労使紛争処理制度は、1)任意の仲裁委員会による仲裁、2)任意の仲裁を希望しない場合の調停官による調停、3)調停では解決できない場合の地方(中央)労使紛争処理委員会による提案・裁定等となっている。また、解雇手続については、労働紛争調停委員会の許可が必要であると規定されている。

(イ) 経済危機に伴う雇用・失業対策を発表

通貨危機の影響による雇用・失業情勢の悪化に伴い、インドネシア労働省は、98年1月、ジャカルタ特別州及びその周辺地域における雇用プロジェクトを発表した。

同プロジェクトは、労働省が国家経済開発庁及び大蔵省との共同により、総額330億ルピア(約3.3億円、1ルピア=0.01円(98年2月))を用いて、ジャカルタ特別区、西・中部・東ジャワの4州で30のプロジェクトを実施するものである。プロジェクトの内容は、下水道の清掃、洪水防止対策、市場の清掃、村落の道路整備など労働集約型の公共事業となっている。

政府は、同プロジェクトを3月末までの80日間実施することとしており、これにより、約390万人の失業者(ジャカルタ特別区50万7,200人、その他のジャワ地域341万6,800人)を吸収する予定である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

2 アジア(韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、中国、香港)

(5) タイ

ア 経済及び雇用・失業の動向

経済は、93年から95年にかけて、輸出拡大、所得増加に伴う消費拡大、インフラ整備のための公共投資の拡大により、実質GDP成長率が8%を超える成長を遂げたが、96年は、輸出の伸びが急速に低下していることを背景に、6.6%と低下した。97年に入ると、輸出の回復が遅れたことに加え、7月にはそれまで割高であった為替の調整が生じ、通貨バーツが大幅に減価したことにより、経済危機、金融不安が起こり、97年の実質GDP成長率はタイ銀行の予測値で1.1%と、経済は大幅に減速するものとみられている。

就業者数は95年以降は増加傾向となり、95年は3,081万人、96年は3,117万人、97年は労働社会福祉省の推計値で3,289万人となっている。

失業者数は、94年から95年にかけて減少した後、96年から97年にかけては再び増加しており、95年は55万人、96年は50万人、97年は労働社会福祉省の推計値で73万人となっている。失業率も95年以降は低下傾向で、95年1.7%、96年1.5%と低水準で推移したが、97年は労働社会福祉省の推計値で2.2%とやや上昇しており、さらに98年には通貨危機の影響による雇用・失業情勢の悪化に伴い、大幅な上昇が見込まれている。

イ 雇用・失業対策

(ア) 景気の低迷等による解雇、労働争議の増加

タイでは、96年後半以降、輸出の伸び悩み、個人消費の不振等による景気の低迷が続いている。加えて、7月にはタイ・バーツの対米ドル平価切下げを契機として通貨危機・金融不安が起こった。このような状況下で、労働社会福祉省の統計では97年年央推定失業率は3.48%と96年実績の2.72%を大幅に上回っており、解雇や労働争議が増加している。

a 解雇の状況及び政府の対応

労働社会福祉省によると、97年1月から7月の間で解雇された労働者数は7,607人と、既に96年年間の約

5,000人を上回っている。

解雇の増加に対する政府の対応は、以下のとおりである。

1) 97年6月24日に閣議決定された対策

- ・ 労働社会福祉省は、工業省等の関係機関と協力して労働者の解雇を計画している企業を事前に把握し、当該企業に対して、解雇の規模を縮小させるための援助措置をとる。
- ・ 事業主が労働者を解雇する際には、法定の解雇手当を早期に支払うよう指導監督する。
- ・ 公共職業安定所に登録している求職者のうち、解雇による失業者に対する職業紹介を優先的に行う。
- ・ 解雇された労働者を対象とした職業訓練を実施する。
- ・ 解雇された労働者が他業種及び地方で求職する際、無利子で求職資金の貸付を行う。

2) 97年8月19日に閣議決定された追加措置等

- ・ 労働社会福祉省の事務次官を委員長とし、商業省、工業省の代表等を委員とする解雇問題対策委員会を設置する。
- ・ 各県においても、県知事を委員長とする県レベルの解雇問題対策委員会を設置する。
- ・ 解雇の情報、求人・求職情報、職業訓練のあっせん等を総合的に取り扱う部署を8月20日より労働社会福祉省内に開設する。

b 労働争議の増加

労働者の解雇の増加に伴い、解雇された労働者の賃金及び解雇手当の不払問題によって労働争議となるケースも増加している(本書「第3章第2節4(1)」参照)。

(イ) 経済危機に伴う雇用・失業対策を発表

98年1月19日、チュアン首相を委員長とする国家失業問題対策政策委員会が開催され、タイ国内の外国人労働者を約30万人削減しタイ人労働者の雇用を確保する等の7項目の雇用・失業対策が決定された。

これは、97年7月以降の経済危機の影響により、98年に約200万人の失業者の発生が見込まれたことから、さらなる雇用対策を策定したものである。政府はこの対策により、148万人以上の失業者の雇用を確保することができ、今後も失業率が3%を超えることはないと予測している(96年の失業率:2.72%、労働社会福祉省統計値)。

この対策の概要は次のとおりである。

1) 俟約対策(「タイ・ヘルプ・タイ」)

失業者の生活の安定を図るために、商業省は関係機関と協力し、生活必需品の廉価販売を年間を通じて全国各地で実施する。さらに自営業を営むことを希望する失業者に融資を行う。

2) 地方における雇用対策

内務省は農業協同組合省、労働社会福祉省、運輸通信省などと協力し、失業者に臨時雇用を提供するための事業を実施する。これまで機械で行っていた業務を人手で行うよう予算の執行を切替えることにより35万人の雇用を創出する。これにより各労働者が98年1年間を通じて月額で最低3,000バーツ(約6,900円、1バーツ=約2.3円(98年2月))の賃金を得られるようにする。

3) 外国人労働者対策

工場労働者を中心に6ヵ月間で30万人の外国人労働者を削減し、これらを国内労働者に代替することにより30万人の雇用を確保する。

4) 海外へのタイ人労働者の送出し

労働社会福祉省、外務省及び商務省は民間企業と協力し、21万人以上のタイ人労働者を海外に送り出す。これにより、98年中の出稼ぎ労働者の海外からの送金額は、既に海外で就労している約40万人のタイ人労働者からのものと合わせ、1,000億バーツ(約2,300億円)となる。

5) 工業部門における雇用確保対策

工業省は労働社会福祉省、教育省、商務省、内務省及び大蔵省と協力し、工場の地方移転、技能向上のための職業訓練、職業紹介サービスの強化などの種々の措置を講じることにより労働者の就労継続を支援する。

6) 国王の発意による新理論農業計画

農業協同組合省は労働社会福祉省、国防省及び運輸通信省などの関係機関と協力し帰郷を希望する解雇者や農業労働に興味を持つ失業者の農業における自立を促進する。

7) 職業指導計画

求職中の大学新規卒業者に対し、2万件以上の求人を確保し、求職の選択の幅を広げるよう助言を行う。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

2 アジア(韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、中国、香港)

(6) マレーシア

ア 経済及び雇用・失業の動向

経済は、94年以降、1)先進国経済の回復に伴う輸出向け生産の増加、2)海外からの直接投資の回復等により、高水準の成長を持続してきた。しかし、96年には金融引締めや輸出の鈍化などから、経済は減速傾向となり、96年の実質GDP成長率は8.6%となった。97年は、7月にタイにおいて発生した通貨危機、金融不安の影響により、マレーシア・リングが大幅に減価したこともあり、実質GDP成長率は7.8%と低下している。

就業者数は年々増加し、95年は792万人(前年比3.8%増)、96年は経済構造庁の推計値で818万人(同3.3%増)、97年は同予測値で844万人(同3.1%増)となっている。

失業者数は93年以降は減少傾向となり、94年は2万6千人、95年は2万2千人、96年は2万1千人となっている。また失業率も90年以降低下傾向で、93年以降は3%前後で推移してきた。これはほぼ完全雇用の水準といわれ、労働力不足が問題であったが、97年には、通貨危機等の影響により、失業の増加が懸念されている。

イ 雇用・失業対策

(ア) 外国人労働者雇用対策

マレーシアでは、労働力人口約870万人のうち、外国人労働者が合法、非合法を併せて約200万人にも上るといわれており、特に近年外国人不法就労者の増大が深刻化している。

政府は、深刻化する外国人不法就労者問題を解決し、マレーシア人の国内での雇用機会を確保するために、外国人労働者の新規雇用を凍結する施策を実施してきた。さらに、98年初頭には、通貨危機等の影響による失業情勢の悪化が予測される中で外国人労働者の削減措置が実施された。

96年7月の本措置施行時には、外国人不法就労者の登録期間を96年8月15日から12月31日までとしていたが、登録を終了していない労働者が多かったために、その後期間を延長し、97年8月15日を最終期限としていた。

(注41)

就労許可の主な条件は次のとおりである。1)就労許可対象者:バングラデシュ、インドネシア、パキスタン、タイ及びフィリピン国籍を有し、96年7月10日以前よりマレーシア国内に滞在している者、2)就労許可分野:製造業、建設業、サービス業及びプランテーション、3)就労許可期間は5年間とし、職業の変更は許可されない。

a 外国人労働者の新規雇用の凍結

政府は、96年7月、1)製造業、建設業、サービス業及びプランテーションで就労する外国人不法就労者について、一定期限内(注40)にその雇用する事業主が当該労働者の登録をすれば就労を許可すること(注41)及び、2)当該産業における外国人労働者の新規雇用の凍結を発表した。

しかし、その後も、外国人不法就労者の増加傾向に歯止めがかからないため、政府は、97年8月20日、外国人労働者の新規雇用の凍結をメイドを含めた全産業に拡大することを決定した。

b 外国人労働者の削減措置

政府は、98年1月9日、通貨・金融危機等の深刻な経済情勢を背景に企業規模の縮小や倒産等が増加する中で、国内労働者に職を供給するための措置として、サービス業、建設業に従事する70万人以上の外国人労働者の労働許可を更新しないことを決定した(注42)。本措置の対象となる外国人労働者は、入国管理局より労働許可期限の90日前に通知を受け、当該外国人労働者の雇用主はプランテーション又は製造業部門に移動させるか、本国へ帰国させるかを決定し、労働許可期限の1ヵ月前までに入国管理局に報告しなければならない。

現在プランテーション及び製造業部門ではそれぞれ5万人及び4万人の労働力不足の状況にあるが、同部門では労働が厳しいためにマレーシア人労働者が就労を希望しないこともあって、今回の措置によりサービス業部門で就労する15万人以上の外国人労働者のうち9万人がプランテーション及び製造業部門に吸収されることが見込まれている。

(注42)

マレーシアでは、外国人労働者を最も多く雇用している部門は建設業であり、合法外国人労働者全体の約60%(約70万人)を占めるが、そのうちの約80%(約56万人)がインドネシア、タイ、バングラデシュ及びパキスタンからの労働者とみられている

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

2 アジア(韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、中国、香港)

(7) フィリピン

ア 経済及び雇用・失業の動向

経済は、92年6月のラモス政権発足後政情が安定したことを背景に、回復の兆しを見せ、実質GDP成長率は93年の2.1%の後、94年は4.4%、95年は4.8%と拡大を続け、96年には5.7%の成長を達成している。しかし、97年は、7月にタイにおいて発生した通貨危機、金融不安の影響により、フィリピン・ペソが大幅に減価したこともあり、経済成長の鈍化が見込まれている。

就業者数については増加が続いており、96年は2,719万人(前年比5.9%増)、97年は2,772万人(同1.9%増)となった。一方、失業の動向をみると、景気回復にもかかわらず雇用情勢は悪く、失業者数及び失業率は、高水準で推移している。失業者数は95年は270万人(前年比3.0%増)、96年は255万人(同6.2%減)、97年は264万人(同3.4%増)であり、失業率は94年、95年ともに9.5%、96年9.0%、97年は8.7%であった。従来、資本集約的産業中心の工業化政策を進め、製造業部門での雇用が拡大していないことが、雇用情勢が改善しない一因との指摘もある。

また、労働時間が極めて短い不完全就労者数が多く、失業者と併せて労働力人口の3～4割に達するといわれている。こうした中で、貧富の格差や都市と農村との賃金格差が依然解消されておらず、貧困の撲滅が雇用の創出等とともに大きな課題となっている。

イ 雇用・失業対策

(ア) 社会保障法の改正

97年5月1日、労働雇用省、労働組合会議(TUCP)及び労働諮問評議会(LACC)の三者合同によりレーバー・デー式典が開催され、同式典におけるラモス大統領及び上下両院議長の署名によって、社会保障制度の強化を図る社会保障法改正法が施行された。主な改正点は以下のとおりである。

1) 社会保障制度の適用範囲の拡大

適用対象者を自営業主、農業従事者、漁業従事者、メイド及び海外出稼ぎ労働者等に拡大する。

2) 社会保障給付額の増額

退職給付、死亡給付及び障害給付の給付最低額を引き上げる。

同改正法の成立について、労働組合及び使用者団体の反応は概ね好意的であるが、一部の労働組合では物価上昇率を考えるとこうした措置は意味がないと批判している。

(イ) 全国雇用会議の開催

98年2月2日、首都マニラにおいて、全国雇用会議(National Employment Conference)が開催された。同会議では、キスピン労働雇用長官が議長となり、フィリピン経営者連盟(ECOP)、労働諮問協議評議会(LACC)、フィリピン労働組合会議(TUCP)などの各代表が出席し、政労使が共同して雇用問題に取り組むための「雇用のための行動宣言(Commitment to Action for Employment:COME-ACT)」が採択された。

経緯及び「雇用のための行動宣言」の概要は次のとおりである。

a 経緯

アジア各国において、通貨危機の影響による雇用失業情勢の悪化により失業者が増加する中で、特にタイ、マレーシア及び韓国では、自国内労働者の雇用機会を拡大するために、国内で就労する外国人労働者を本国へ送還するなどの外国人労働者削減措置が実施されている。

このような状況の下で、98年1月14日、ラモス大統領は、アジア通貨危機によるフィリピン人海外出稼ぎ労働者の帰国に伴う雇用問題に対処するための戦略的雇用計画を採択するために、全国雇用会議の開催を指示した。

あわせて、労働雇用省に対しては、離職者向け訓練、輸出主導部門の労働者の訓練、自営業主向け訓練の実施を指示するとともに、公共職業安定所・労働市場情報システムを通じた職業紹介システムの充実、労働組合やインフォーマル・セクターに属する労働者への支援の早急な実施を指示した。

b 「雇用のための行動宣言」の概要

1) 政府・地方自治体

- ・ 帰国したフィリピン人海外出稼ぎ労働者への種々のプログラムによる支援
- ・ 輸出促進のための中小企業向け融資保証制度の強化
- ・ 財界・労働界との協力による危機的産業及び解雇労働者のモニター制度の創設
- ・ 投資家の事業許可発行の迅速化
- ・ 成長地域に必要なインフラ整備の早期化
- ・ 労働市場情報システムの設立・運営の早期化
- ・ 競争力強化のための労働法典の見直し
- ・ 海外出稼ぎ労働者の送金拡大策の研究

- ・ 自国産品購買キャンペーンの実施
- ・ レイオフされた労働者を吸収するための100億ペソ(約310億円、1ペソ=約3.1円(98年2月))に上る労働集約的プロジェクトの実施
- ・ 8万人以上の労働者を対象とする技能訓練の実施
- ・ 6千人以上を対象とする起業家養成プログラムの実施
- ・ 生産性向上のための啓発事業の実施
- ・ 15万人以上の技能労働者に対する技能検定・登録の実施
- ・ 通貨危機の影響を受けたアジア諸国におけるフィリピン人海外出稼ぎ労働者の労働条件に係る再交渉の実施
- ・ 旅行税の軽減等によるフィリピン人労働者の海外出稼ぎの促進
- ・ 政府部門における生産性向上の促進

2) 使用者団体

- ・ 危機的産業の監視のための政府との協力
- ・ 生産性の向上に係る情報ネットワークの強化と生き残り戦略プログラムの実施
- ・ 自国産品購買キャンペーンの実施
- ・ 工場レベルの労使紛争解決メカニズムの利用促進
- ・ 政労使三者構成評議会と技術教育・技能開発庁(TESDA)などの人材開発を担当する組織との連携強化

3) 労働組合

- ・ 自国産品購買キャンペーンの実施
- ・ 地方自治体における労働組合代表の積極的活動
- ・ 労働基準遵守のための監督チームの設置
- ・ 政労使三者構成評議会と技術教育・技能開発庁(TESDA)などの人材開発を担当する組織との連携強化

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

2 アジア(韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、中国、香港)

(8) 中国

表1-1-15 中国及び香港の実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

(万人、%)

		1992年	93	94	95	96	97		
							1～3月	4～6	7～9
中国	実質GDP	14.2	13.5	12.6	10.5	9.7	-	-	-
	就業者数	65,554	66,373	67,199	67,947	67,850	-	-	-
	失業者数	364	420	476	520	533	-	-	-
	失業率	2.3	2.6	2.8	2.9	3.0	-	-	-
香港	実質GDP	6.3	6.1	5.4	4.5	4.9	6.0	6.8	5.7
	就業者数	273.8	280.0	287.3	290.5	300.1	309.0	311.3	
	失業者数	5.5	5.6	5.6	9.6	8.6	7.1	6.8	
	失業率	2.0	2.0	1.9	3.2	2.8	2.5	2.4	
	不完全就業者数	5.8	4.6	4.1	6.3	5.2	3.5	4.0	
	不完全就業率	2.1	1.6	1.4	2.1	1.7	1.1	1.3	

資料出所：中国は中国統計局「中国統計年鑑」

香港は香港政府統計処「Hong Kong Monthly Digest of Statistics」

- 注1 実質GDPは、前年（同期）比である。
- 2 中国の失業者数及び失業率は都市部のみ。
- 3 香港の失業者数及び失業率の四半期の数時は季調値である。
- 4 香港の不完全就業者数とは、週あたり労働時間が35時間未満の就業者で、より長時間の就業を求めている者をいう。不完全就業率とは、労働力人口に占める不完全就業者の割合をいう。

表1-1-16 中国の就業上の地位別就業者数

表1-1-16 中国の就業上の地位別就業者数

(万人、%)

	就業者 総数	都市部					農村		
		国有企業	集団所有企業	民間企業	その他企業	自営業	郷鎮企業		
1992年	65,554 (100.0)	17,241 (26.3)	10,889 (16.6)	3,621 (5.5)	98 (0.1)	282 (0.4)	740 (1.1)	48,313 (73.7)	10,625 (16.2)
93	66,373 (100.0)	17,589 (26.5)	10,920 (16.5)	3,393 (5.1)	186 (0.3)	536 (0.8)	930 (1.4)	48,784 (73.5)	12,345 (18.6)
94	67,199 (100.0)	18,413 (27.4)	11,214 (16.7)	3,285 (4.9)	332 (0.5)	759 (1.1)	1,225 (1.8)	48,784 (72.6)	12,345 (17.9)
95	67,947 (100.0)	19,093 (28.1)	11,261 (16.6)	3,147 (4.6)	485 (0.7)	894 (1.3)	1,560 (2.3)	48,854 (71.9)	12,862 (18.9)
96	68,850 (100.0)	19,815 (28.8)	11,244 (16.3)	3,016 (4.4)	620 (0.9)	961 (1.4)	1,709 (2.5)	49,035 (71.2)	13,508 (19.6)

資料出所：中国国家统计局「中国統計年鑑」

注（ ）は構成比。

ア 経済及び雇用・失業の動向

消費拡大、海外からの直接投資の急増、貿易の拡大等により実質GDP成長率は92年14.2%、93年13.5%となった。93年からは、政府が過熱気味経済に対応して引締め政策を進めたため、94年12.6%、95年は10.5%、96年9.7%と、景気拡大テンポは緩やかになったものの、高めの成長が続いている。

就業者数は年々増加傾向にあり、95年6億7,947万人(前年比1.1%増)、96年6億8,850万人(同1.3%増)となった。内訳をみると、ほとんどが農村労働者であるが、都市部就業者の割合も年々増加している。就業者数については、このところ1%台前半の伸びであり、毎年750万人から900万人の増加を示しているが、労働部によれば、96年からの5年間で7,200万人(年平均1,400万人強、2%程度の増加)の労働者が増加するとみられており、就業圧力が今後強まる可能性が指摘されている。

失業の動向をみると、失業者数(都市部)は年々増加しており、95年520万人(前年比9.2%増)、96年533万人(同2.5%増)となった。失業率(都市部)も上昇する兆しをみせており、95年2.9%、96年3.0%となった。しかし、国有企業内の余剰労働者及び農村部の膨大な余剰労働力を考えると、潜在的失業者数は更に多いとみられ、国有企業改革等により失業が顕在化するおそれがある。

イ 雇用・失業対策

(ア) 農村労働力の移動状況調査を公表

中国国家统计局が97年3月25日に発表した農村労働力の移動状況調査によれば、90年代に入って、農村労働力の都市部への流入が減少するとともに、農村にとどまり非農業部門に業種転換する者の割合が高まっていることが明らかになった。

この背景には、「民工潮」(農村部から都市部への過度な人口流入)を抑止し、都市部の需要に合わせた円

滑な労働力移動を促進するために全国及び地方レベルで実施されている施策の効果があるとみられている。

中国労働部では、近年「農村労働力の秩序ある移動プロジェクト」を実施しており、農村労働力を農村とその周辺地域の郷鎮企業(農村部の個人・集団所有制企業の総称)及び第3次産業において吸収するための施策を進めている。

また、経済特区である深では、特区労働力管理制度の制定等の具体的措置を95年から開始した。特区労働力管理制度とは、深市労働局が各地方政府の労働部門と労働力需給等に関して契約を結び、労働力の移動を地方政府と協力して管理するものである。また、同制度においては、深に流入した労働者から毎年300元の都市居住費を徴収することとされている。深では、95年以降労働力の流入が減少傾向にあり、労働力の流入抑制に一定の成果を上げているとみられている。

このように農村から都市部への労働力移動が減少する一方で、都市部から農村へ移動する労働力の割合はわずかながら高まっており、一時帰休者が農村部で職を求め、郷鎮企業等に就職している状況もみられた。

(イ) 労働予備制度の試行

97年7月14日、労働部は、中学又は高校を卒業し上級学校に進学しない若年者に対して1～3年間の職業訓練を行い、職業資格証書を取得させた後に就職のあっせんを行うことを内容とする「労働予備制度」を試行することを発表した。労働部では、1)従来、中学、高校卒業者が職業訓練を受けずに就職することによって企業の労働生産性の向上が阻害されていたことや、2)第9次5ヵ年計画(1996～2000年)期間中に全国で中学、高校卒業後進学しない者は2,100万人に達するとの試算があること等から、同制度の実施により、若年者の就業圧力を緩和するとともに、技能資格取得を義務づけることで当該若年者の能力を高め、人材の育成に努めるとの方針である。

同制度は、比較的就職希望者が多く、職業訓練と就職あっせんの体制が整備されている36の都市において試行されることになっている。

(ウ) 中央経済工作会議の開催

97年12月9日から11日にわたり、北京において中国共産党及び国務院(日本の内閣に相当)による中央経済工作会議が開催された。会議においては江沢民国家主席、李鵬首相ら首脳による演説が行われ、98年の経済政策方針が発表された。

同会議では、97年の経済動向はおおむね順調に推移したと分析され、経済の高成長、低インフレ基調を保ったことや国際収支状況が良好だったことなどが評価された一方、国有企業や郷鎮企業経営の困難性、失業者の増加、金融法制の不備などの問題点が指摘された。また、国有企業の経営悪化に伴う失業者の救済対策、金融安定の維持に向けた銀行の体質強化などが98年の経済政策の重点項目とされ、アジアの通貨危機・金融不安の中国への波及防止にも取り組むことが確認された。

今回の会議では、雇用対策が98年の経済政策における重点に掲げられていることが注目されているが、背景には、国有企業及び一部の郷鎮企業の経営悪化による失業者及び一時帰休者の増加等の深刻な失業情勢の悪化があるとみられている。そのため、職業紹介制度及び失業保険制度の拡充、失業者の再雇用を支援するための職業訓練の強化等の具体的措置を通じ、各部門が失業者及び一時帰休者の救済対策に積極的に取り組むよう指示が行われ、雇用対策が中国政府にとって重要課題になっていることが明らかになった。

(エ) 全国労働工作会議の開催

97年12月17日、呉邦国副総理、李伯勇労働部長の出席の下、全国労働工作会議が開催され、98年の労働政策方針が発表された。

同会議では、先の中央経済工作会議の議論に基づき、再雇用支援事業を円滑に進め、社会保障制度の早急な確立を目指す必要があることが確認され、特に、国有企業改革との関連では、一時帰休者の適正な配置転換、失業者の再就職の実現が強調された。

98年の労働政策方針の主な内容は以下のとおりである。

1) 再雇用支援事業の推進

今後長期間にわたり、労働供給が需要を上回る状況が続くとみられることから、再雇用支援事業を強化し、特に都市部における失業者、一時帰休者の適正な配置に努めなければならない。本事業は、国有企業改革の成否にかかわる課題でもあるため、98年における最重点施策として位置づける。特に、非国有部門と第三次産業の雇用吸収力を活用すること、労働者の職業理念を転換させ、政府に依存する体質を克服させること、失業者や一時帰休者が起業することを奨励・誘導していく必要がある。

また、必要に応じて財政当局、労働当局、企業等が連携し、再雇用支援事業に関する資金源を確保する。

2) 社会保障制度の整備

3年前後を目途とし、年金、医療、失業保険を、国民のニーズや負担能力に合致したものに転換していく必要がある。失業保険については、都市部のあらゆる労働者をカバーする制度を確立し、再就職の促進と結合させた運営メカニズムの形成を図っていく。

3) 労働契約制度(注43)の推進

労働契約制度は既に全国で基本的に確立しているが、未だ実践において内容が不完全であり、執行が明確ではないなどの問題が存在している。また、多様な所有制経済が共に発展していく中においては、適切に労働者の合法的な権益を守る必要がある。

4) 貧困対策の推進

経済構造が転換していく過程においては、一部の労働者が苦しい生活に直面することは避けて通れない。これらの者の基本的な生活を保障することは長期的な任務であり、政策内容を充実させていく必要がある。また、各種ルートを通じて貧困対策資金を増加させるとともに、これを再就職事業と結びつけ、早期の再就職の実現を目指す。

5) 賃金分配制度の改革

賃金のマクロ・コントロール体系を確立するとともに、最低賃金制度の一層の普及に努める必要がある。また、外資系企業や私営企業では、集団協約を通じて明確な賃金制度を作り上げるべきである。

6) 職業訓練の推進

就職のための訓練という思想を堅持し、職業資格証書を発行することと併せ、労働予備制度(前述b参照)を推進する。また、一時帰休者に対する多様な訓練を実施し、職業技能の開発体系を確立する。

7) 労働法制の的確な執行

労働法の徹底的な執行を強化し、労働法で規定している基本制度の実現を推進する。また、労働契約法、就職促進法、労働安全衛生法等の労働立法の足並みを早めていく。

8) 労働安全衛生活動の推進

市場経済化が進展する中で、一部の企業は経済効率を追求し労働安全を無視することがあり、また、一部の経営者や労働者には安全認識のレベルの低さ、責任体制の不明確さがある。このため、監督体制を厳格に実行し、責任を明確にしていく。

9) 労働分野における基礎的調査等の強化

労働分野における問題が複雑化していることに対応するため、幅広い分野において研究を進めていく。また、労働統計制度を改善し、統計の定義、範囲、規格等を明確かつ体系的なものとしていく。

(注43)

従来、中国では、中央政府が労働力を企業に配分する「固定工制度」の下で雇用が保障されていたが、企業が自主的な人員採用・解雇ができないため大量の企業内余剰人員を生み出し、労働者にとっても職場の自由選択と個人能力の発揮の障害となっていたことから、労働意欲の不足と労働効率の低下という問題を引き起こしていた。これに対し、労働法第16条～第35条に規定されている「労働契約制度」は、企業が労働者の採用に当たって契約期間、業務内容、労働条件、労働規律等を明記した労働契約を締結することを義務づける制度であり、本制度により、企業は自主的に労働者を募集・採用し、労働力の質・量を調整することが可能となる一方、労働者は、自己の適性、希望に合った就職先を選択することができるようになった。

(オ) 雇用失業統計の整備

国有企業改革が進展し、雇用情勢の悪化が懸念される中で、1997年版「中国労働統計年鑑」では、雇用失業関連統計が大幅に整備された。これらの統計整備は、雇用情勢について当局が一層関心を深めていることを裏付けているものとみられている。

1) 失業者統計

従来から公表されている失業者数は、職業紹介所に登録されている者(登記失業者)のみであったが、今般、サンプル調査による失業者(調査失業者)が公表された。これによれば、96年の登記失業者が553万人であるのに対し、調査失業者は815万人となっている(ただし、調査失業者による失業率は公表されていない)。

2) 職業紹介所業務統計

今回、新たに職業紹介に関する統計が公表され、これによると、96年の総求職者数は1,939万6,954人、総求人数は1,106万4,879人となっている。

3) 一時帰休者

一時帰休者については、96年末で815万人(前年比250万人増)となった。これは、登記失業者数(553万人)を大幅に上回っている。

1998年 海外労働情勢

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

2 アジア(韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、中国、香港)

(9) 香港

ア 経済及び雇用・失業の動向

92年以降活発な民間消費や投資に支えられて景気は回復し、実質GDP成長率は92年6.3%、93年6.1%となったが、94年以降緩やかな減速傾向がみられ、94年5.4%、95年4.8%、96年4.9%となった。しかし、97年に入ってから中国返還をあてこんだ不動産ブーム、消費ブームが生じ、1～3月期前年同期比6.1%、4～6月期同6.4%と景気は拡大している。

失業の動向をみると、87年以降失業率2%程度の完全雇用状態が続いていたが、97年7月の中国への返還が近づくにつれ、個人消費の低迷やサービス業を中心とする雇用吸収力の弱まりなどから失業率は上昇し、95年は3.2%と85年以来の高水準となった。その後、96年7月に2.9%と3%を下回ってからは改善傾向がみられ、96年全体で2.8%となり、97年1～3月期2.5%、4～6月期2.4%と低下している。

失業者数は、95年には9万6千人となったが、95年末以降減少傾向にあり、96年8万6千人、97年1～3月期7万7千人、4～6月期6万8千人となった。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

3 大洋州(オーストラリア、ニュージーランド)

(1) オーストラリア

表1-1-17 オーストラリアの実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

(%, 万人)

	1994年	95	96	97			
				1～3月	4～6	7～9	10～12
実質GDP	5.2	3.5	3.4	1.2	2.9		
就業者数	789	822	833	835	839	832	
失業者数	86	78	78	91	79	77	
失業率	9.7	8.6	8.5	9.7	8.6	8.4	

資料出所：実質GDP成長率は経済企画庁「海外経済データ」

その他は、OECD「Quarterly Labour Force Statistics」

注 実質GDPは、対前年（同期）比

ア 経済及び雇用・失業の動向

景気は穏やかな拡大を示しているものの、実質GDP成長率は95年3.5%、96年3.4%、その後、97年に入ってから1～3月期には1.2%、4～6月期には2.9%と力強さに欠けている。

96年の就業者数は833万人となっており、92年以来一貫して増加傾向にある。失業者数は93年の96万人がピークとなっており、96年は78万人であった。失業率は92年第1四半期より94年第1四半期まで10%を超える高水準にあり、その後も8%を下回らない高止まりの状態である。

イ 雇用・失業対策

96年3月に政権に就いたハワード自由党・国民党連立政権による96/97年度連邦予算では、失業者対策として多くの長期的改革が導入された。97/98年度予算においても引き続き、財政の黒字化、国際競争力の向上と並び、労働市場政策に重点を置く方針が打ち出されている。

(ア) 新しい職業サービスの導入

ハワード自由党・国民党連立政権は、新しい職業サービス(公共職業安定所機能の再編・業務の民間委託)について議会の同意を得るため、96年12月に「職業サービス改正法案(Reforming of Employment Services Bill 1996)」を議会に提出したが、与党が過半数を制していない連邦議会上院を法案が通過しなかったため、法改正の手段によらず雇用・教育・訓練・若年問題大臣の職権により導入されることとなった。

新しい職業サービスの主な内容は以下のとおりである。

- 1) 雇用・教育・訓練・若年者問題省(以下「雇用省」という)の機関である公共職業安定所と社会保険省の機関である社会保険事務所を統合し、「センターリンク」という新機関を設置する。従来の公共職業安定所はセンターリンク及び政府所有の職業紹介機関(Employment National)として再編される。
- 2) 従来から実施されていたケースマネジメントの民間への委託を更に推進し、従来公共職業安定所が行っていた業務についても、雇用省が民間の職業サービス企業と委託契約を結び、民間においても実施されることとなる。政府所有の職業紹介機関(Employment National)は、民間の職業紹介所との競争関係の下で運営される。

今般の改正は、1)公共職業安定所機能の再編及び業務の民間委託によって、サービス提供者の間に競争的な関係を作ることで、求職者の個々のニーズに基づいたサービスを提供すること、2)利用者の選択の幅を広げることにより、質の高い、費用対効果に優れたサービスを提供することが可能となるとの考え方が背景となっている。

また、新しい制度では、1)職業サービスを提供するプロセスではなく就職という結果に焦点が絞られていること、2)競争原理のなかで就職困難者への支援を効果的に行おうとしていることが特徴となっており、職業サービスの委託先に対しては、

- 1) 就職困難者に対するサービスのインセンティブを向上させる観点から、対象とする求職者の就職困難度が高いほど高い費用が支払われる。
- 2) 支援を行った成果に応じて費用が支払われる。(常用雇用に結びついた場合、又は、訓練員制度(Traineeship System)で受け入れた場合にはより高い費用が支払われる。)

という方針が採られている。

a センターリンクの設立

従来は雇用省が雇用援助サービスを行う公共職業安定所の指揮監督を、社会保険省が失業給付等社会保障の支給を行う社会保険事務所の指揮監督を行っていたが、今後はそれら出先機関を統合し、職業サービスと社会保障サービスを一体となって提供することとなる。統合された機関は「センターリンク」と呼ばれ、雇用省及び社会保険省双方の監督下に置かれ、豪州全土に401カ所の事務所、2万4千人のスタッフにより運営される。

センターリンクの業務内容は、1)失業保険等社会保障の受給にかかる手続き、2)求職登録、求職者の評価・判定(注44)、3)セルフサービス方式による求人情報の提供(注45)、4)他の職業紹介所に関する情報提供、5)求職者の就職活動に対するチェック、となっている。

(注44)

求職者は、求職登録時にJSCI(Job Seeker Classification Instrument)という、求職者の性格や年齢、教育、出生した国、心身の障害等、雇用への障壁に関する調査を受け、求職活動における困難さのレベルを調査される。職業サービスについて自主選択ができると判断された求職者は、自分で求職活動の援助主体を選択することとなる。

(注45)

センターリンクには、自主選択求職者のためのタッチパネル式全国求人データベース装置が設置されており、セルフサービスで求人にアクセスすることができる。

b 職業サービスへの競争原理の導入

97年12月より、職業紹介や求職者に対する各種支援に係る競争入札(注46)が行われ、職業サービスの委託が開始された(注47)。

98年5月1日より(注48)入札によって契約した新たな雇用機関(EPE:Employment Placement Enterprise(注49))及び政府所有の職業紹介機関(Employment National(注50))は、以下の5つの業務を行う(注51)。この入札は総額17億ドル(1豪ドル=約90円)に上る。

FLEX1:求人開拓及び失業者への職業紹介

FLEX2:履歴書の書き方や面接の受け方など、求職活動技術の訓練

FLEX3:長期失業その他就職に困難がある求職者に対する個別援助(注52)

ELTSS:訓練入門援助サービス(注53)

NEIS:自営業を営もうとする者への援助

(注46)

委託の手続きについては、雇用省が、倫理上・労働者保護上の観点から、公的機関、民間企業の双方が満たすべき基準・規定を策定し、職業サービス提供者の適格性・業績等を考慮した上で委託先を決定することとなる。また、契約違反の有無、実行状況、サービス提供における質と平等の面についての監視制度が導入される。

(注47)

既存のサービスを保障するため、何らかの理由により適当な応札者が現れなかった場合、政府は実費の他利益分込みの金額を支払う条件で再び入札を行うが、再入札がうまくいかない場合には、Employment Nationalが実費のみで必要な業務を義務的に請け負うこととなる。

(注48)

97年12月1日から98年4月30日までの期間においては、約300の既存の民間職業サービス企業が政府と契約を行い、65,000件の新規の職業紹介を行う。この期間においては、旧公共職業安定所も存続しており、民間職業サービス企業との競争関係の下で職業サービスを提供する。

(注49)

公的機関からの委託として事業を行う場合については雇用省の認可が必要となるが、その他の民間の職業紹介事業の規制は各州の裁量に任されており、連邦レベルの規制は存在しない。

(注50)

Employment Nationalは、政府がその株式を保有している点を除けば、業務内容等、基本的にはEPEと同様であり、EPEとは競争的な関係において業務が行われる。

(注51)

19か月にわたる最初の契約期間(98年5月から99年11月)の間に以下の実績が期待されている。

- FLEX1:840,000人が就職する。
 - FLEX2:88,000人が求職活動技術上の訓練や援助を受ける。
 - FLEX3:540,000人が求職活動において徹底的な保護・援助を受ける。
 - ELTSS:200,000人の求職者が徒弟制度及び訓練員制度を受ける。
 - NEIS:10,400人が自営業を始める援助を受ける。
-

(注52)

従来、雇用省の関連組織であるEAA(Employment Assistance Australia)(組織上は安定所とは別機関)及び政府の委託事業として民間の業者による、長期失業者など特に配慮が必要な求職者に対する継続的なマンツーマンの支援(ケースマネージメント)が実施されていたが、これについては新制度に統廃合される。

(注53)

前政権において実施されていた賃金助成、訓練実施のための助成金支給等失業対策事業等のほとんどは統廃合されたが、徒弟制度(Apprenticeship)や訓練員制度(Traineeship System)と呼ばれる制度については費用対効果が高いと評価され、充実・強化されている。

c コミュニティ 援護プログラム(CSP:Community Support Program)の導入

コミュニティ 援護プログラム(CSP)とは、麻薬・アルコール中毒者、ホームレス、長期失業者、精神的な問題を持つ者、犯罪常習者等、最も深刻な状況の求職者に対し、専門家が個人的な困難な状況に積極的に関わり、通常の求職活動を行えるようにすることに最終目標を置いた援助である。これには、麻薬やアルコール中毒からのリハビリテーション、カウンセリング等の援助が含まれており、このプログラムを提供するサービス提供機関は、センターリンクによる入札により募集される。

CSPによる援助としては、様々な試行プログラムの取組が柔軟に行われる。CSPへの参加は自主的なものであり、援助期間は最長で2年であるが、CSPへの参加の結果、就職への障壁が取り除かれた求職者は、

本格的な雇用援助(FLEX3)へと移行する。

CSP対象者の選定は、センターリンクで行われるJSCI(Job Seeker Classification Instrument)により、通常の雇用援助に該当しない深刻な個人的な障壁が示された者に対し、更にSNA(Social Needs Assessment)が行われ、集中的な雇用援助対象者とCSPの対象者とに分けられる。SNAは、センターリンクの専門スタッフあるいは職業心理学者、職業セラピスト、ソーシャル・ワーカー、医学療法士などの適切な外部スタッフによって行われることとなっており、職業サービスの提供者及びCSPの提供者はこれを行うことができない。

CSP提供機関が収集・保存する参加者の個人情報、個人のプライバシーとして保護される。

(イ) 失業保険給付のための就労(work for the dole)計画

97年6月23日に18歳から24歳までの失業者に対して失業保険給付額に相応した就労を義務づける(地域によっては自主的な就労)「失業手当のための就労(work for the dole)」法案が可決され、計画の第一弾が10月に実施された。

(参考)

(参考)

	全失業率	15～24歳層
94年	9.4	16.2
95	8.2	14.4
96	8.6	14.8

資料出所：OECD「Employment Outlook,1996」

a 背景

若年失業率は80年代以降常に2ケタ台の高水準で推移しており、若年層の高失業率が問題視されている(参考参照)。これらの若年失業者については現実的には現行の職業訓練に基づいた労働市場プログラムによる再就職の成果は良くなく、就労意欲を持たぬまま社会保障等に依存する生活を続ける若年者の増加が社会問題化している。

本計画はこのような状況への打開策として、特に若年失業者が長期にわたり働かずに失業保険給付等に依存して生活するといった悪循環を断ち切ること、さらには若年失業者に就労経験を付与することを目指している。

b 計画の概要

・ 対象者

失業期間が6ヵ月以上で、職業訓練援助プログラム等への参加しておらず、短時間労働への就労経験がない、計画実施地域内に住む失業保険給付受給者を対象者とし、参加者総数の最低8割を18歳から24歳までの者とする。

・ 就労内容

観光事業、慈善事業、歴史的建造物の修復作業、遺跡の発掘作業、海岸警護等。

- ・ 就労時間数及び参加期間

18歳から20歳の対象者には1週間に2日、21歳以上の対象者には1週間に2日半、いずれも1日につき6時間の就労が求められる。参加期間は最長で6ヶ月である。

- ・ 特別手当

失業保険給付以外に1週間に10豪ドルが交通費込みの諸経費として支給される。

- ・ 制裁規定

就労を拒否した場合あるいは就労を中断した場合、失業保険給付が26週間にわたり18%減額される。

- ・ 計画規模及び経費

第1弾としては、178の参加事業による、10,000人の参加が可能となる計画(5,000人参加規模の計画を年間2回実施)が実施されており、2,160万豪ドルの経費が見込まれている。

(ウ) 中小企業支援対策「事業のためにもっと時間を(More Time for Business)」

97年3月24日、今後4年間にわたる「中小企業支援対策」が発表された。政府はこの施策によって、国内で約90万社、雇用者総数の約半数を占める中小企業に対し、計約6億2千豪ドルの資金を投ずるとしている。

中小企業に関する新たな政策を打ち出すことは、ハワード政権の先の選挙の公約でもあり、資源依存型の産業構造を改め、豪州経済の基盤の強化と次世代の経済発展を図るためには中小企業の育成が重要であるとの認識から、中小企業対策は産業面での優先課題とされている。政府はこの対策により、新たに中小企業技術革新基金を設立して、資金面での支援に乗り出す他、税務処理や許認可手続きの簡素化など制度面でも中小企業が育ちやすい土壌を作るとしている。

a 概要

96年5月、政府は中小企業規制緩和タスクフォースを設置し、中小企業に対する税制改革、不当解雇禁止規定の適用除外、連邦・州・地方自治体の窓口の一本化、規制の重複の見直し等の規制緩和、ハイテク中小企業の助成等による、中小企業のコスト削減支援に関する具体策の検討を指示した。今般発表された中小企業支援対策「事業のためにもっと時間を(More Time for Business)」は、96年11月に同タスクフォースにより政府に提出された、中小企業の活性化策全般にわたる62項目を提言した報告書「事業のために時間を(Time for Business)」に基づくものである。

b 中小企業への不当解雇禁止規定の適用除外

この対策の中で特に関心を集めているのは、職場関係法における不当解雇禁止規定の中小企業への適用を除外しようとしていることである(詳細は 第3章第3節1(3)ウ 参照)。政府は、これまで当該規定のために中小企業の事業主が労働者からの提訴を恐れて解雇に二の足を踏む一方、新規雇用にも慎重になる傾向があったとして、従業員15人以下の中小企業が勤続1年未満の労働者を解雇する場合には、不当解雇禁

止規定の適用を除外することとした。政府はこれにより、中小企業において適正な人員配置が進み、若年労働者や未熟練労働者の雇用が促進されるとしている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

3 大洋州(オーストラリア、ニュージーランド)

(2) ニュージーランド

ア 経済及び雇用・失業の動向

90年代初の金融緩和の影響から93、94年には高成長となり、物価上昇と経常収支赤字の拡大がみられたため、94年から金融引締めが行われた。この結果、設備投資の減速と為替レートの上昇による輸出の減速が生じ、景気は94年半ばから拡大テンポが鈍化した。こうした経済情勢の中で物価上昇率も目立って低下したため、96年末から金融は緩和され、97年には政府支出が増加された。実質GDP成長率は、94年に6.1%の後、95年は3.3%、96年は2.7%、97年の1～3月期2.4%、4～6月期3.6%、7～9月期3.3%であった。

雇用の動向を見ると、雇用者数は全体として増加しており、97年第3四半期の雇用者数は134万9,000人となっているが、パートタイム労働者が増加し、フルタイム労働者が減少する傾向にあり、雇用形態の変化が見られる。こうした変化の背景には、経済成長率の低下と企業のリストラに伴う人員削減、雇用抑制の姿勢がある。

失業の動向を見ると、97年第1四半期の失業者数は前期比1万6,000人増の12万4,000人で、94年第4四半期の12万8,000人以来の高い水準であった。92年に10%台に達した失業率は、93年以降の景気回復に伴い徐々に低下し、95年以降おおむね6%台で推移している。

表1-1-18 ニュージーランドの実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

表1-1-18 ニュージーランドの実質GDP成長率及び雇用・失業の動向

(%、万人)

	1994年	95	96	97			
				1～3月	4～6	7～9	10～12
実質GDP	6.1	3.3	2.7	2.4	3.6	3.3	
就業者数	156.0	163.2	168.8	168.8	169.0	168.7	
雇用者数	122.5	128.5	133.0	134.1	135.1	134.9	
失業者数	13.8	11.0	11.0	12.4	11.9	11.9	
失業率	8.2	6.3	6.1	6.9	6.6	6.6	

資料出所：実質GDP成長率、失業者数、失業率はOECD「Main Economic Indicators 1996.12」、その他はOECD「Quarterly Labour Force Statistics 1996.No3」

注 実質GDP成長率は対前年（同期）比

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

4 中東欧・ロシア(オーストラリア、チェッコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア)

中東欧・ロシアでは国によって経済及び雇用・失業情勢に差違がみられる。チェッコでは経済・雇用情勢が若干下り坂になっているのに対し、ポーランドでは経済・雇用情勢ともに好転してきている。一方、ロシアでは、経済は下げ止まりの兆しがみられるものの、失業率は9%台で推移している。

表1-1-19 中東欧諸国・ロシアの(実質)GDP成長率及び失業の動向

(%, 千人)

		1994年	95	96	97				
						1～3月	4～6	7～9	10～12
オーストリア	実質GDP	3.0	1.8	1.1	1.5				
	失業率	6.5	6.6	7.0		7.0	7.2	7.2	
チェッコ	実質GDP	2.6	4.8	4.1		1.5	1.2		
	失業者数	171	155	162		204	197	233	
	失業率	3.2	2.9	3.5		3.9	4.0	4.8	
ハンガリー	実質GDP	2.9	1.5	1.0		1.2			
	失業者数	520	496	477		493	460		
	失業率	10.9	10.9	10.5		11.0	10.3		
ポーランド	実質GDP	5.2	7.0	6.0		7.3	7.6		
	失業者数	2,838	2,629	2,360		2,236	2,040	1,854	
	失業率	16.0	14.9	13.6		12.6	11.6	10.6	
ロシア	実質GDP	-12.6	-4.0	-4.9		0.3	-0.6	1.0	
	失業者数	1,637	2,327	2,506		2,550	2,300		
	失業率	7.5	8.8	9.3		9.6	9.5		

資料出所：

(1) 経済企画庁「海外経済データ」

(2) オーストリア中央統計局、ハンデルスブラット紙：オーストリアの97年の年合計の数値

注 1 実質GDP成長率は、対前年（同期）比

2 ロシアの失業者数、失業率は、各期末の数値。

3 チェッコの失業者数の数値には、求職者数を使用。

(注54)

ドイツ、オーストリアでは、被用者(Arbeitnehmer)のうち、肉体的に労働し、労働の対価として賃金を得る者を「労働者(Arbeiter)」といい(別に「労務者」とも訳される。)、一方、主に事務的労働に従事し給料を得る者を「職員(Angestellte)」という。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

4 中東欧・ロシア(オーストラリア、チェッコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア)

(1) オーストラリア

ア 経済及び雇用・失業の動向

実質GDP成長率の動きは安定したものになっている。96年の失業率は95年の6.6%から0.4ポイント上昇して7.0%となった。97年も7%台が続いている。しかし、OECD諸国の中で比較すると低い水準となっている。

イ 雇用・失業対策

(7) 労働者と職員との法律上の均等待遇のための法案の提出(98年2月)

98年2月、政府は、長期間にわたって労働組合側が要求してきた、労働者(Arbeiter)と職員(Angestellte) (注54) に法律上均等な待遇を行うための法案を議会に提出し、同法案は専門家審査会に送られた。同法案では、労働者に対する解雇告知期間が職員と同じ期間まで延長されたほか、雇用開始後、労働者には2週間経過後に始めて認められていた病気手当受給権が、職員と同様に雇用当初から認められることとされている。ただし、労働者と職員との待遇の相違のうち最も大きな問題とされている社会保険料率の相違については、検討が見送られている。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

4 中東欧・ロシア(オーストラリア、チェッコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア)

(2) チェッコ

ア 経済及び雇用・失業の動向

94年以降実質GDP成長率は堅調に推移しており、96年は4.1%となったが、97年に入り成長率は鈍化してきている。失業率は4%程度と旧社会主義東欧圏の中では最も低いが、上昇傾向にあり、97年12月末には5.2%と過去最高に達した。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

4 中東欧・ロシア(オーストラリア、チェッコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア)

(3) ハンガリー

ア 経済及び雇用・失業の動向

95年3月以降実施されてきた緊縮財政政策により、実質GDP成長率は減速したが、96年後半から生産は回復し、97年4～6月期は前年同期比1.2%であった。98年1月には、EUとの協定を受けて、EU向け工業製品の輸出が自由化された。工業製品の輸出増大に効果があると期待されている。

失業率は95年以降ほぼ横ばいで推移しており、97年4～6月期は10.3%であった。しかし若年者層(15～19歳)では失業率が22.9%に達する高水準であり、若年者失業は楽観できない問題となっている。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

4 中東欧・ロシア(オーストラリア、チェッコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア)

(4) ポーランド

ア 経済及び雇用・失業の動向

実質GDP成長率が92年にプラスに転じ、94年以降は5～7%台の高成長が続いている。96年以降、消費ブームが起こり、内需の拡大を中心とした成長となっている。この景気拡大を受け、失業率は95年の14.9%から96年は13.6%となり、97年に入ると、1～3月期12.6%、4～6月期11.6%、7～9月期10.6%と、改善傾向にある。

第1部 1997～98年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の動向と対策

第2節 地域別にみた経済及び雇用・失業の動向と対策

4 中東欧・ロシア(オーストラリア、チェッコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア)

(5) ロシア

ア 経済及び雇用・失業の動向

実質GDP成長率が95～96年に前年比マイナス4.0～5.0%となった後、97年1～8月期は前年同期比0.0%となるなど、経済は下げ止まりの兆しがみられる。チェルノムイリジン首相は98年1月に、97年のGDPが前年比1.2%と、ソ連解体以来初めてプラスに転じたとしている。外国直接投資累計も97年に入って増加している。また、公務員賃金や年金の未払問題は、97年には国際機関からの借入れや国有財産の売却によって、96年よりは好転してきている。

トピック1オランダ:「オランダ・モデル」と呼ばれる好調な労働市場

オランダでは、労働市場の好調が続いている。失業率は顕著に低下しており、97年は前年より0.9ポイント低下して5.8%(OECD見込み)であった。この傾向は98、99年も継続すると予測されている。他の多くのヨーロッパ諸国、とりわけドイツ、フランスと比較して好調なパフォーマンスは、「オランダ・モデル」と呼ばれ、近年注目を集めている。

以下では、OECDによるオランダの経済審査(97年)やオランダ政府の資料等により、このように近年非常に注目される動きを示しているオランダの労働市場や経済・社会の構造改革について概観する。

1 雇用・失業の動向と特徴

オランダでは、失業率が2けたを記録していた80年代初頭以降、90年代初期の経済後退に対応して失業率が上昇した一時期を除いて、顕著に失業率が改善している(図1)。94年に7.6%になった後、95年7.1%、96年6.7%、97年5.8%と低下している。これは、同じヨーロッパ大陸諸国である近隣のドイツ、フランスが10%以上の失業率を示しているのと対照的な結果となっている。

雇用の特徴としては、全雇用者数に占めるパートタイム労働者の割合が高いことが挙げられる(表1)。96年には36.5%とOECD諸国中で最高水準であった。82年以降に創出された雇用の3分の2以上はパートタイム雇用となっている。また、これと関連して、過去10年間に女性の労働力率が急速に上昇しており、95年には59.1%と主要先進国(米58.9%、英52.8%、独48.2%、仏47.9%。ILO「Yearbook of Labour Statistics」により算出。)と比べて最も高くなっている。

一方、失業の特徴としては、長期失業者の割合の高さがあり、全失業者に占める1年以上失業している長期失業者の割合は96年に49.0%と、他のヨーロッパ諸国(英39.8%、独48.3%、仏39.5%。英仏は96年、独は95年の数値。OECD「Employment Outlook」。)と比較して高くなっている。

図1 失業率の推移

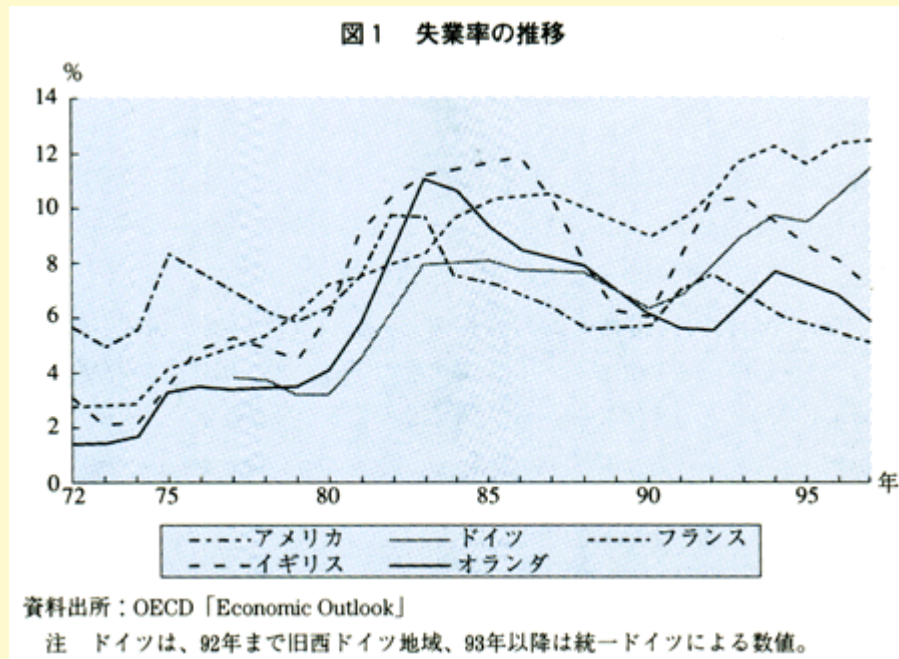


表1 各国のパートとタイム労働者の割合の推移

表1 各国のパートタイム労働者の割合の推移 (%)

国名	雇用者数に占めるパートタイム労働者の割合						パートタイム労働者数に占める女子の割合		
	全体			女子					
	1983年	90	96	1983年	90	96	1983年	90	96
オランダ	21.0	31.6	36.5	49.7	59.3	66.1	78.4	70.8	73.8
アメリカ	18.4	16.9	18.3	28.1	25.2	26.9	66.8	67.2	67.9
イギリス	18.9	21.3	22.1	41.3	42.6	42.7	89.6	86.2	86.0
ドイツ ^(西)	12.6	15.2	16.3	30.0	33.8	33.8	91.9	89.7	87.4
フランス	9.6	11.9	16.0	20.1	23.6	29.5	84.3	83.8	81.7
日本	15.8	18.8	21.4	29.2	32.8	36.0	72.9	70.7	68.0

資料出所：OECD「Employment Outlook 1997」(97年7月)
注 ドイツについては、83年は旧西ドイツ地域、90年、96年は統一ドイツによる数値。

2 経済、社会の構造改革の歴史的背景

オランダ経済は、70年代から80年代初頭にかけて、生産性の伸びを超える大幅な賃上げ、2回のオイル・ショック等により深刻な景気後退に陥り、インフレの亢進、生産と雇用の伸びの鈍化、失業率の2けた台への上昇、社会保障関連予算の膨張等が起こった。他のヨーロッパ諸国と比べても特に危機的な同国の経済状況は、「オランダ病」と呼ばれた。

このように経済再建に向けた取組の開始に一刻の猶予もないことが明らかになったことから、その改革プロセスは80年代早期に開始された。すなわち82年に誕生したキリスト教民主党、自由民主党の中道右派連立政権は、財政支出の抑制、社会保障制度の見直し等の経済政策の主要な方針転換を行い、構造改革に乗り出した。その中で、労働市場の構造改革は、「ワッセナーの合意」により開始された。

「ワッセナーの合意」は、82年、賃金上昇率の抑制について政労使が合意したものである。70年代から80年代初頭にかけての大幅な賃上げが失業率の上昇につながったとの反省によって、政府のイニシアティブにより実現した。同合意では、賃金上昇率の抑制のほか、パートタイム雇用の創出、早期退職制度、及び労働時間短縮を通じて雇用に促進するプログラムの実施が約束されるとともに、今後も政労使がソーシャル・パートナーとして対話し協調していくことが確認された。この賃金の抑制策及び労使のコンセンサスを重視する手法は、「オランダ・モデル」の土台となるものである。なお、「ワッセナー」とは、この合意が形成された地名で、アムステルダム近郊にある。

3 労働市場の構造改革

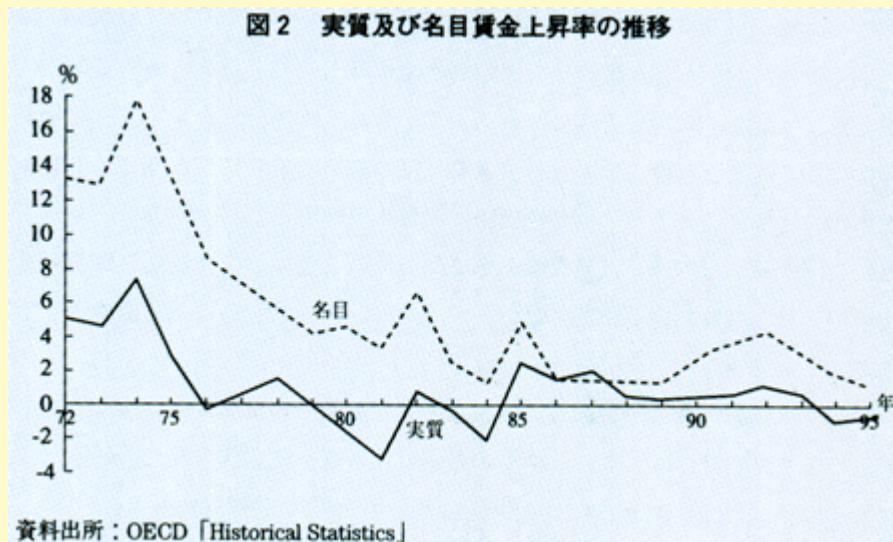
オランダでは、80年代初頭以降、「ワッセナーの合意」にみられるような労使間のコンセンサスの形成をキーワードとし、1)賃金調整政策、2)パートタイム労働者の雇用促進、3)社会保障制度改革を中心とした、労働市場の柔軟性を高めるための構造改革を行ってきた。OECDも、オランダは、労使と協調し、社会的一体性を脅かすことなく、コンセンサス形成を通じて構造改革を導入した好事例として取り上げている。

(1) 賃金の調整政策

上述のように、82年、賃金上昇率の抑制について政労使間の合意が結ばれ(「ワッセナーの合意」)、この合意を労使が履行していくことによって、実質賃金はその後ほぼ横ばいで推移している(図2)。

一方、政府は、その賃金政策において、国民所得の増加を異なる広い階層にできるだけバランス良く分配するために、労使との協議等を通じて、賃金の調整を図ってきた。これにより、賃金格差の拡大も抑制されてきた。

図2 実質及び名目賃金上昇率の推移



(2) パートタイム労働者の雇用促進

オランダはOECD諸国の中で最もパートタイム労働者の割合が高くなっている。政労使は、82年以降の新しい経済政策の初期段階から、既にパートタイム労働の促進に焦点を合わせていた。パートタイム労働者とフルタイム労働者は、社会保障、労働法上の取り扱い、雇用期間等において均等待遇が原則とされた。政府は、パートタイム労働者を雇用する事業主への補助金の支給、政府機関におけるパートタイム労働者の雇用等により、パートタイム労働者の雇用促進を図った。多くの事業主は、業務量の変動に合わせて労働力を調整できる柔軟性の増大という観点からこれを歓迎し、一方、労働者側も、明らかに他の多くの加盟国よりも余暇と家族生活を志向している社会文化的な価値観を反映し、パートタイム労働を歓迎していると言われている。また、パートタイム労働の増加は、サービス業の急速な成長と関連し、主に女性によって充足される新しい雇用を創出した。結果として、女性の労働力率が上昇し、複数の勤労者がいる世帯数が増加したことから、賃金上昇率の抑制がより受け入れられやすくなった。このようなパートタイム労働の普及が、良好な労働市場の一因と言われている。

(3) 社会保障制度改革

オランダにおける80年代の社会保障制度改革は、就労可能な年齢にある者は誰もがまず就労する機会を与えられ、失業、病気、高齢、障害等により就労が困難になったときにはじめて、社会保障制度の適用対象者になること、すなわち本当に必要性のある者のみが社会保障給付を受給するとの原則の下に実施された。同改革の目的は、社会保障予算を削減すること以上に、長期失業者や障害者等の社会保障給付受給者の就労へのインセンティブを高め、雇用機会を与えることにあった。

85年に失業給付及び障害給付の給付水準が前職賃金の80%から70%に削減され、91年及び95年には、これらの受給資格要件の厳格化が図られた。96年には社会保障給付申請者数が初めて減少し、97年も同様に減少傾向にある。

4 労働市場の更なる柔軟化をめぐる最近の動き

政府は、雇用形態の多様化が進展する中で、95年以降、労働市場の柔軟化を更に進展させるとともに、それによって必要な労働者保護が損なわれることがないように、両者間の適切なバランスを保つことを目的として、1)「労働時間法」の制定(95年)、2)「労働市場の柔軟化及び雇用の安定に係る法案」の議会提出(98年中成立予定)などの新しい施策を展開

している。

(1) 労働時間法の制定

95年には、1919年に労働法が制定されて以来の労働時間制度の大幅な改正が行われた。労働時間法の改正にあたっては長期間にわたる議論があったが、95年6月に法案が議会に提出され、同年12月に可決され、96年1月から施行された。

今般の改正は、労働時間の標準的な規定を設けた上で、さらに労使合意によりこれを弾力化することができる点の特徴として挙げられる。すなわち、労働時間法では、法定労働時間、休憩、休日労働、深夜労働、時間外労働等について、法定の上限とともに協議規定上限を設け、労使の合意があれば協議規定上限の範囲まで柔軟に労働時間を編成することができることとなった。一方で、労働者保護も拡充されており、女性及び若年者の危険業務、深夜労働についての特別な規定が設けられている。

(2) 労働市場の柔軟化及び雇用の安定に係る法案の議会提出

97年3月、労働市場の柔軟化及び雇用の安定に係る法案が議会に提出された。同法案は、労働市場の柔軟性と雇用の安定のバランスの取れた雇用関係の推進を目的としたものであり、1)解雇規制の緩和、2)派遣労働者等の新しい雇用形態による労働者の法的地位の強化、3)労働者派遣事業に係る許可制の廃止を柱としており、98年中の成立、施行が予定されている。

解雇規制の緩和の主なポイントとしては、事業主都合により雇用契約を終了させる場合の告知期間が現行の6ヶ月前から4ヶ月前に短縮されること等が挙げられる。

新しい雇用形態による労働者の法的地位の強化のポイントとしては、1)契約期間が不定の派遣労働契約や3回以上更新された派遣労働契約を終了させるとき、派遣元事業主は当該労働者に事前に契約終了の告知を行うとともに、公共職業安定所に雇用終了の許可を受けることが必要とされること、2)明示的な雇用契約を結んでいない労働者であっても、定期的に(毎週、又は少なくとも月20時間)3ヶ月以上同一の事業主の元で就労したとき、雇用契約があったものとみなされること、3)事業主の求めに応じて不定期に短時間就労する契約労働者(on-call worker)に対して、事業主は当該労働者の1回の就労につき少なくとも3時間分の賃金(3時間就労したか否かにかかわらず)を支払わなければならないこと等がある。

また、労働者派遣事業に係る制度の改正については、労働者派遣事業に係る許可制の廃止のほか、派遣期間の制限(現行6ヶ月)が廃止されることになっている。

参考文献:OECD 「Economic Surveys Netherlands 1996、1997」

OECD 「Implementing the OECD Jobs Strategy:Lessons from Member Countries' Experience」

OECD 「Economic Outlook 62(96.12)等」

OECD 「Employment Outlook 1997」

OECD 「Historical Statistics 1960-1995」

ILO 「Yearbook of Labour Statistics 1997」

オランダ労働社会省 「Social and economic aspects of the Netherlands」

同 「Part-time work in the Netherlands」

同 「Info Bill on Flexibility and Security」

同 「Info Arbeidstijdenwet(ATW), a new regulation for both trade and industry and the government」

International Relations Services 「European Industrial Relations Review 1996.1」